

平成 24 年第 1 回多賀城市議会定例会補正予算特別委員会会議記録（第 2 日目）

平成 24 年 2 月 20 日（月曜日）

◎出席委員（17 名）

委員長 深谷 晃祐

副委員長 金野 次男

委員

柳原 清 委員

戸津川 晴美 委員

江口 正夫 委員

伏谷 修一 委員

米澤 まき子 委員

藤原 益栄 委員

佐藤 恵子 委員

森 長一郎 委員

松村 敬子 委員

阿部 正幸 委員

根本 朝栄 委員

吉田 瑞生 委員

昌浦 泰巳 委員

竹谷 英昭 委員

板橋 恵一 委員

◎欠席委員（1 名）

雨森 修一 委員

◎説明員

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 内海 啓二

市民経済部長 伊藤 一雄

保健福祉部長 鈴木 健太郎

建設部長 佐藤 昇市

市民経済部次長(兼)生活環境課長 佐藤 秀業

保健福祉部理事(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 紺野 哲哉

建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長 鈴木 裕

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 木村 修

市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一

総務課長 竹谷 敏和

総務部副理事(兼)管財課長 阿部 博光

総務部副理事(兼)地域コミュニティ課長 片山 達也

総務部副理事(兼)交通防災課長 角田 三雄

市民経済部副理事(兼)市民課長 加川 昭

税務課長 郷家 栄一

収納課長 佐藤 利夫

農政課長(兼)農業委員会事務局長 狩野 正幸

商工観光課長 菊田 忠雄

こども福祉課長 但木 正敏

健康課長 浦山 幸一

介護福祉課長 松岡 秀樹

国保年金課長 高橋 信子

選挙管理委員会事務局長 長田 健

建設部副理事(兼)道路公園課長 鈴木 弘章

下水道課長 加藤 幸

会計管理者(兼)会計課長 永澤 雄一

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 大森 晃

教育委員会事務局理事(兼)学校教育課長 佐々木 清光

教育委員会事務局副理事(兼)生涯学習課長 永沢 正輝

文化財課長補佐 郷右近 正晃

水道事業管理者 佐藤 敏夫

上水道部次長(兼)工務課長 櫻井 友巳

上水道部副理事(兼)管理課長 小幡 誠志

生活環境課参事(兼)生活環境課長補佐 今野 淳

社会福祉課参事(兼)社会福祉課長補佐 阿部 英明

都市計画課参事(兼)都市計画課長補佐 根元 伸弘

教育総務課参事(兼)教育総務課長補佐 佐々木 政則

管理課参事(兼)管理課長補佐 鈴木 利秋

下水道課副主幹 阿部 克敏

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 伊藤 敏明

参事(兼)局長補佐 吉田 真美

主幹 櫻井 道子

午前 10 時 00 分 開会

● 議案第 16 号 平成 23 年度多賀城市一般会計補正予算（第 8 号）

○深谷委員長

皆さん、おはようございます。

本日、補正予算特別委員会 2 日目でございます。皆様に慎重なる御審議を賜りまして御協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

では、早速本日の特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は 17 名であります。本日は雨森修一委員より欠席届が出されておりますので、御報告申し上げます。

定足数に達しておりますので、直ちに特別委員会を開きます。

初めに、議案第 16 号平成 23 年度多賀城市一般会計補正予算（第 8 号）を議題といたします。

17 日に引き続き歳出の質疑を行います。その前にお手元に資料が配付されております。資料について藤原委員、よろしくお願いいたします。

○藤原委員

金曜日の質疑では東松島市の実績なるものは全く事実がなかった、それから東松島の契約日が 5 月 13 日であるのに対して多賀城が 4 月 28 日で多賀城の契約の方が早かった、それから仮設住宅 1 戸当たりの委託費用は多賀城の方が 3 倍から 4 倍であった。それを市当局は業者の言うがままに予算計上し契約していたとそういうことが明らかになったわけです。いまだに随意契約はしないという明言がありません。それで、本当に随意契約をやってもいいような業者なのかということで、金曜日には二つの事例があるということで話をしておきました。

委員長の許可によって資料を配付させていただきましたが、1 ページ、2 ページ、3 ページは、これは共立が隠れて録音したと思われる記録です。私どものところにこれが寄せられたのは 1 月 31 日ごろ、留ヶ谷の共産党の市議団事務所に茶封筒入りで投函されたものです。

1 月 31 日ごろとはっきりしないのは、実はこの時期、寒くて余り事務所に行っていませんで、2 月 1 日が多賀城民報の作成日だったので行ったら 1 月 31 日の新聞と 2 月 1 日の新聞の間にこれが挟まれていたということです。それから 4 ページは共立の某仮設住宅管理者とボランティア活動家 A 氏の 50 分に及び対談内容の要約です。

まず初めに 4 ページの方から御説明をいたします。私がこれの対談記録をいただいたのも 2 月 17 日金曜日の昼です。共立の O 氏がボランティア活動家の A 氏に対して金銭の要求をしたのは 2011 年 11 月 8 日火曜日、9 時から 10 時の間の 50 分間です。50 分間にわたって何とかお金を出してくれ、筋が通らないものは出せないという押し問答をやっていきます。場所はどこかといいますと、多賀城市内某仮設住宅の集会所内です。場所を言って

しまうとわかってしまうのでこういうことにしておきます。対談者は、さっき行ったように仮設住宅管理者の〇氏とボランティア活動家の A 氏ということです。記録をなぜ残したのかということなんですが、実はこの A 氏のところに住民の方からどうも〇さんが A 氏に対して金銭を要求しようとしている、注意した方がいいというような情報が事前にある、〇氏から呼ばれたときに A 氏はこれは何かあると大変だということで記録を残したということになっています。

それで、まず 5 の(1)なんですが、〇氏が A 氏に金銭の提供を求めるに至った経緯、これはどういうものだったのかといいますと、実は昨年 10 月 30 日に市内の某仮設住宅で住民主催による焼肉パーティーが開催をされました。そのときに A 氏は肉を購入するのだったら被災地の肉屋さんから買ってほしいというふうに持ちかけて気仙沼の被災肉店からカルビとホルモンを調達してそのまま住民の皆さんに提供したということです。ところが、この行事は最終的に三千数百円の赤字が出たんです。〇氏はそのお金は、4,000 円ぐらいは共立からもらってくるからといって請け負ったんです、その赤字補てんを。ところが、共立側は領収証がそろっていないからと言って支出を拒否しまして、〇さんは困って肉を提供した A さんにお金を出してくれと、金を出してくれと露骨は表現はしていませんが、端的にはそういうことを言っています。

(2)なんですが、〇氏は A さんに対してどういうふうな物言いをしているかという、金を出してくれと端的には言っていないんですが、3 万円や 30 万円のお金ではないから、要するに 3,500 円程度だから A さんに相談するしかない、筋の通らないことをやろうとしているのは重々わかっている、大人の話だとそうやって A さんに不足分の補てんを求めるんです。けれども、A さんは 3 万円であろうと 10 万円であろうと筋が通るのだったら負担する、しかし今回の行事は住民自身の企画なのであって住民の皆さん自身が解決することであって私が負担するようなものではないとそう言っている、当たり前のことです、これは。それで、問題なのはその最中に〇さんは今後一切かわりを持ってもらっては困るんだよというようなことで金銭の負担をしなかったことでボランティア活動家の A 氏に対して出入り禁止をほのめかすようなことを言っているんです。市役所が委託した会社の職員がこういうことをやるというのはどうですか。

私はこの記録をというか早くいうと録音を 3 回聞いています。皆さんは聞いていないので事実とすればという話で結構ですから事実とすればどういうふうに判断しますか、こういう行為について。まず、保健福祉部長。

〇深谷委員長

藤原委員、この資料の説明だけをとりあえずしていただいて、前回の委員会が保健福祉部の答弁をする前からで今回答弁から始まるので先に資料の説明だけお願いします。藤原委員。

〇藤原委員

(3)はどういうことかということです。なぜ〇氏は共立から 4,000 円金をもらってくるからというふうに言ったのか、そういうふうに思ったのかということ、それは共立はあるボラン

ティア団体が主催をする支援物資提供のときに仮設住宅のイベントの資金に使いますということで1品100円程度のカンパをお願いしますと言ってカンパをもらっていたんです。1品100円程度といったら95円出す人とか101円出す人はいないです。実際上は100円出す、ほとんどの人が。それでO氏はその共立の言葉を信用して不足分はもらえるものだと思ったんです。ところが出なかった。それでこういうような話になった。

つまり、共立はどういうことをやっているかという、チームみちのくというボランティア団体のときに物資支援のとき1品当たり100円のカンパをもらっていた。チームみちのくの収入になるんだったらまだ話はわかります。それから本当に住民の皆さんのイベントに使うというんだったらその仮設住宅の互助会とかその仮設住宅の自治会が管理するんだったらわかります。けれども、このカンパなる売り上げはみんな共立が吸い上げていたんです。Oさんは何と言っているかという、山王でもやった、城南でもやった、多賀城公園でもやった。その売り上げはすべて共立に上げているんだと誇らしげに言っていました。共立はきちんとした会社だから出してもらうときはなかなか厳しい。

こういうことをやったということになると、結局、所場代ではないか、これは、つまり。ボランティアがもらったのだったら所場代ということもない。互助会や自治会が管理しているのだったら確かにイベントのためのお金だということになるでしょう。しかし、共立が管理しているということになるとこれはそこでボランティア団体がやったときにいわゆる場所代として共立がお金をもらっているということと同じになるのではないか。そういう新たな問題が私は出てきたのではないかというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいということです。

○鈴木保健福祉部長

それでは、先週藤原委員より御質問のあった件についてお答えさせていただきます。

まず1点目は、共立メンテナンスの社員が住民との会話を録音したことについてでございますが、お手元に配付されておりますとおり、事実でございます。そのときの会話録は当方、市の方でも昨年のうちにいただいて、うちの方でも記録書として残っております。読んでいただければおわかりだと思いますが、これは昨年7月時点での会話の記録でございます。この時期は山王仮設住宅のあり方等についてさまざまな議論が始まった時期でございます。住民の方々の御意見を反映させるべく記録を起こすために録音したものというふうに報告を受けております。この件に関しては今後このようなことがないように指導しておりますので、御理解願います。

次に金銭管理についてでございますが、これは多賀城中学校仮設住宅においてボランティア団体がバザーを行って得た収益金を、これは4,000円でございます、多賀城中学校の仮設住宅の自治会にそのボランティア団体が寄附しようとしたのですが、自治会がなかったため一時共立メンテナンスが預かることになりました。その預かり金については現在もそのまま4,000円が保管されております。その後、仮設住宅内の有志の方々とその友人家族が焼肉パーティーを行い、その経費に充てたい旨の話がありましたが、仮設住宅内の総意では

ないため支出を断ったというふうなことが、私どもが聞き取り調査をした内容でございます。

先ほど藤原委員の方の口述とちょっと食い違いがあるというふうなことでございますが、実は先ほど仮名で A 氏というふうなことでお名前が出ておりましたけれども、私どもも共立メンテナンスの方からのみ実情を聞くということでは片手落ちなので A さんに対してもその状況を聞きたいというふうなことで御連絡を差し上げてはおるんですが、なかなかいらしてもらえないというふうな状況がございます。

なお、その A さんが所属する団体でございますが、ライフワークサポートひびきという団体というふうなことで活動をなさっているようでございますが、実はブログを見る環境が整っている方につきましては後ほどごらんいただきたいんですが、相当多賀城市及び共立メンテナンスに対する誹謗に近いような物すごい厳しい言葉で中傷されているというふうには私は考えております。

そのような方であるというふうなこともあるんですが、事実はどうなのかというふうなことをまず確認することが先決だろうということで、この件に関しては先週も当時焼肉パーティーに参加した住民の方にも参加していただきましてお話をお聞きさせていただきました。藤原委員は IC レコーダーを聞いたというふうなことで、私どももそれを聞くまではうかつに判断はできないというふうに思っておりますので、ぜひ私どももそれを聞かせていただいて最終的な結論を出していきたいというふうに思います。

ただ、住民の方々の話ではもうこの件に関しては追加を私たちで全部負担してもう終わったことで何ら気にしていないというふうなことでしたので、事実につきましてはそれを聞かせていただいてもう少しお時間をいただければというふうに、今藤原委員のお話を聞いてそのように思っているところでございます。

このように、仮設住宅を管理運営しておりますとさまざまな問題や課題がたくさん出てまいります。住民の方々と正面から向き合い一つ一つ丁寧に問題解決を図っていくことが成功の秘訣であろうというふうに思っております。繰り返しになるかと思いますが、去年の 3 月、4 月はまだまだ多くの方が避難所生活を余儀なくされ、また 4 月から始めた被災者総合相談には多くの方が列をなしました。あのような混乱が続く中、5 月 3 日に山王仮設住宅が完成し入居が始まったのであります。当時の混乱していた状況を顧みますと、仮設住宅の管理運営につきましては入札をする期間もなければ職員も被災者の生活支援や相談に翻弄され仕様書の内容を十分に検討する時間もございませんでした。また、8 月に開設した多賀城中学校の仮設住宅が最後となりましたが、それまでの間、国からの仮設住宅に係る運営指針もたびたび変更となるなど、仮設住宅ができるごとに仕様書の内容もかわっていったことも事実でございます。あのころはとにかく一刻でも早く仮設住宅を建設し、避難所生活から解放してあげるために取り組んでいましたので、契約の手法としては随意契約しかなかったのが現状でございます。また、当時は多くの企業や商店が被災したことから、失業者が増加し再就職や雇用の問題も表面化しており、被災した方を雇用するなど仕様書の内容

についてはできる限り条件整備を図ったつもりでございます。現在雇用されている社員はパートを含め28名で、いずれも被災した方々でございます。

次に23年度の経費の内訳を説明させていただきます。契約金額6,400万円のうち約77%の4,700万円が人件費を占め、福利厚生費の200万円を加えると約80%となっております。また、残りの経費内訳も事務的経費500万円、多賀城中学校の防球ネット設置費用360万円、労務管理ほか960万円となっており、委託料としては標準的な内容だと考えております。

今後の仮設住宅の管理運営につきましては、何よりも入居している方々の安全安心を第一に考え、さらにはこれまで1年間かけて築いてきた入居者の方々との信頼関係を継続していくことが何よりも重要なポイントであると考えております。よろしく願いいたします。

○藤原委員

あなたはいつでも市や共立に批判する人はそういう物言いをします。例えば山王住宅の皆さんから出た文書をあなたは怪文書、怪文書といろいろなところで言っていたでしょう。住所も名前も電話も書いてある、けれども共立を批判したり市を批判したりするとそういうふうな言い方をするんです、いつも。だから、聞くべきことは中身を聞くべきであって、批判している人が言っているからおかしいんだというのはおかしいでしょう。まず金銭を強要した事件の問題です。住民の話を聞いたら自分たちで解決したから気にしないでほしい、住民の皆さんはそれでいいでしょう。

しかし、あなたが委託している、あなた方が委託している会社の職員が金を出してくれと要求したのは事実です、これは。それはどうでもいい問題だと思うわけ。市役所にかわってそういうことをやったんだよ。委託会社の職員がやったんだから市役所にかわって足りない金を負担してくれとやっているんです。あなたはそれがどうでもいい問題だと思うんですか。

○鈴木保健福祉部長

先ほども申し上げましたが、OさんがAさんにどのようなお話をしたのかはAさんから私どももじかに聞いた上で判断したいというふうに先ほども申し上げたと思います。そういうことで御理解をお願いいたします。

○藤原委員

委員長にこの資料を提供しますから、どんどんコピーして市役所全員、全員でなくてもいいが座っている方全員、議員も全員聞いてください、これを。50分間かかるけれども。後で聞いてください、間違いがないから、私言っていることが。

二つ目、あなたはチームみちのくというボランティア団体が、ボランティア団体が集めたカンパだと言ったね、さっき。そして、自治会に寄附しようとしたけれども自治会がないので便宜上共立が預かったと言ったね。このカンパをもらっているのはあそこだけではないんです。あそこ。あなた知っているだろうと思うけれども。Oさん、はっきり言っていますよ。城南でもやりました、山王でもやりましたということはそのカンパなるものは山王と城

南は自治会が管理しているとそういうふうに理解していいんですか。

○鈴木保健福祉部長

山王、城南については共立メンテナンスの方でも自治会の方から受け取り書をもっておるといふうなことで報告を受けておりますので、自治会の方にもう既にゆだねられているといふふうに思っております。

○藤原委員

それは間違いはないんだね。Oさんが間違っているんだ。Oさんは山王も城南も多賀城公園も、そしてここもみんな共立がしていると言っているんです、Oさんは。ここはしっかりした会社だからなかなか出すものを出してくれないんだ、厳しいんだとそういうふうに言っています。それはわからないのね。何でこういうことを調べないわけ、あなた方は。Aさんは1月28日に市役所の窓口に行ってこういうことがあったと訴えたと言っています。けれども、あなたは全部色眼鏡で見てあの人は特別な人だとなかなか話を聞かないわけだ、全然、あなたは。何で調べないんですか。これは重要なことだよ。事実だとしたら重要なことだと思いませんか。市長、どうですか。

○鈴木保健福祉部長

ですから、先ほども申し上げましたが、そのAさんからも私どもはお話をお伺いしたいということで、昨日も実は本人に連絡をとりまして来ていただきたいといふうな旨のお話を申し上げております。ですから、色眼鏡で見るといふうなことでは決してなく、双方の話をきちんと聞いた上で結果を出していきたいといふふうに考えているということでございますので、よろしく申し上げます。

○藤原委員

事実関係がはっきりするまで、少なくとも随意契約なんていうのはあり得ないと思うんですけれども、それはどうですか。

○鈴木保健福祉部長

疑わしきは……、といふうなことがあるかと思いますが、現段階で私どもはそれ以上のものはお答えできませんので、現段階としてはきちんと仕様書にのっとって運営していただいているものといふふうに考えております。

○藤原委員

何でそこまで共立をかばうのか。あんた、監督官庁だよ。発注をしてきちんとやられているかどうかを監督する役所でしょう、あんたは。まず事態を明らかにさせてから考えてくださいというのが当たり前でしょうが。不思議な役所だね。

次、訪問時に隠れて録音していた事実を認めました。ところが、このこと自体についてはまるで何が悪いんだというそういう感じだね、あなたの話は。いいですか。市役所が委託した業者が、その職務の中で隠れて、職務の中で住民を訪問して、隠れて録音していたというのは市役所にかわってやっていることなんですよ。例えば市役所と住民、いろいろトラブル起きるわね。滞納整理で行っていろいろあったりする、それは。あるいは用地買収などでもい

ろいろあつたりします。多賀城市役所はそのとき一々録音とっているんですか。隠れて。隠れて録音とるとというのは重大なことだと思いませんか。どうですか。

○鈴木保健福祉部長

隠れてとった、本人に了解をもらわずに録音をしていたというふうなことについては共立も深く反省しておりますし、私どもとしましても今後こういうことがないように指導しておりますので御理解をお願いしたいというふうに思います。

○藤原委員

その程度で過ごしていい問題なわけ、これは。市長、どうですか。

○菊地市長

事実関係について、今保健福祉部長から説明がございましたけれども、この中身をまだ私熟知しておりません。今もらったばかりでございます。今保健福祉部長が話したことを聞いた限りではまだ A 氏という方がどんな方かわからないということでございますから、それを聞いてからでないかと判断できません。

○藤原委員

その話はもうあれ以上事実関係がつかまらないから調査しないとだめです、さっきの件は。A 氏と O 氏の件は。テープを聞いてから判断してください、それは。話は隠れて録音したことについて話に移っている。それは保健福祉部長は事実を認めました。確かに共立が隠れてテープをとっていた、反省しているとそういうことなんでしょう。その程度で済む問題なのかということです。市役所の委託を受けている業者が仮設住宅の住民を訪問して隠れてテープをとったということは、市になりかわってテープをとったということです。こういう情報の収集は公正な手段による情報収集とは私は思えないんです。これが公正な手段ですか。

○菊地市長

隠れてとったということは、それはやるべき行為ではないというふうな思いはいたします。

○藤原委員

公正な手段ではないと思うでしょう。

○鈴木副市長

今の録音の件でございますけれども、恐らくこの趣旨は面談する記録を正確に記録をしようというそういう意図のもとにとったのではないかと考えております。ただ、その際に完全な手続とすれば録音をとらせてくださいという事前の了解を得るべきであったろうというような感じはいたしますけれども、ただ、その録音をもって何か権利を主張する、あるいは相手をどうこうするという点においてはそう悪意に満ちたことではないだろうというふうに思いますけれども、いささかちょっと配慮が足りなかったということはあると思います。

○藤原委員

何でそういう、ふだん個人情報個人情報とあれだけ口酸っぱく言っている市役所が何で共

立の話になるとそういうふうにトーンダウンするんですか。しかも、幹部ですよ、一緒に行ったのは。この記録の 6 行目、こんにちは、私何とかと申しまして今回の多賀城市さんからの仕事の責任者になっております。責任者ですよ。さっきの金銭強要の件は末端といたしますか、仮設住宅の職員が何とかお願いしたいとやったものだから、それは共立の監督不行き届きというか、教育不行き届きというかそういうことにはなると思う。けれども、これは幹部だよ、責任者だよ。責任者みずから仮設住宅のあるお宅を訪問して録音しているんです。そうすると私はたまたまだと思いません。体質ではないか、これは。そんな経験がない人が責任者になっていないでしょう。なんでこういうことを問題にしないのですか。問題にならないのですか、多賀城市では。こういうことをやっても随意契約は全然問題にならないんですか、こういう業者に随意契約やることは。どうですか。

○鈴木保健福祉部長

確かにさっき副市長からもお話がありましたけれども、確かに少し行過ぎた、配慮が足らなかったというふうなことはありますが、現在仮設住宅の管理運営についてはきちんとやっているというふうに思っておりますので、先週お渡ししましたアンケート調査からもわかりかと思いますが、相当の方が満足度が高いということもありますので、今後とも住民の方々に寄り添っていこうということで考えているところでございます。

○藤原委員

共立の代弁はいいから、委託業者が隠れて録音をしたということ自体は重大なことだと思うでしょう。思うんですか、思わないんですか。どちらですか。それを知ったのはいつですか。

○鈴木保健福祉部長

重要か、重要でないかというふうなことで言われれば相当社会的にも承諾をもらわなかったというふうなことについては責任があるのかなというふうに思っています。それから私が知ったのは、私が赴任してきてから、12月になってからだというふうに記憶しております。

○藤原委員

12月段階で知っていたということね。重大なことだとそのときに気がついたんですね。12月に。そういう理解でいいですか。

○鈴木保健福祉部長

12月に一連の報告書は読みましたので、そのときに気づいていたというふうなことでございます。

○藤原委員

共立も問題なんだけれども、役所も本当にあきれぐらい問題です、これは。そういう金銭の強要をやっていたということも、1月28日には住民の方は市役所に行って訴えています。それから隠れて録音していたというのは、部長は12月段階で知っていたということですよ。それからもっと言うと、2月7日に私はあなたと会って、私はあなたが私しか持って

いないはずの資料を持っていたんだ。録音記録だ。共産党の議員団しか持っていないはずの資料をあなたが持っていたので私はびっくりしたんです。そのときあなたは言ったんだ。これは盗聴ではないか、隠れて録音しているのではないか。それが2月7日です。ところが重大だ重大だと言いながら、隠れて録音するのは重大だと言いながら皆さん方は何をやったか。私が議案第16号関係資料の追加資料を見てください。皆さん方が金曜日に出したアンケート調査の集計結果です。調査日、調査時間、最初が2月4日、二日目が2月8日。2月13日までやっています。

つまり、こういう一連の問題が明らかになっていることをあなた方は重々承知していながら、批判する声は怪文書だとか誹謗中傷している人だとかそういうふうに言って、隠れて録音したことも何ら問題にしないで、しかも私はあなたに2月7日に忠告をした、隠れて録音していると。馬耳東風だ。2月8日から市役所の保健福祉部挙げて仮設回りして、共立どうですか、評判がよくて90数%がよかったから随意契約でやります。これが監督官庁のやることですか。発注官庁がやることですか。監督官庁なるものは本当にこの業者でいいのか。隠れて盗聴もあった。金銭の要求もやっている。カンパの売り上げもどうも不透明だ。それを調べるのが先ではないですか。監督官庁なんだから。あなただれの金を預かっているんですか。逆さまだよ、やることが。市長、どう思いますか。

○菊地市長

中身のことにに関しては、もう少し精査する必要があるかなという思いはいたします。私自身もまだそこまで理解が至っておりません。しかし、先週城南地区の方々から市長、何とかこのまま共立にやっていただきたいという方が、5名ほどですか、私のところに来られました。それで、何名だったか忘れましたが、城南地区の方々一人一人自分の名前を署名して印鑑まで押してぜひ共立にやっていただきたいという話がありました。それから山王の方々も私のところに、私はお会いできませんでしたが、来てぜひこのまま継続していただきたいという話がちゃんと、パソコンで打ったんだと思いますけれども、それなりのことを書いて、あるいは見た方もいらっしゃるかもしれませんが、そういう方がいっぱいいらっしゃるということでございました。高橋の方からも、私らも集めています、あのマスコミ報道は何だったんですか、冗談じゃないよという声が上がっております。ですから、これは住んでいる方と管理をやっている方がスムーズに行くのが一番私はいいい方法だというふうに思っていますので、今の状態では共立メンテナンス以外はできないのではないかとこの方向で私は考えております。以上です。

○藤原委員

共立メンテナンスで働いている皆さんにかわってほしくないというのは、いろいろなつき合いが出てくるから人情としてわかります。でもそれは矛盾なく解決する方法があるんです。多賀城市では既に経験済みなんです。あかね保育所を、私らは反対したんですけど、あかね保育所を学校法人高橋学園にゆだねました。学校法人高橋学園は保育士を採用して運営していました。けれども、学校法人が破産をしまして指定管理を返上しますという

ことになったんです。それでどうしたか。働いている皆さんをみんな大新東に移してもらって、職員をかえないで経営者をかえたということがあったでしょう。住民の皆さんが続けてくれと言っているから、だから共立だというのは飛躍なんです。かつて多賀城はそういうことを解決済みなんです。だから、あなたが言っていることは全然通用しない議論なんです。わかりますか。

それからその認識についてちょっと答えてください。多賀城はこれをもう乗り越え済みなんだから、今の話は。

○鈴木副市長

今の市長の答弁について御質問あったわけでございますけれども、あかね保育所のあの状況とこの震災直後のこの状況とそれを同列に考えられるかどうか。あのときは、あかね保育所の経営体が崩壊をして、間髪を入れずに入らなければならないという状況があったので、それは公側で入りました。今回は、既に御承知のことだと思いますけれども、今は復旧復興に向けてこれだけのことをやっているときに人が足りない。自治法派遣でほかの自治体からも応援をもらうという状況まで来ている中ですので、これは職員だけではなくあらゆるもの、民間も含めてあらゆる手だてを講じる、そういう時期にあると思いますので、それとこれとは同列に論じられない、そういう視点ではないかというふうに思っております。

○藤原委員

見事なすりかえ答弁だ。私言っているのは職員をかえないで経営体をかえるというのはやったでしょう、経験があるでしょうと言っているんです、私言っているのは、できないことではないんだ。過去にやっているんだから。論点のすりかえはしないでください。最後に聞きますが、隠れて録音したというのは、何回も聞きますけれども公正な手段による情報収集かどうかと。答えてください。

○鈴木副市長

盗聴をしたとか隠しどり、録音したというお話でございますけれども、それは例えば他人のうちに入って本人に隠れてプライバシーを侵す、そういったことで録音するのは、それは盗聴ということであろうと思います。今回の場合は面談した結果を正しく記録しようというそういう背景、意図に基づいての録音でございますので、重大だというお話をされますけれども、これは先ほども申しましたように、今になって見ればそのときに録音させてくださいと一言断って録音すべきであったろうということだと思いますけれども、いわゆる盗聴と今回の面談記録の録音とは根本は違うのではないかというふうに思っております。

○藤原委員

共立、市役所ともに驚くべき人権感覚です。社会常識からすれば、隠れて録音するというのはこれはあり得ないことです。しかも、市役所の業務委託されていてそうなんです。だから、市役所がそういうことをやっていると同じなんです。まず断って承諾を得たら録音する、されなかったら録音しないと、それが社会常識です。それからこういうことをやって著しく信頼を壊します。それが今回の全容なんです。今回の発端なんです、結局は。市役所、共立と

もに物すごい人権感覚のなさに私はびっくりします。

今回の一連の事件は結局何だったのかということ、根拠もないのに東松島なる実績を多賀城に持ち込んで契約した。そして単価も非常に高かった。市役所がそれをうのみにして契約した。これが一つです。それから、社会常識も人権感覚もない、欠ける業者が隠れて録音してみたり、それから批判者は異端者扱いしてみたり、あるところではつるし上げみたいなことまでやっています。共立に批判的な人を。そして、何が何でも随意契約をやりたいために署名をかき集めたんです。三つ目が役所の対応の問題です。役所に監督官庁にあるまじき行為です。そういった業者の問題については全く調査しないで、随意契約やるために、ネコまっしぐらという言葉あるけれども、随意契約まっしぐらです、あなた方は。それが今回の全容です。あなた方はいずれいまだに随意契約やろうとしています、私どもは、あした多賀城民報つくりまして水曜日に全域にチラシ配付することにしています。私は仮設の皆さんの意見もかわると思います。がらっと。

最後にこの補正予算に賛成するか反対するかという問題があるので市長はもう一回答えてください。

一つは今の保健福祉部長の体制下でまともな調査ができるかどうか、私は物すごい不信持っています。二つ目、随意契約をやめると言ってください。言えないのがおかしい。三つ目、私はこういうことやっている業者を今度も候補者に選ぶということ自体がおかしいと思うんだ。だから、以上の3点についてこれは補正予算に賛成するか反対するかという判断材料にせざるを得ないので回答を求めて私の質問を終わります。

○鈴木副市長

保健福祉部長の対応につきましては、私は、彼は部下として一生懸命やっているとしますので、不足があればそれは私から指導して適正に運用するように、これは指導してまいりたいというふうに思っております。

それから、いろいろさまざまな仮設住宅運営に関して、金曜日からいろいろ御意見をちょうだいしたわけでございますけれども、振り返ってみればその運営、手続が果たして完全であったか、あるいは完璧であったかという点に関しましては、必ずしも絶対そうであったということは私も言い切れない状態でございますので、そのことが問題だとすれば、それはおわびを申し上げるしかないというふうに思っております。ただ、今後に向けては、そういったことの改善、訂正に向けては改めることにはばかることではございませんので、そういったことについては訂正をしてまいりたいというふうに思っております。

そういった中で、我々として最も重要視しなければならないのは、仮設住宅に入居している方々の仮設住居の安寧と一日も早いそれぞれの生活を再建していただくこと、それに尽きると思っております。そのためには仮設住宅の状況がどうであるのか、そこに現に入居されている方々がどのようにお考えになっているのか、その意見に立脚せざるを得ないと思っております。ですから、今お話しありましたように、ある一定の業者をどうしても随契とか、それがありきでお話をしているわけではございません。仮設に入居している方々のお気持

ちを尊重して対応したい。そのお気持ちはどうあらわされているかというのは、金曜日にお配りをしました市が職員をもってした聞き取り調査で行ったアンケート調査、あれが 9 割以上を超える大多数の方々が今の体制を維持してほしいという意見をちょうだいいたしております。

それからその後、新聞等によって報道された記事、それについても入居されている方々が極めて機敏に反応されました。あれは事実とは違う、我々多数はそういうこととは違うんだ、今の体制を維持してほしいということを多くの方々の署名も集めて市の方に、そして議長あてにもそれは提出されました。さらに、今度はそれと別にこれを続けてほしいという投書もいただきました。電話や口頭でも同じような趣旨がたくさん寄せられております。我々からすると、そういったことを踏まえてどういうことで今後新年度に向けて対応しなければならぬかということになりますと、そこにいる、仮設住宅に入居されている被災者の方々のお気持ちに沿うことが一番の大事な視点であろうと思っております。そのことを踏まえれば、今後の仮設住宅の安定的な運営あるいは安心化というものを含めれば、今の体制を維持すること、それがベストな選択であろうと思っております。

それから、あわせて今コストのお話、委託料のお話がございましたけれども、金曜日には、1 世帯当たりの単価が、引き合いにありました東松島市に比べると 4.2 倍だというお話がございましたけれども、ただ、それは金額と中身のお話を説明すべきであったろうというふうに思っております。どういうことかといいますと、我々は、多賀城の場合は 373 世帯に対して 28 名のスタッフを派遣しております。そうしますと、スタッフ 1 人当たり受け持つ世帯数というのは約 13 世帯ということになります。一方で東松島の方は 1,727 世帯に対して 14 名ということで伺っておりますので、そうすると向こうさんは 123 世帯、1 人当たりスタッフが受け持つ範囲ということはどういうことか、それは単価が高い安いではなく、それだけ手厚く我々の方は、多賀城は仮設住宅に対してスタッフを派遣しているということの裏返しではないかというふうに言えます。そのことが費用につきましても、国の方からそれは国費をもって充ててもいいという返事もいただいておりますので、我々としては必要な財源措置を講じて仮設住宅に手厚く対応する、それが我々の使命だと思っておりますので、ぜひ御理解をいただきまして御賛同いただきますようによろしくお願ひしたいと思ひます。

○金野副委員長

きょうは補正予算なので、先般の委員会でも私、補正予算でこれは説明すると。今多賀城市は 357 戸の 706 名、多分これ持ち切りだと思うんです。これについて、私は一番先質問したのは、あれからまた各仮設住宅を見て、山王の仮設住宅の談話室には共立メンテナンスが入っていないとこの前のもので聞きました。そのほかは全部入っているんです。談話室に共立が。一画に。私がこの前質問したのは、なぜ目視できない 11 の 2、山王のことです。11 の 2 に共立メンテナンスが入っているのかと質問しました。それについて私は 12 の 1 か、例えば 12 の 1 か 11 の 1 に置くべきではなかったのかと。それでだめだったら共

立メンテナンスが個々にプレハブを持って、この12の1か11の1に置くべきではないかと、これは先般の説明とそれから今のやりとりでわかりました。

根っこは何かというのは、ここの山王だけが私は疑問に思っている一人なんです。そこで、次、4月から契約する場合は、この辺もしっかりと統制をしてやっていただきたい。山王だけが談話室の一部を使わないで、ほかの地区は全部使っているんです。こういうことがあっていいのか。この辺、まず伺います。次の4月からのことで。

○鈴木保健福祉部長

この件に関しましては、共立及び地元の方々、山王の仮設の方々と協議を持ちまして、相談をして決めていきたいと、このように考えております。

○深谷委員長

金野委員、契約のことに関しましては、今回債務負担行為での契約は予算の方でお願いいたします。金野委員。

○金野副委員長

次、金銭問題ですが、今藤原委員が言ったのと私の調査と、ちょっと違うんです。私は、ある団体が金を自治会に納めるとしたら、自治会ができていなかったからそこをやっている共立メンテナンスに頼んでおいた金なんです。それが今の4,000円弱のもので、余ったからそこから引き出そうとしたら、共立メンテナンスの人は、これはみんなの金だから出せないとは伺っている。このやりとりでおかしいのがよくありますので、よく部長の方でAさん、それからいろいろな方とらなければだめです。議事録というか、話し合いのしっかりそれをとって、これはそして我々にももう一度報告していただきたい。藤原委員のものと私のものも合わない、またほかの委員もそれぞれ個々に持っていると思うんです。私はそのように受けとめている。共立メンテナンスの方は、これはみんなの金だからそこに上げられない。自治会ができたならこの金は、共立はその自治会に渡す予定だと伺っておるのですが、その辺の三者面談というか、その辺をとるつもりはありますか。

○鈴木保健福祉部長

少し重複するかもしれませんが、まず実際に山王、城南の、高橋も含めて、バザーで得た収益金を自治会の方にお渡ししている件については、昨日の共立メンテナンスの聞き取りでは、自治組織の方から領収証を、受取証をいただいているというふうなことの報告を受けました。これはあくまでも口頭での報告だったので、実際受取証のコピーを必要であれば資料として後日お渡ししたいというふうに思います。

それから、多賀城中学校の仮設住宅はまだ自治会組織ができておりませんので、現在も預かり中です。これは事務所の金庫の中に封筒に入れてしまっておりますということなので、それも現金を実際確認をしたいというふうに思っております。

それから、また繰り返しになりますが、多賀城中学校の仮設住宅の方々、当時焼肉パーティーに参加した代表といたしますか、参加できる方ということで共立メンテナンスの方でその3名にも出席をしていただいて、共立メンテナンスの職員O氏も含めて話し合いを持った

というその話し合いの記録は、昨日私の手元に報告書としていただいております。冒頭でも申し上げましたが、A氏のICレコーダーであるとか、金品の要求があったということについては、これは直接A氏から確認をとらないと私は何ともお返事できませんので、御本人には昨日も、ぜひ市役所の方にもう一度、お手数でも来ていただいてその状況をお知らせください、できればICレコーダーも聞かせていただきたいというふうなことでのお話をさせていただいておりますので、その辺の事実の確認がとれましたら改めて対応を考えていきたいとこのように考えております。

○金野副委員長

領収証は私は要りません。委員長、その旨伝えておきます。

最後にこの随意契約だどうのこうのと言っていますけれども、私は1年間、あの震災のときから大変なとき、市の職員、地域の人、そして山王の仮設住宅に入っている人みんながいろいろやっているとき共立メンテナンスと随意契約して、これは我々も認めたわけなんです。その成果とかそういうものを次年度にやって何かあるわけなんです。そして、先ほど市長が言ったように、いろいろなところからもやってほしいという意見もある、また、ほかのところからはこういうこともあると、そういうものをしっかりと精査して、もちろん次の来週は予算に入るんだけど、その辺まで我々一人一人しっかりと受けとめてやらなければいけないものですから、その辺のものもしっかりと考えてください。以上で私の質問を終わります。

○根本委員

共立メンテナンスの債務負担行為のことにに関して、いろいろな意見がございました。録音の問題、住民の皆様のしっかりと議事録にという形で意見を、話を聞く、それを残したいという意味ではそれは理解できます。ただ、副市長がおっしゃったように、最初から了解をもらえばよかったというのは、それは当然だと思しますので、今後こういうケースがある場合にはしっかりとその辺を踏まえて対応していただきたい。また、さまざまな問題というか、いろいろなことがあると思えますけれども、しっかりと今まだ契約が続いていますから、是正するところは是正していただいて運営をしていただきたいとこう思います。

それで、今後のことなんですけれども、共立メンテナンスに委託を継続してやるかどうかとこういうふう考えた場合に、私は大事なことは三つある。まず一つは、委託した当時の背景がどのような状況だったのか。二つ目は委託契約した結果、成果、それから住民との関係、これはどうだったのか。それから三つ目は反省点です。反省するところはしっかりと反省するところということで、総合的に判断することが重要だとこう思います。

そもそも、共立メンテナンスにお願いしたという経緯は、先ほど部長からお話がありました。震災の大変な状況の中で仮設住宅山王が一番最初に、5月3日にできる。その前に何とか被災者の皆さんに寄り添って健康面、安否確認、これがきちっとできる体制をつくりたいと、こういう思いから共立メンテナンスにお願いをした。また随意契約も、その当時は入札できる状態でもない。私も、議員の皆さんも、職員の皆さんもそうですけれども、当時は5月

ごろまでは本当に大変な状況で、奮闘して歩いたというそういう思い出しかありませんけれども、そういう中で苦渋の判断をしたということです。

その根底にあるのは、あくまでも被災者を思う、そういう思いだったと私は理解しているんですけども、まずそういう理解でよろしいですか。

○鈴木保健福祉部長

その思いは全く同感でございます。

○根本委員

それで、一番大事なのは、金曜日の質疑で藤原委員が最少の経費で最大の効果、これは当然行政運営の鉄則でありますから、これをしっかりと踏まえてやるということは非常に大事だところだと思います。債務負担行為の金額を見ますと 8,900 万円、このようになっております。28 名の職員さん、責任者を入れると 30 名ぐらいになるんですか。市の考え方としては、被災した人も雇用してもらうような緊急雇用創出を兼ねた国の予算でやっているということになっております。それで、実際委託金額が妥当なのかどうかという問題なんですけれども、実はそれを考えるのにいい参考例があるんです。

例えば記憶に新しいところで文化センターの指定管理をする、そのときに人件費が問題になりました。私はあそこは高いのではないかと、このように質問いたしました。一方で、それならば総合体育館の指定管理者の人件費、あれは安過ぎるのではないかと議員から出ました。今どのような経緯になっているかわかりませんが、要するに、あれが議会で議論になった一番新しい、人件費はどうあるべきなのかという議論だと思うんです。そういうことを考えたときに、文化センター、それから体育館、そしてまた今度の共立メンテナンスの人件費、その関係、もしわかるのであればどのぐらいの位置にあるのか、共立メンテナンスは。教えていただきます。

○鈴木保健福祉部長

23 年度、今年度につきましては一般のスタッフの月額給与が 16 万円からサブチーフ、チーフ、それから所長というふうなことで段階的にありますけれども、最大で 24 万円程度というふうなことでございます。来年度、新年度につきましては一般がちょっとだけ高くなりまして 16 万 8,000 円ぐらい、それから所長クラスになりますと約 25 万円ぐらいというふうなことでございます。

これを総合体育館と文化センターと比較してというふうなことになりますと私もちょっとすべての金額の記憶があるわけではないんですが、文化センターだと館長さんは四、五百万円程度だったかというふうに記憶しておりますので、一般職と比べれば文化センターよりもちょっと低くて体育館よりはちょっと高いかなというふうなことでございます。

それから参考までにですが、多賀城市が非常勤職員として採用した場合、一般の非常勤は 13 万 5,600 円という金額です。それから保健師などの専門師、教員とか保健師という専門職の場合で 17 万円というふうなことでございますので、これを参考にいただければというふうに思います。

○根本委員

一つの参考にといいことでお伺いしたんですが、文化センターより、文化センターはちょっと高くても私も質問させていただいていろいろしていただきましたけれども、総合体育館は非常に低いということでそれでいいのかという問題になった。私はそれよりも少し高いぐらいだと、今の答弁ですと。そうすると、人件費を考えた場合に、まずこの委託金額がその程度の人件費だということになれば妥当性はあるのではないかと、今の金額からいくと。それが一つ、今感じました。

それから成果という点で、実はアンケートをいただきました、金曜日に。このアンケートは継続ありきのアンケートではないかというような意見もあるようですが、私は逆に新聞報道前にアンケートをとっています。議員にファクスが来ました。その情報は当局も知っていて、恐らく共立メンテナンスに不安も感じたのだろうと私は思うんです、ある意味では。本当に共立メンテナンスに委託してもいいのだろうかという不安のもとに、ありきではなく、そして皆さんの意見を率直に聞こう、そういう思いもあったのではないかと思います、いかがですか。

○鈴木保健福祉部長

確かに一番の観点は住民の方々の不安を取り除くこと、さっき副市長も申し上げましたけれども、いかに継続したサービスをしていけるかというふうなことでさまざまな団体があったアンケートもあったんですけども、私たち職員がじかに市民の声を聞くという、そういうことの必要性を感じたものですから私は職員が直接出向いて一人一人の声を聞いてきなさいというふうなことで実施したものでございます。

○根本委員

住民の皆さんが一番最初に物申したいという人は職員なんです、それから議員なんです。だから、仮設住宅を回って避難所にいたときも本当にいろいろなことを私も言われたし議員の皆さんも言われたと思います。職員の皆さんも言われたと思います。だから、職員の皆さんがアンケートをとって言いたいことがあるならばまず職員に言います、共立メンテナンスよりも。私はそう思います、心情として。

この成果を見ると、今部長がおっしゃったように、メンテナンスの対応について満足しているとどちらかといえば満足している、これが95%にも及ぶ。それから共立メンテナンスとの委託契約をどうするか、進めてほしいとどちらかといえば進めてほしい、これも97%もあるという驚くべきアンケートの結果なんです。これは私も裏づけるところがある。

実は公明党会派で1月に第2次のアンケート調査を行いました。山王、高橋、城南、それから多賀城公園野球場の仮設です。相当数のアンケート聞き取り調査を行いましたけれども、聞こえてくるのは共立メンテナンスにいつも感謝しています、そういう声が聞こえました。それは3人ともうそでも何でもありません。ただ、山王に回ったときに共立メンテナンスのことをおっしゃっていただいた方が数名いらっしゃいます。山王のアンケートに回るときに、その次から意識して共立どうですか、対応はどうでしょうかということ、お世話に

なっています、いいですという対応の人がほとんどで、あそこはだめですと言っている人はいないんです。これはうそでもなく、私が回った範囲ではいなかったということです、直接会った方。だから、このアンケートを見たときにその状況というのは聞き取り調査をしてわかっていたので、これは納得できる数字だということうふうのうちの方の3人は理解しております。

ということで、一番大事なこと、これはさっき副市長が言いました、一番大事なことは大変な思いをして被災した人に本当に人間関係ができてきずなができて、そしてそういった方々のお世話をするそういう意味でこのアンケート結果だということは、これは率直に、素直に理解していきたいと思うんです。

それからもう一つ、テレビで今非常に寒いんですけども、凍結をしました。仮設住宅が凍結して本当に大変だということニュースが報道されて、住民の皆さんの声も報道で出ておりました。多賀城の仮設はどうだったのかということでちょっと水道管理者、多賀城の仮設住宅の状況は把握しておりますか。

○佐藤水道事業管理者

仮設住宅の凍結防止対策については、実は12月20日過ぎ、寒さを前に、仮設住宅は本当に配管も仮設の状態だったものですから我々も大変心配をしまして、市内373戸の住宅すべてにこういうピンクのチラシを配らせていただきました。これは「あなたにもできる凍結防止対策」ということで、当時保健福祉部を通じまして共立メンテナンスの協力をいただきまして1戸1戸これを配付させていただきました。これの効果があったということで、今現在市内では約350件ぐらいの凍結解氷が来ています。その中で仮設住宅関係でございますが、3件ほど受領してございますが、これは多賀城公園野球場が1カ所、それから多賀城中学校が2件ということで、いずれも原因があったんです。

例えば入居者の方が入院中ということで電気のブレーカーを下げていたとそういう状況があって3件ほど来ていますけれども、ですからそれ以外は全く今回凍結、それから漏水等は被害がなかったということで一定の効果はあったのかなと思っております。

○根本委員

実は私もある方から共立メンテナンスが凍結しないようにということで動いていただいたということもちらっと聞いておりました。そういうことで、常に密着をして9時から6時まで住民の皆さんに回って歩いて信頼関係を築いて、そして非常に住民の皆さんも95%以上の人が感謝をしているし続けてほしいといっている、こういう実態を踏まえるならばわざわざかえる必要があるのか。人件費の問題、これも本当に高いのか。文化センターよりも今のお話を聞くと低い。こういうことを総合的に判断すれば、これは当局が考えていることは納得せざるを得ないとこのように私は思うんです。

ただ、最後に反省点と申し上げました。実は金曜日に藤原委員も指摘をしておりましたけれども仕様書の問題、この仕様書もあれでいいのか。本当に住民の皆さんの意見が通るような、寄り添うような仕組みにつくっていかないとそのための委託契約だということですので、

その辺はしっかりと精査をしていただいてお願いをしたい。また、さまざまな問題も指摘ありましたが、今後こういうことのないように、しっかり是正するところは是正をして、お願いするところはお願いをするという形で進めていただきたいとこのように思います。いかがでしょう。

○鈴木保健福祉部長

今のスケジュールでいきますと3月2日が1款から3款までの予算審議というふうなことでございますので、それまでの間に仕様書の内容であるとか、それから見積もり金額の中身であるとか、それから、先ほど来出ていたような問題につきましても実際にどうだったのかわかる範囲内で調べまして、その辺は資料としてお出ししたいというふうに考えておりますので、よろしく御審議をお願いしたいというふうに思います。

○深谷委員長

ここで一たん休憩をいたします。再開は11時25分。

午前11時13分 休憩

午前11時25分 開議

○深谷委員長

それでは、全員おそろいでございますので、再開いたします。

森委員。

○森委員

今般さまざまな意見が出ておりますが、私の見解といたしましては共立メンテナンスへの随契につきましましては当時の状況では部長の説明、市長のお話、それから副市長の話の中でもあったように、早い対応、その方法がベストだったのではないかとこのように思います。一つ確認なんです、まず東松島市の実績を見た、これは避難所の運営の実績でよろしいんですね。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

そのとおりでございます。

○森委員

ということで避難所の運営、さまざまな形で受け皿としてまずその実績を踏まえてというふうなことでありました。限られた情報、限られた物資の中での御判断だったと思います。一つ、その中で今般このような資料が出されまして、この資料についても伺いたいと思うんですが、今般はこの共立某仮設管理者 O 氏とボランティア活動家 A 氏、この A 氏なる方なんです、この方との連絡はとれているのでしょうか。その上でお話の場が持てないというふうなことなのではないでしょうか。その辺のところを伺いたいんですが。

○鈴木保健福祉部長

A 氏に対して私も土曜・日曜出勤しておりましたので、もし土日来ていただければ来ていただきたいということで御連絡したんですが、土日は来られないというふうなこと

でした。連絡はとれております。日程調整がつき次第、Aさんとお会いをして、事の真相と
いいますか、実際あった事実を確認させていただきたいとこのように考えております。

○森委員

相手が拒否しているわけではなく、その場が持てるというふうな状況なんですよ。ぜひお
話を聞いていただいて、率直なところでまずは対応していただきたいというふうに思いま
す。住民の大半の方々はもう済んだ話だというふうなお話もございました。ただ、こうやっ
て納得できない方がいらっしゃるのであれば、まず一つお金の問題ですし、あとは制度の問
題でなかなかその中で共立、今後の問題もあるでしょうから改善すべきところは改善すべ
きポイントかなというふうに思いますので、ぜひその辺早いうちに対応をお願いしたいと
思います。

それからアンケートの件なんです、このアンケートに関しまして職員が回られたという
ふうなことでございました。私もこの95%に近い数字、以上のそのまま共立に継続してほ
しいというふうな要望だったとこのように解釈してよろしいんですよ。

○鈴木保健福祉部長

そのとおりでございます。

○森委員

たまたまここで4月以降も現行どおり共立メンテナンスへの業務委託を進めてよいかとい
うふうなことで、委託会社を変更してほしいというふうな数字もわずかですが出ておりま
す。その大きな理由というのは何だったのでしょうか。わからなければわからないで、実際
要望なら要望として、こういうアンケートの内容ですから、括弧してその理由はというのが
なければなかったんですよ。

○鈴木保健福祉部長

ここでは資料を持ち合わせておりませんので、担当した職員の資料を確認してみないとち
よっとここでは御返答できません。

○森委員

恐らく満足して、その中でもいろいろ後ろの今後の共立メンテナンスの仕事内容につい
ての要望、改善してほしいことというふうなことで、まずあとは問い4 その他の御意見、御
要望でほとんどが設備の問題であり、あとは若干、大きな問題でもあるんですが、コミュ
ニケーションの問題なんだろうというふうに思います。さまざまな境遇といおうか環境のも
とから仮設の方で暮らしていただいているんですが、その中でまず今回もこの7月7日、
これもまだまだばたばたしている最中です。最終的にまだ多賀城中学校、文化センターに、
体育館に残っている状態ですよ、まだ。そのときなんです、ここで責任者が訪れたとい
うふうなことは理由があったんでしょうか。

○鈴木保健福祉部長

冒頭でも申し上げたかと思うんですが、山王の仮設住宅の方々には一番最初に設置をした
住宅というふうなことがありまして、我々も手なれていなかったというふうなこともたく

さんあったかと思えます。そういう中で共立メンテナンスの職員が集会室に入るといふようなことの問題とかが立ち上がってきたところでございまして、そういったことで皆さんとお話し合いをしましょうというふうな機会を、そのことがきっかけで多く持つような形になりました。そのときの一番最初に委託会社の方が訪問をしたというふうなことでございます。

○森委員

では、そもそもがこの手段はちょっと行き過ぎかなと思ったんですが、まず記録のといおうか、代表責任者が行かれたのは、占拠という言葉は妥当ではないと思うんですが、県から許可をもらって談話室をここではだめだと。いろいろな話をしにくいというふうなことが住民の皆さんからではなく一部の方から出て、それに基づいて責任者の方が聞き取りにいったというふうなことでよろしいんですね。

○鈴木保健福祉部長

そのとおりでございます。

○森委員

そのときに参加された方は前の資料でたしか出ているんですけども、その数字がそのときの資料だったんでしょうか。ですよ。そうですね。それに伴って談話室というか、それが奥の方へ移ったというふうな状況ですよ。実際、金野委員も先ほどお話しされたんですが、まずこれについて目視の段階、管理というと非常に問題があるんですけども、管理されているのか、私たちはというふうな部分ではなく、寄り添って動いていく。寄り添っていく部分でプライバシーの部分もあるし、ただし保護の部分もあるというふうな非常に難しいこの仕事であると思えます。まず目視の部分、非常に大切である。そのときの決断が要望としてあがってきて対応した。実際救えた部分が結構それであるのではないか。さまざまな方が出入りしてましたので、その部分で中の方を、仮設に住まれている方を守るためにはチェックが必要だというふうな部分でのその場所というふうに考えてほかのところも全部あるわけですよ。そういう理解でよろしいですよ。

実質、その辺の部分では今後の問題、どなたが管理するに当たっても、その場所に関しては、私は金野委員と同じようにその場所が妥当だと思いますけれども、管理棟というのか、談話室とはまた若干違って詰めていただく方が必要であればその場所だと思うんですが、いかがでしょうか。

○鈴木保健福祉部長

山王の仮設住宅の集会場に移すということにつきましては、先ほど金野委員の方にもお話し申し上げましたけれども、今後山王の仮設住宅の方々とまた改めて、毎月仮設の方々とそういう打ち合わせをする会議を持っておりますので、そういう会議の中でお話をしながら今後の対応を見きわめてまいりたいと、このように考えてございます。

○森委員

大切なのは、ここから先あとわずかですけれども、年度は。共立へ丸投げだという方がいら

っしゃるんですが、市と共立、間に共立があるんですけども、住民の意向やら何やらというふうな形でこうやって共立がこういう記録はちょっと問題かもしれませんが、パイプをもっと太く、直接的に間接的にこれはコミュニケーションをとっていかなければいけないというふうに思うんですが、その辺の対応はこれを踏まえて今後はどのように考えていらっしゃるんですか。

○鈴木保健福祉部長

前に仮設住宅の山王市営住宅跡地応急仮設住宅報告書等というふうなことで差し上げたと思いますが、現在は毎月定例的に住民の方々と直接私も市の職員が出向いて、もちろん共立メンテナンスの社員も含めてお話し合いを持たせていただいています。そこで出てきた課題についてはできるだけ早目に解決をするということ、それから私の方で保健師を2名、非常勤で採用しておりますので身体的なことのお話だとプライバシーの問題もありますので、それはうちの方の市の保健師につなぐというふうなことでいろいろ御相談に応じさせていただいております。来年度に向けましてそれは順調にいつていますので、そういったものについては今後もずっと継続をして、さらに住民の方々に寄り添って運営をしていきたいとこのように考えております。

○森委員

マンパワーが本当に少ない、足りないときでございますので、ぜひ管理会社とのパイプを太くさせていただいて住民の満足度、仮設は特にでございますして、寄り添っていただければというふうに思います。以上でございます。

○佐藤委員

いろいろ皆さん方はどう考えたって共立ありきという前提のもとでの話としか私は聞かないんですけども、なぜそもそもこういう話が起ったかということを一つもとから考えてみると、孤独死が起きてしまったということが一つ大きな問題だったというふうに思います。この孤独死を起こさないためにどのようにしていくのかというのは、ほかならない共立というか、メンテナンス会社を配したことが大きな目的だというふうに私は思っているんです。それが去年の時点で随意契約がどうだったのかといえば、それはやむを得ないときもあったというふうに私は思うんです。それを来年度につなげていくということ自体が、そのことが問題であって、それを問題にしていくということが大事なことだというふうに思うんです。

ちょっと皆さん方が出した資料で応急仮設住宅報告書等の中で 10 ページに夜間の緊急発病及び孤独死等の対応についてどのような対策を行い、また想定しているのかという住民の方々の問いに対して、検討するというような話が載っているんですが、これが話し合われたのが 8 月 29 日です。この以降、孤独死対策について言及したところがあるかどうか、あるとしたらその議事録を読ませてください。ひとつ提出をお願いします。

それからもう一つ、来年債務負担行為と来年の契約に向けてどのような来年だと 1 億 2,000 万円の予算が出ているということなんです、その積算根拠をお尋ねしたときに共

立からの書類の中身ですとおっしゃいました。中身を私は先々週あたりに部長のところに行って、来年度予算委員会に必要だからその精査する資料を出してほしいというふうをお願いしていたんですが、いまだに出てこなくて、さっき部長は口頭でおっしゃいました。その資料を同時に提出していただけないでしょうか。

○鈴木保健福祉部長

前段の孤独死に対する取り組み状況についての会議録の写しがあったらというふうなことでございますが、これはちょっと確認をさせていただきたいと思います。

それから 2 点目の新年度に向けての考え方でございますが、先ほども根本委員の方にお話をしましたけれども、仕様書の中身、それから委託金額の中身、そういったものについては確認がとれる、皆さんで議論ができるようなものを御用意したいというふうに思っていましたので、あわせてお出ししたいというふうに思っております。

○佐藤委員

さっき部長、口頭でおっしゃいましたよね。あれが何で今きょう出てこなかったんですか。

○鈴木保健福祉部長

現在も精査中でございます。

○佐藤委員

未精査のものをさっき報告したということでもいいんですか。

○鈴木保健福祉部長

それは、あくまでも一つの考え方として、共立メンテナンスよりいただいている人件費の考え方、そういったものを御報告申し上げたのであって、その中身についてもこれから検討していく余地はあろうかというふうに考えております。

○佐藤委員

私たち、前もって先週金曜日にアンケートの件も含めて議論をさせていただきました。その前の日あたりに私たちが出す新聞多賀城民報というものがあるんですけども、そのことについて皆さんのお手元に配ってある方もいるし、読んでいない方もいたかと思うんですが、そういう情報を共有していないというか、私たちがどういうふうにしてこのことをとらえているかということ共有していないということ自体が、どうも納得できないんです。もしあの場で共有していたら、さっき副市長が言っていましたけれども、東松島は配置人数が少ないとかそういうことで一定の議論はできていたはずなんですけども、とても構えが甘いというか、きちんと真摯に検討しているという態度が見られないんですけども、いかがですか。

○鈴木保健福祉部長

真摯にと言われても、お話しになりまして、今現在事務局の内部で検討しているというふうなことでございますので、検討の途中段階で資料等を出せというふうなこともあるかと思いますが、最終的なものにまとめたものを出したいというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○佐藤委員

資料を待って予算委員会か何かで議論になるのかというふうに思いますけれども、それらさまざまなことを受けて、共立は共立でこの委託を引き続き受けるのにさまざまな努力を重ねているようでございます。住宅から要望書を出してきているとか、あるいは市長に面談に行っているとか。このことについても議運でも出ましたけれども、要望書が。多賀城市議会議員議長様というようなあて名で出しています。普通多賀城市議会議員議長様というあて名で来るんだと思いますけれども、両方とも今私のもとには2通ありますが、多賀城市議会議員議長様というあて名です。一方的な言い方だと言われればそれもそうだなという言い方もありますけれども、とにかく何かを意図した行動としか思えません。

それで、アンケートの中身に皆さん方触れていますので、再度触れさせていただきますけれども、この結果を今やるということ、本当は来年度も契約してこの債務負担行為を承認してほしいと思ったら、去年の時点であの調査をしていなければならぬ中身だったというふうに思います。なぜこれが2月4日から始まっているんですか、あわてて1週間で。しかも孤独死がわかったその日、次の次の日までやっているんです。そういう中身でメンテナンスがどうですかと職員が直接聞きに行ったら、何回も言いますけれども、メンテナンスだからかえろなんて言う人は一人もいません、多分。絶対いません。そういう中身で調査をしたことがそもそも真摯でないとは私は思っているんです。そういう中身をまじめに出してきたということで、何回も言うけれども信じられない。皆さん方、これを信じてこれが当たり前ですと言うけれども、当たり前だと思う人が何人いますか。私のところにこの結果出て議会で傍聴しに来た人がいまして、金曜日。あの人たちが市長にも言ってきたというようなお話をしていました。しかし、中身をよく見ると1億、来年度の予算に向けてそんな大きな大金を使うのは仮設住宅に住んでいらっしゃる方々です。メンテナンスが続けてほしいという回答をした人たちでさえ予算はきちんと使ってもらうべきだとそういうふうにおっしゃっています。

市のお金だろうと国のお金だろうと同じなんです。お金ないお金ないと言っているんですから。こういう点で随意契約を来年度まで続けるということについて、すみませんが監査役さん、いかがでしょうか。

○菅野監査委員

私の方、中身までちょっと具体的にわかりませんが、いずれ監査の時期に監査委員としては適正な手続をされているかどうかを確認をしていきたいというふうに思っているところでございます。

○佐藤委員

さまざまな条件の中で適か不適かということ判断するんだというふうに思うんですけれども、そういう面に対しても随意契約を続けるということ、そして相手が共立メンテナンスだということについて、監査役などとも相談されたのでしょうか、皆さんは。

○鈴木保健福祉部長

監査はあくまでも私どもが行っている事業を監査する立場でございますので、事前の協議というのはございません。

○佐藤委員

いずれにしても、多額のお金を使う中身のことを、本当に前もって議会の世論を左右するような資料をさんざんばら出しておいて、それで議論してくださいと、そういう中身をつくっておくという役所も共立も体質的にそういう体質だというのがさまざまな中で明らかになっていますし、私も、ここでは公開できませんけれどもいろいろな状況を聞いています。それがありきだということ自体がうんと問題だというふうに思うんです。だから、結果的に共立になってもいいから、随意契約ではなくきちんと入札をしなさいと私は思うんですけれども、その点でいかがですか。

それで、働く人の問題はさっきもいろいろありました。解決策はいろいろあります。彼らは彼らで仕事なくなったら困るから、自分の身を守るという点ではいろいろな方法をとるかと思えます。そういう点においてでも救済策もきちんと必ずあるはずですから、そういう点で対応をとることが市の役割ではないでしょうか。仮設に入っている方に寄り添うことも大事ですけれども、ほかの6万人を超す6万人の市民の方たちの税金の使い方、あるいは国税の使い方も含めてきちんと考えていかなければならない問題だというふうに思うんですけれども、改めてその随意契約、そして随意契約に対する見解をお聞かせください。

○鈴木保健福祉部長

これは結論になるかと思いますが、私は随意契約しか、このような業務形態の委託をする場合、随意契約しかないのかというふうに考えております。

なお、県内、仙台その他ちょっと10カ所ほど確認をさせていただいております。県内の各市町村すべて随意契約で新年度はいきたいというふうな話です。その理由は何かということ、今まで築き上げた信頼関係を損ないたくないというのが一番大きな理由のようでございます。私どももそのような考え方で進めております。

それから金額の問題でございますが、先ほど佐藤委員は1億円という言い方をされておりましたが、あれはほかの方の業務もあの中でひとくくりになっているので1億円を超しています。共立メンテナンスといいますが、来年度の仮設住宅の管理にかけての部分は8,900万円でございます。今のままの状況でいきますと、冒頭で私説明した中では70数%、約80%が28名の人件費ということになっております。新年度においても、例えば単価の話とかもありましたけれども、極端な例ですが28人を14人にしてというふうなことであれば、それは全体的な経費はぐっと抑えられることができるかというふうに思います。では、被災されている方々をサポートするのに本当はどういうふうにやるのが一番いいのかというのが仕様書の中身だと私は思うんです。ですから、私たちとしてはできる限り市民の方々に安全安心に、いつか自宅に戻っていただける日が来るまでサポートしていくためには、ここの部分は手厚くしていいのではないかと考えているところです。

○佐藤委員

東松島に行ったときに、規模が全く違いますからですけども、それを縮小して考えても、東松島ではさまざまな町内の自治会活動の中で出てこない人がいて、訪問したらその方が倒れていて一命を取りとめたという、そういうことを私たち勉強してきました。そういう中で予算を縮小していくということにも、人数を減らすという意味では自治会などの育成も大事なことだと、その雰囲気醸造するというか、そういうことも含めて本当は去年のうちにやっておかなければならなかったはずのことです。ふだん皆さんは市民協働とずっと言っていました。その点で仮設に対してどんなアクションを起こしていたのか甚だ疑問です。丸投げしたとしか言いようがありません、これは。皆さん方で自分たちの暮らし、あるいは生活を支えていくのに一緒に頑張ろうという点では、するべき努力を怠っていたというようにしか私は考えられないんです。ですから、そういう意味では自治会をつくっていくことも、仮設に入居している方々と話し合いながら大事に丁寧につくっていくことも大事なことですけれども、しかし、何回言いわけをしても、どのように言っても、よそが随意契約だから多賀城が随意契約でいいという話にはなりませんので、ぜひきちんと手順を組んで、だれが見ても、市民のどなたが見ても適切な対応だというような対応をしていくべきだと私は思います。終わり。

○昌浦委員

確認させてください。17日も、それからきょうも共立メンテナンスのスタッフ28人全員が被災者という保健福祉部長の答弁が2度ありました。全員どのような被災しているんですか。

○鈴木保健福祉部長

お一人お一人の被災した中身についてはここに資料がございませんのでちょっとお答えできませんが、募集の段階ではそういったことを条件に募集をしてくださいというふうなことで業者の方をお願いしております。あと、職安の方の募集や何かでもそういう条件をつけて採用しているというふうなことでございます。

○昌浦委員

先ほど藤原委員は監督官庁という行政用語をお使いになったけれども、監督官庁であるあなたが全員が被災者なんですと言っていますでしょう、2回も。私知っています、いろいろな人を。スタッフ。どこに住んでいるかもわかっています。だから、あなたの言う被災者とはどういうもの。利府だの松島だのから来てません。あなた、全員が被災者と2回も言っている。根拠のない話していませんか。もう一回。

○鈴木保健福祉部長

繰り返しになりますが、被災の程度、状況等については、直接把握はしておりませんでした、私は。ただ、多賀城市民がそのうち、28名のうち12名というふうなことでそれぞれ募集をしたところ、塩竈、利府、仙台、松島からそれぞれ採用しているようでございます。

○昌浦委員

初めの公募が塩竈とか多賀城の人というふうな公募だったけれども、応募がなかったんで

す。それで利府とか松島とか広範囲からスタッフが集まったんでしょう。あなたの言う全員が被災者というのはどういうことですか。それは知っている、僕八幡の人で。家すっかり津波でやられた人を。あなたが答弁したように多賀城市民の方たち、私の知り合いもいっぱいいます。だから、あなたの言う被災者というのはどういうのだと聞いているんです。あなたは全員被災者と2回もおっしゃっているんだ。それをあなたは、監督する立場にいる人がいいかげんなこと言っているの。それぐらいあなたは、ずっと回答もそうだけれどもころころかわっている。初め何と言ったの。来年度のものも随意契約ではなく随意契約も一つの契約の手段であると言っていて、今になったら何。きょうになったら他の自治体もやっているから随意契約だと、ちょっといいかげん過ぎないか。議員を小ばかにしている、はっきり言って。初めに共立メンテナンスありきとどなたかがおっしゃったけれども、私もそう思わざるを得ない。

これからスタッフ28人全員が被災者。17日の藤原委員への答弁を聞いて、英知を集めて調べました、私も。思いつくチャンネル持って。していますか、被災。あなたは言っている、きょうも言った。全員が被災者と。それから随意契約、必ずしも一つの手段であると言っていて今になったら、17日のことは何だったの。私への回答は。初めに共立メンテナンスありきだからそういうふうな、その場その場であなたは回答していたのではないか。調べもしないで何で全員が被災者なのか。そういうところからおかしいと言われるんだ。私もそう思わざるを得ない。ずっとあなたの回答を聞いていて、市当局の回答を聞いていて、私はだんだん逆に疑いを増してきた、はっきり言って。何で言ったの、被災者全員が被災者と。何の根拠のもとに。その場その場の言い逃れみたいな答弁やめなさい。はっきりした根拠でもう一回答弁して、納得いくように。

○鈴木保健福祉部長

先ほども申し上げましたが、被災の状況、程度につきましては後ほど資料を確認をして御回答申し上げたいと思いますが、私どもに共立メンテナンスの方から23年度の実績ということで出ている雇用の状況についてという資料をもとに回答させていただいておりますが、例えば多賀城市の12名のうち失業による失業者9名、実際に被災を受けている方は12名、塩竈市の場合は6名ですが、そのうち震災による失業者は5名、うち6名全員が被災を受けている。以下、このように数字だけではありますけれどもこのような報告書を受けて、トータルですべての採用された方が何らかの被災を受けている方々というふうにお答えしたつもりでございます。

○昌浦委員

被災によって失業したんでしょう。被災者はその範疇に入るんだね。私は全員が被災者と聞いたら、地震による家の倒壊とか、それから津波による被害とか、そういうのが被災者だと私は思った。ということはあなた説明不足だということでしょう。違いますか。まずもってそのことを、私はこういうふうにしたつもりだとか、私の質問として真摯に答えていない、あなた。聞けば聞くほどそれなりに答弁するだけじゃないですか。これはまともな議論でき

ません。抽象的な 2 回も言ったんだからね、全員が被災者だと。ところがそうじゃないじゃないですか。おうちの被害ない人知っていますよ、私。ない人。ただ、会社の方が地震とか何かで、津波や何かで職を失った人はいる、それも含めての被災者と言うならわかるよ。あなたは藤原委員とのやりとりの中で、半ば情実めいていったよね、全員が被害者ですから。事実を即したことを話さない。いみじくも監督官庁であるあなたでしょう。そこのつかさどるところの長であるよね。最終的には市長になるんだけど、余りにもあなたの答弁がころころ変わり過ぎる。そういうことからしても、果たして随意契約が妥当だったかどうかというのを疑わざるを得ないよ。

こういう事実一つ一つをつまびらかにしていく中で審議というのは進んでいくものだと思うんですけども、それでもう一度ほかの委員がお聞きになっておりますが、再度私も聞きます。先ほど佐藤委員にお答えしたように、随意契約という方針で本当にお考えなのかどうか確認しておきます。

○鈴木副市長

これはそもそも共立メンテナンス、あるいは随意契約という前に、先ほども答弁させていただきましたが、仮設住宅に入居されているほとんどの方々が今の体制を望んでおられる、そのことにこたえたいということでございます。それで、仮に随意契約でない方法をとった場合にその体制が変わるというリスクもございますので、そういうことを考えると、入居されている方々の希望等も踏まえれば随意契約という方法が一番ベストであろうというふうに考えております。

○昌浦委員

私は逆に共立メンテナンスにお願いすることがリスクあるような感じしてならないよ。というのは、私の感想だけでも。残念なことに孤独死をなされた方。不思議な行動をとっているなとも思っていますよ、共立メンテナンスは。11 日の朝に 3 回行ったりして。僕は前の質問等でも申し上げましたよね。不幸なことにお亡くなりになった方が共立メンテナンスが第一発見者になっておられたならばよかったなというのも変ですけども、それだけ職務を全うしているんだなというふうにもなるけれども、それで先ほど藤原委員が代替案みたいなこと申し上げたじゃないですか。それを副市長は、それとこれとは別だと。私も共立メンテナンスの働いているスタッフはそのまま居残りしてもらって結構だと思うよ。なぜならば顔になっているんだから。ですけども、それは非常時において随意契約したから 1 年もいれば顔もなじみになる、情も移るだろうし、でもそれとこれとはまた別個のことだと私は思っている。

そこで、そのアンケートの調査の間 3、今後の共立メンテナンスの仕事内容についての要望、改善してほしいこと、回答 19 あります。その中で圧倒的ななれたので変更してほしい、満足感謝しているというのが大多数なんだけれども、これ回答 19 のうちに好意的なのは 5 だけですよ。あとの 14 は何らかしら要望や苦情めいたのがあるんですよ。おわかりですか、1,1,1、とあるところ。伝達がうまくいかない。名札をつけてほしい。大事だっ

たね、これ。PM6 時以降が不安な場合もある。これは数字的なものってどういうふう読み取るかなんですけれども、私は回答 19 あるうちの好意的なのは五つだけで、そのほかはこういう乱暴な範疇の入れ方すれば、要望や苦情めいたのがあったと思うよ、これ。ここなんです。

私は思うんですけれども、前の 17 日の質問でも申し上げましたが、市役所の職員がどうなんでしょうかなんていったときにどなたかでしたっけ、第 1 番目に住民がお話をされたいのは市役所の職員だった。でも私はこのアンケートのとり方は乱暴すぎると思うね。用紙を配って袋に入れて来るべく何月何日までに書いててください、また受け取りに参りますというのが私は公平なアンケートのとり方だと思いますよ。その場での聞き取り調査、これは恣意的なものが働いたとしか私とれない。だから、あなた方は住民の希望に沿って云々というけれども、そうなるような形でのアンケートのとり方ではなかったか。アンケートのとり方って難しいんですよ。市の職員は今日、何か阿部参事おっしゃったよね。市役所の職員ですがこんにちとはかって。それじゃ悪いこと言えませんわ。お世話になっているというのが大前提なんですから、仮設の人たちは。私はそうとるよ。

そういうことで、19 の項目のうちの 15 が私の乱暴な振り分けでいうと要望苦情だったということに関してはどなたかどういうコメントを何かあったら御回答いただきたい。

○鈴木保健福祉部長

確かに項目だけを見ればこのような形になりますが、グラフではありませんので、円グラフとかにすれば当然なれたとかこういった数字の大きいところがウエートを占めるんだろう。ただ、少数意見でもこういったさまざまな意見を出していただけたというふうなことにつきましては、今後の仮設住宅の管理運営について検討を要していく必要があるだろうということというふうに認識しております。

これだけ、項目だけでいえば 3 分の 2 が改善要望というふうな項目として出てきたということは、市民の方々はそれなりに市の職員がお伺いをしてきちんとそういった要望を出してくれたのかなと。これが共立が行っていれば、もちろん共立には面と向かって言えないんだろうと思いますが、こういった一つ一つの問題を丁寧に解決していくことが私たちに与えられた使命だというふうに思っておりますので、新年度に向けて頑張ってくださいというふうに思います。

○昌浦委員

時間も時間なので、休憩、一つだけ。要は、随意契約で来年も実行するんだという考えに変わりはないんですね。どうなんですか。

○鈴木保健福祉部長

先ほど副市長が申し上げましたとおりでございます。

○深谷委員長

では、ここでお昼の休憩といたします。再開は午後 1 時ちょうどでございます。

午後 0 時 07 分 休憩

午後0時58分 開議

○深谷委員長

それでは、定刻前ではございますが皆様おそろいでございますので質疑を再開したいと思います。

午前中に引き続き、昌浦委員。

○昌浦委員

共立メンテナンス、企業コンプライアンス上非常にまずいことやっていますね。きょうのお配りいただいたペーパー、先ほど藤原委員が引用した箇所、こんにちは、私、これはお名前だと思うんですが、と申しまして今回の多賀城市さんからの仕事の責任者になっております。ごあいさつがおくれました、よろしく願いいたしますということは責任者なんですね。そうですよね。この方、録音とったというのは、先ほど副市長だったかな、盗聴とか何かでないとおっしゃったけれども、盗聴の定義というのは、対話や通信などを本人に知られないようにそれらが発する音や声をひそかに聴取録音する行為である。聴取した音声からさまざまな情報を収集し、関係者等の動向を探る目的で用いられることもあるというのが盗聴の定義なんですよ。盗聴じゃないですか。先ほど御回答ありましたね。正確な会議録をつくりたいから録音させてもらっていいですか。6行目。多賀城市さんからの仕事の責任者になっております。責任者ですよ。その方が、かくも堂々と相手方に何の知らせもなしに、対話を見れば全部すべて録音していたんじゃないですか。これを盗聴と言わず何と言うんですか。今申し上げた盗聴を定義する意味からも立派な盗聴じゃないですか。その辺、何か先ほどから回答あったけれども、会議録云々、だからなぜ言わなかったんだ。何らかの恣意があってこの方のところをお尋ねして録音したとしか考えられない。そう私は思うんですけれども、当局は何か見解ありますか。

○鈴木副市長

すみません、質問の趣旨がよく理解できなかつたんですけれども、会議録を作成するために録音したことが盗聴であるということの御指摘で、それについてどう思うかということでよろしいのでございましょうか。

○昌浦委員

要は、企業コンプライアンスをわきまえていない会社でないのかと言っているんですよ。なぜならば、先ほどの御回答の中に会議録を起こすためにと言ったんだったら、あらかじめ相手方に対して録音していいですかねというのが当たり前のことじゃないですか。だから、質問の趣旨がよくわからない。もう一回優しく聞きます。共立メンテナンスは企業コンプライアンスなどを持ち合わせない会社として判断していいかというふうに聞きましょう。盗聴どうのこうの問題ではありません。

○鈴木副市長

よく理解できました。このことについては、先ほども答弁いたしましたように、ちょっと事

前に相手方に録音させてくださいねと言うべき、その配慮に欠けたというところはあると思います。一方、コンプライアンスということは法令遵守ということになりますから、この録音の仕方については判例も出ておりました、それについては違法ではないという判例も出ております。そのことをもってあえてどうこう申し上げるつもりはございませんけれども、いささか相手方に対して、礼儀といいますか、ちょっと配慮に欠けた、そういったことの認識しております。

○昌浦委員

私はここで判例云々の論議をする気はございません。しかしながら、明らかに私はこの行為は盗聴に値するんじゃないかと思ったから盗聴の定義をまくらにお話をした。とかくいろいろと今各委員が御指摘をされているようなことがあった会社に、それをしても来年も任せたいという。少し考え直そうかという気にはなれないものなんですかね。私は不安でしょうがない、こういう会社。なぜなんですか。なぜ共立メンテナンスありきで皆さんは進んでらっしゃるのか。まずもって不幸なことに孤独死の問題がありました。それからいろいろな方がいろいろなことで共立に対してはいいというふうに皆さんはおっしゃるけれども、いろいろな意見が出ていますよ。それからこういう問題が次々に出てきている。配慮に欠けた。委託される会社ならばそういうことは十二分に配慮しているのが本当の会社じゃないですか。

だから、判例を盾にとって違法ではないなんて、そんなこと聞いているんでないよ、私。根本的にこの会社のありようがまずいんじゃないかと聞いているんですよ。この人責任者だと言ってあるもんね、これで。これにうそはないでしょう。この資料、ペーパーもらって、私はこれはおかしくないかと素朴な疑問だな、私。さあ、どうですか。それでも皆さんは共立メンテナンスありきなんですか。

○鈴木副市長

これは再三答弁させていただいていますけれども、共立メンテナンスありきとかあるいは随契ありきということではなく、そもそもその考え方の発端は、仮設住宅に入居されているほとんどの方々が今の体制を維持してくれというそのことにあるわけなんです。そのことの、その体制を維持するためには今の体制のまま、随意契約によって今の形を引き継ぐのが最もベストな選択であるということ为先ほどから答弁させていただいているわけでございます。

○昌浦委員

くどくなるからやめますけれども、それでは競争入札とか何かという考えは一切ないんですか。私は去年の12月8日のときにはあえて、総務部長や何かの答弁できようも答弁あったよね。時間もなければ入札に割く人員も投入できなかったから。それはしょうがないと思う、私も。では来年度、十二分に入札できる時間なんてあるじゃないですか。だれか答弁で言ったね。復旧に忙しいからどうのこうの。これは言いわけじゃないですか。回答にならない回答だと私は思いますよ。どうなんですか。競争入札を経た後に場合によってはという

んだったら話わかる。納得もする、私。副市長は共立メンテナンスありきではなく住民のお気持ちを云々。でも、どうなんですか。予算の執行上どうなんですか。本当にいいんですか。やっているからそれが一番いいんだと。配慮に欠けて録音もされるような方が責任者である会社が本当にいいんですか。競争入札という発想はどうして出てこないんですか。そこを御答弁いただきたい。

○鈴木副市長

今の御質問の中で、復旧復興に当たっているからということの回答は、直営方式に移行するそのことに対する答弁でございましたので、随意契約とはまたちょっと違う話でございました。

それからさまざまなことがあって、これは今後とも業者に対してさまざま指導監督、これは強化していかなければならない、それは間違いのないことでございます。その中で、繰り返しますけれども、仮に競争入札をしたとして、業者がかわったときに今の体制が果たしてとれるかどうか、入居されている方が従来今までと同じような安心できる環境がすぐに確立できるかどうか、それが一番の心配なところでございます。そういうことで、現場の運営としてはスタッフがあって、今度はそれをオペレーションするシステムと一緒に現場で運営されているわけですから、その一部を変えてすぐに直ちに4月から今までやってきたものと同じ体制、安心していただける体制がとれるかどうか極めて疑問でございますので、そういったことでできれば同じ体制で維持したいということで御答弁させていただいているわけでございます。

○竹谷委員

いろいろ御意見がありまして、答弁も聞かせていただきました。まず、このことの発端は何なんだ、アンケート調査の発端。私は少なくとも同委託業者が勝手にアンケートをとったところからスタートじゃないですか。

○鈴木保健福祉部長

委託事業者のアンケート調査が発端かと言われますと、何とお答えしたらいいのかわかりませんが、そういう問題もあったことも事実でございます。

○竹谷委員

何でごまかすの。そのとおりでしょう。議会として議員の行動までアンケートチェックした、これに対して問題にしたはずだ。これが問題になって大きくなったら次の、私は勘ぐるには次の継続委託についていろいろ問題があるようだ。ですから、市役所としてもアンケート調査してみようというふうに発想されたんじゃないですか。その辺はいかがですか。そこが一番おれは肝心なところだと思っているんです。いかがですか。

○鈴木保健福祉部長

次年度の継続につきましては、共立メンテナンスのアンケートそのものを当然採用するつもりはございません。これは共立メンテナンスがとったアンケートでございますので、私もといたしましては私も、職員が直接住民の方々の声を聞いた上で4月以降のあり方

を議論していくべきだろうということで、たまたま共立メンテナンスの方のアンケートが先行してしまったというふうなことはありますが、事務局内部ではそういった直接職員によるアンケート、市によるアンケートの必要性というのは検討していたところでございます。

○竹谷委員

素直に言おうよ。素直に言いましょうよ。私はこれがあつたからやつたんだと思いますよ。それが全然なかつたんですか。そういうことが。素直にそうならそれで結構ですから、もうちょっと真相を明らかにして、お互いもっと理解できるような体制にしましょうよ。いい悪いは結果論だからいいから、こういうものがあつてこうなつたんだということであるのでお話ししてください。絶対ないんだというのなら、どこまでもそういう主張をしてください。いかがですか。

○鈴木保健福祉部長

事務局内部では昌浦委員の12月定例会での御発言を受けまして、共立メンテナンスの是非を私どもが直接調査をしなければならないというのは、私は次長にも、ここにいる参事にもその旨、指示をしております。ただ、実際に調査に入つたのが相当おくれてしまつた。その間に共立メンテナンスが実際にアンケートをとり始めてしまつたというのが現状です。2人に確認していただいても結構でございます。

○竹谷委員

そういう答弁をするなら、なぜこのアンケートをとめなかつたの。市当局の許可をとっているんですよ。なぜこれをとめなかつた。うちの方でやるからこれは業者としてやらないでくれと、なぜストップかけなかつたんですか。あなたがそう言うなら。それが不思議でならないの。これは回答期限は1月15日曜日までしてくださいというアンケート調査ですよ。私どもの手元に入つたのはその後です、こういうのをやつたとある議員からもらひまして。私はこれが要因だと思つていますよ。それできちつとしておかなければいけないではないかという思いがあつて、事務当局としても住民の意見を聞いておこう、それを一つの参考にしよう。そうでないと共立のアンケートがひとり歩きするんじゃないかという思いだからやつたんじゃないですか。違います。私はそう思うんです。私が事務局ならそうしますよ。私が担当者ならそうしますよ。いかがですか。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

私どもでとりましたアンケートにつきましては、先ほどうちの部長が申し上げましたとおり、12月の定例議会の際に昌浦委員からも契約のあり方というような形での御質問があつて、それが一つの契機になっております。年が明けましてから、いろいろアンケートの中身とかも精査しながら出していかなくぢゃないねというような話をしているときに、今竹谷委員がおっしゃつておられます共立メンテナンスの方で独自にとつたアンケートというものが出たということもありまして、それも御指摘のとおり、こちらの方で早目にとらなければいけないということの原因の一つであるということとは間違いございません。

○竹谷委員

部長、担当者言っていますよ。素直に言いなさいと言っているんですよ。隠すと隠すほど問題が解けにくくなってしまふ。それで聞きます。このアンケート、なぜ委託業者名を正面に出してアンケートをとろうと思ったんですか。その基本的な考え方を教えてください。私だったら会社名は出しません。会社名を出すからありき論で誤解されるのではないかと私は思っています。ですから、アンケートのとり方は難しいんですよ。その辺はそういうふうに誤解されるのではないかという思いはございませんでしたか。

○鈴木保健福祉部長

そこまでの考えには至りませんでした。

○竹谷委員

先ほどから副市長も、住民の、居住している方々の意見だ意見だという一生懸命お話をしておりますけれども、そういう配慮が足りないから下手な誤解を生んでいるんです。私はそう思っているんです。逆の立場で言いましょ。もし皆さん方が私たちの立場で、私たちがそちらの立場ならどうですか。そう思いませんか、立場がかわってみたら。そういうふうなことは考えたことございませんか。ましてはありき論みたいなアンケートをとっておい、てそういう思いが立場がかわってみた場合にどうだろうかという視点を考えなかったんですか。それが物すごく疑問で、私はずっと意見を聞いてそこが疑問だったんです。いかがですか。

○鈴木保健福祉部長

立場が逆だったらというふうな御質問でございますが、我々は現在共立メンテナンスというそういう株式会社をお願いをしているというのは周知の事実でございますので、名前を出そうと出すまいと皆さん居住されている方々は皆さん御存じだというふうなことでございましたので、今の状態を聞くというふうなことがアンケートの目的だったわけでございますから、あえて名前を出した方がいいか出さない方がよかったかというふうな議論につきましては、内部ではしておりません。

○竹谷委員

これは話をしても水かけ論だからこれ以上は言いませんけれども、少なくともこの種のアンケートをとる場合にはそういう配慮が必要なんです。私はそう思うんです。現在委託している業務委託を継続した方がよろしいとか、何で共立メンテナンスがどうなんだこうなんだと書かなければいけない。昌浦委員の質問でそういうふうに思ったというならば、特に私はこの会社名を明らかにすべきではないというふうに思ったからあなたたちの真意を聞いたんですよ。全然そういうところを事務当局は勘定に入れていなかったというところについては、皆さん方の思いはちょっと配慮に欠けておったというふうにとらわれてもしようがないですよ。いかがですか。

○鈴木保健福祉部長

繰り返しになりますが、住民の方々は皆さん名前を御存じだったので、名前を出そうと出すまいともう既に周知のことだというふうなことで、そのこと自体がアンケートの回答率に

もし影響しているのだとすれば、それはもう少し考えてやればよかったのかなというふうに思います。

○竹谷委員

私はそう思います。次に、おれも議員になって長い、初めてですよ。議員あてに実態調査の要望書いただいているのが二つ。ここもなんですよ。ここは城南は51世帯中40名の継続の提案があったとあります。ここもなんですよ。株式会社共立メンテナンスの応急仮設住宅管理を今後とも継続してほしいというのなんですよ。もう一つの方も、もう一つは公園球場です。ここも170中議会に来たのは80の署名、半分以上。ここもなんですよ。現状の管理委託株式会社共立メンテナンスでやってくださいと。同じ文書で来るんですよ。初めてなんだよ。何で議会にこれが来たのか意味がわからない。当局にはよく来るよな。なぜこういう行動が起きたか、事務当局で感じていることがあったら教えてください。

○鈴木保健福祉部長

これは新聞紙上で公開質問状が出されたというふうなこと、それから山王地区仮設住宅においてこれまでさまざまな問題点があって、そういったことが新聞紙上に掲載されて、今回のアンケートではありませんが継続が危ぶまれるようなことがあると私たちは嫌だなという方々が、みずからこういった署名活動をして届けてきたのだらうというふうに考えております。

○竹谷委員

あなたたちのとったアンケートの回答から見れば物すごく低いですよ。数字的には。公園球場にしたって全部、公園球場の場合は80%ぐらい。あなたのところの計算は全体90%ぐらい。どっちが本当なんですか。だから、そういう意味で、私はもうどうのこうのと言ったってしょうがないので、お話ししたいのはまず仮設住宅の自治会がなぜできなかったのか。この自治会さえできていれば自治会主体でいろいろなことがやれたはず、相談をしてと私は思います。ですから、仕様書の中にも自治会の設立について御支援するよという仕様書になっている。何が原因でできなかったのか。私は裏の方で調べました。山王市営住宅はあるようです。国府多賀城もあるようです。高橋公園もあるようです。それから多賀城の公園球場、それでこの回答来たのが公園球場の代表者と言われるような方が代表になってきているんです、公園の方は。国府多賀城は代表者と思われる私の調査の人でない人が代表で来ているんです。この文書が来ているんです。これはどういうぐあいに理解したらいいんでしょう。片方では自治会をつくってやりましょうと言いながら、この種の問題ではこういう意見が来ている。どういうふうに理解したらいいんでしょうか。

○鈴木保健福祉部長

あくまでも、今回の仮設住宅の新年度の運営について継続してほしいという方々の強い希望だったろうというふうに思います。それがたまたま自治会の代表者が中心になったところ、それから代表者の方でない方がそういう強い思いを形にあらわしたという仮設住宅もあったのかなというふうに思っております。

○竹谷委員

そこが一番問題なんです。実は聞きたいのは、そうするとその仮設住宅の自治会の中に二つのグループが生まれてしまう。自治会長、みんなで決めたんだからその人を中心でものをやらなければ。だからやらせといふかなんたろうという疑心暗鬼が生まれると私は思うんです。我々の町内会、自治会長を置いております。何事をやるについても自治会長を中心としての要求なり要請を出します。なぜ仮設はそうなっていないのでしょうか。50や60の仮設でそういうようなことがあったら、まとまるものもまとまらないのではないのか。そこをうまく指導していくのが、仕様書にある委託業者がきちっとやるべき業務だったのではないですか。どのように思いますか、御見解を期待します。

○鈴木保健福祉部長

我々も実は仮設住宅の中で任意の自治組織ができていただいて、その自治会がうまく皆さんをリードしていくというふうな運営ができればそれにこしたことはないということで、再三までとは言いませんけれども、ぜひそういう組織をつくりませんかというふうな呼びかけはしているものの、なかなか2年、または3年という短期的なことであったり、それから同地区以外の方、いろいろな地区から集まってきているというふうなこともありまして、なかなか先頭に立ってリーダーシップを発揮していただける方というのがお出にならないという、そういった地区もあるのも事実でございます。そういう場合は共立メンテナンスがいろいろなまとめ役のお世話をしたりさせていただいているわけですが、事こういうふうな形になってしまうと、なかなかさらにまとまりづらくなるのかなということでもちょっと危惧をしております。今後はできるだけこういう問題をなくして、皆さんが自立した昔の平穏な生活に戻れるようになるまで私たちもサポートしてまいりたいと、このように思っております。

○竹谷委員

遅いよ。亀裂が入った場はなかなか修復できません。それを修復するためにはどうするか。多くの方々が疑問を持っている疑問を解くことしかないんです。疑問を解くしかないと思っておりますけれどもいかがですか。

○鈴木保健福祉部長

お一人お一人、いろいろな考え方があるかと思っておりますけれども、冒頭でも申し上げましたとおり、お一人お一人と真摯に向き合いながら問題解決に努めてまいりたいとこのように考えております。

○竹谷委員

それはあなたのところではないでしょう。委託業者がやるんでしょう。だから、市が委託業者を決めるんでしょう。違いますか。

○鈴木保健福祉部長

失礼いたしました。委託業者ももちろんでございますが、委託業者とそれから市の職員と一緒にあってそういった地区の中で起きている問題を解決していきたい、このように考えて

おります。

○竹谷委員

先ほど来皆さん心配しているように、随意契約ありきの選定ではなく、まさしくこの業者でちょうどいいんだ、多賀城の仮設運営とか仮設の費用とか、隣の七ヶ浜と比べても全然多賀城の方は待遇、いろいろな運営も効率的にやって、しかし経費はこのぐらにかかっているんだということを明らかにして、だからこの業者に決めただというふうな手法をなぜとらないんですか。私はやり方だと思うんですよ。昌浦委員は入札やれ、それも一つの方法。もう一つは、この業種をやる業者が狭まれているとすれば、その人たちに応募をかけて、多賀城の条件をやって、そしてどの業者がいいかと、多賀城のニーズに合った業者と事業量、事業資金がどこにいいかということで公正に皆さん方に明らかにできるようにすれば、私は亀裂が入った丸は早急に払拭できるような気がするんです。だから、透明性のあるやり方をした方がいいのではないかと私は思っています。結果的に共立に決まったにしても、もうちょっと皆さん方がわかりやすいやり方を今回した方が私はよろしいんじゃないかと。それは住民のためにも、疑問を持っておられる方々の理解を得るためにも、私は大事なことじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○鈴木保健福祉部長

確かにそのような考え方もあるかなというふうに思いますが、これまでも何度も申し上げてきましたが、人がかわるということについての不安感、別な事業体の方が入ってきていただくことももしかするとあるかもしれませんが、その場合のさまざまな課題、新たな課題が生まれるのもこれも事実でございます。したがって、私どもとしましては、今年度の23年度の事業評価をしながら仕様書の中身の修正、それから価格的なことの内容については、3月2日の新年度予算審議までにはそういう検討ができるような資料をお渡ししてもう一度検討していただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○竹谷委員

であれば、他の比較できる資料もいっしょにつけ備えてください。副市長、ありきではないですよ。共立がありきではないんです。そういうのも検索してまさしく市当局が主張していること、そして市民も理解できるような内容であるという段階を踏んだ方が私はよろしい。そうでないとこの問題は解決できない。多分議員などはいいいんじゃないのかという人もいるかもしれんけれども、ある一部の方でもおかしいんじゃないのかという問題を投げかけるとするならば、その解決するために私はその行動をとるべきだというふうに思ひますので、ぜひそれも約束していただきたい。よろしいですか。

○鈴木保健福祉部長

それは比較とは二つあるかと思うんですが、同業者、同種類の事業者との例えば見積もりとの比較、そういったこともあろうかと思ひますし、もう1点は今回の湾岸部で今回仮設住宅を担当しているといひますか運営している市町村との、他市町村との比較というふうな

こともあろうかと思えますけれども、その両方ということによろしいのでしょうか。

○竹谷委員

両方出してください。そうすると理解が早いと思いますので。いつまでも胸の中にしまってわだかまりあることだけはやめましょう。開いてみんなで議論して、これでやむなしというのであればみんなでやりましょうよ。人間の命にかかわる仮設住宅の問題もありますし、そういうものがありますから、みんなで共通の課題を乗り越えるように当局は努力をさせていただきたい。そうでなければこの問題は解決しないと私は思うので、私からそういう提案をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げたい。

それからもう一つ、これは同僚委員が話したことに口を挟むことは問題はあるんですけども、共立メンテナンスに4月段階で決定したというのは、あの環境の中では私はよしとして理解を示したい。ただ、あのときの説明で東松島を例にとりましたよね。共産党委員の皆さん方が調べたら、うちより後からの契約だったというのが発生しましたよね。それはきちっと謝罪をして、確かにやっておったかもしれない。契約時点が一つの節目になるんですよ。そこは議員に対して、我々はそう思ったけれども契約時点を調査していなかったと、そういうことであれば今後気をつけますとか、何らかのその議員に対してきちっとしたコメントを出しておくべきだと。委員会とか議会というのはそれだけ重要なところだと私は思っていますので、それはしかと私は当局で反省するものはして結構ですから、訂正するところはきちっと訂正しておかないと、はたから見ると何だ議員何もやっていないのではないか。ああいうちぐはぐな答弁でうんと言うのかというふうに見られると私自身議員として恥ずかしいものですから、きちっとその辺を解明した答弁をしていただきたいと思いますというふうに思います。いかがでしょうか。

○鈴木保健福祉部長

契約をした日付で申し上げますれば、確かに今竹谷委員がおっしゃったとおり、東松島市の契約は5月13日を正式な契約日としてございます。うちの方でも東松島市の方に確認をしましたら、この前もちょっと藤原委員の方にも御回答申し上げましたけれども、実際には4月下旬から避難所の現状等を確認してもらうことで研修期間として業務を行っていた経過はあります。我々としてもたまたま4月下旬から、例えば共立メンテナンスがある日突然来たということではなく、多分その前から何度か打ち合わせをしながら、研修に入るといのはきょう申し込みがあつてきょうからというわけにはいきませんので、多分その前から何度か接触はあったのかなというふうに、これはあくまでも推察でございます。4月下旬から実際には入っていた。ただし、それは研修期間ということだったので契約は5月13日ですということです。したがって、多分私もこれは聞き取りの話だけになってしまいますけれども、うちの方の職員が東松島の実績を電話で確認したところ、とりあえず今入っていますというふうなこと、契約日まで確認をしないで東松島市の実績というふうなことに置きかえてしまったことにつきましては、詳細な内容を確認しないでいたということでここで謝罪させていただきますけれども、全然東松島市と共立メンテナンスが接点がなか

ったということでは決してございませんので、この辺は双方とも、東松島も多賀城市も相当多忙な時期だったというふうなこともありまして、確認が少しできなかったというふうなことを御理解いただければというふうに思います。

どうも、大変申しわけありませんでした。

○竹谷委員

これ以上いいですけれども、そういうところは気をつけてよ。このことで幾ら質問あった。何回同じ質問あった。最初からきちっと実績ではなくそういう経過だったということは、問題提示されたときはきちっと調査して、まずい答弁したなと思ったら議会に対して訂正すべきですよ。そういうぐあいに今後していただきたいんですけれども、それは今保健福祉部だけではなく、出席されている当局のリーダーの諸君はそういう思いで議会に臨んでほしいと私は思うんですけれども、いかがでしょうか。その長は副市長かな。

○鈴木副市長

ただいまお話しございましたことについては真摯に受けとめさせていただきまして、改めるところは改めて今後対応させていただきたいと思います。

○深谷委員長

藤原委員が最初だったんですけれども、藤原委員でよろしいですか。戸津川委員。

○戸津川委員

1 点確認をさせていただきます。先ほど佐藤恵子委員の方から孤独死対策のことについてその後の対応がどうだったのかという資料請求がありましたけれども、その資料がきょうじゅうに出るかどうか、確認をいたしたいと思います。

○深谷委員長

新年度の契約に係る内容でも審議する内容ということであれば予算の委員会のときまでに、ちょっときょう提出は難しいということなんでございますけれども。戸津川委員。

○戸津川委員

あってはならないという孤独死が現にあったわけですよ、この多賀城市において。それでその孤独死対策がいまだにできていないということに私は驚きを感じます。しかも、私が大変不思議というか、行政というものはこういうものなのかと思ったのは、孤独死された方、その遺族の方に対して、市がその後、判明した後で結構です。市がその後どんな対応をなさったのか、こちらの誠意はきちんと伝わっているのか、そのあたりが私は大変心配なんです。そのことに対してはどうなんでしょうか。

○鈴木保健福祉部長

私たちもこういった事例、対応したことがございませんので、これが当たっているかどうかわかりませんが、とりあえず遺族の方については、すぐに接触を持つということについてはちょっと避けたい。少なくとも社会通念上でいえば初七日を過ぎてからとか、もしくは現在山王の仮設住宅を退去するというか、荷物の引き渡しとかもこれからやっていかなければなりませんので、そういう意味では御遺族の方と面談をしながらいろいろお話を進

めさせていただきたいというふうに思っていました。

それから先ほどの記録でございますが、当然今現在はこの前の反省をしまして、まだ最終的な仕様書での変更というふうなことには至っていませんけれども、共立メンテナンスとの打ち合わせ会議は何度か持ちまして、今回は、そういったガスメーターの使用とかがなければ、すぐ市の方に連絡をもらって必要な措置をとっていくというふうなことでの申し合わせはさせていただいております。ただ、その会議記録であるとか今後の方針であるとか、そういったことにつきましては写しも含めて新年度に向けた仕様書の中身で対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○戸津川委員

その対応、初七日を過ぎてから行くのが礼儀だとお考えなんでしょうか。私は通常そういうことがあれば、仮設住宅での発見もこちらではできなかつたと、そういうことについても直ちに御遺族のところに伺って、私は、先ほどから被災者に物すごく寄り添っているというふうに市の当局が言っていることに、すごい喜びとともに不安感を感じるんです。口ではそういうふうに見えるかもしれないけれども、実際にやっていることがそうなのだろうか。昨日も御遺族の方が仮設住宅に荷物の片付けにいらっしゃったそうです。私は、そういうときになぜそこにいて、どんな気持ちで御遺族がそれを処理されていたか、そういうことを思うと、寄り添うと先ほどから何回も私はその言葉が耳に残っております。本当にそうしていただきたいと信じておりますが、そうしていただくものと思ひますが、やっていることと余りにも違うのではないですか。いかがですか。

○鈴木保健福祉部長

大変申しわけございません。私どもといたしましては、今後こういったことがないように全力を挙げて取り組んでまいりたいということで御理解をいただければというふうに思ひます。

○戸津川委員

私は直ちに御遺族と連絡をとりながら市の謝罪の気持ちをぜひ伝えていただきたいと思ひます。

そしてもう 1 点、私は職員の皆さんに本当にこういうことを職員の方が一生懸命していらっしゃるということに何かこのアンケートのことです。すみません。このアンケートです。市の職員、市の当局で 11 日にわかつていながら、その 2 日後の 13 日に、共立メンテナンスがこれから 4 月以降も現行どおり業務を委託をしてもいいですかなどというちぐはぐな質問をしながらその仮設住宅を回っていたということに、大変な違和感といひますか、市の職員に対して大変、こんなことを市の職員がやっていたのかというのは、私はちょっと違うんじゃないかと、わかつた後も、その仮設でこういう事故があつたんだということがわかつた後であれば、私はそういうことは少なくとも自肅をして、直ちに仮設山王住宅の皆様のところに行って、その経過とこういうことがあつたけれどもこれからはこういうことがないように処置をしたいんだということを実先に、どんなにかこの事故があつた仮設では

不安に思ったことでしょう。私たちもいつかはあるかもしれないと何人もの方が思ったと思います。そういうときに市としてやるべきことが、共立メンテナンスがどうですかなどというこういう、私にとっては何か陳腐な感じがします。こういうことをアンケートを4人もの方がとって歩いていたということに、私はそうじゃないんじゃないかな、職員の方がやるべきことはもっと別にあったのではないかとそういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

○鈴木保健福祉部長

アンケートの必要性はアンケートとしてまた別な次元で必要な、私たちのデータといえますか、調査だというふうに思っております。また、今の戸津川委員のお話も全くそのとおりだというふうに思いますので、今後はそのような形で対応してまいりたいというふうに思っています。

○戸津川委員

一般質問でも質問をしますのであれですけども、孤独死対策については、このもちろん孤独死が実際に起こったそれ以後もきちんと共立とお詰めになっているというふうに考えてよろしいでしょうか。

○鈴木保健福祉部長

孤独死問題につきましては、そういった11日の発見以降、何度となく共立メンテナンスの責任者の方とも私もお会いをして、今後こういったことが絶対起こらないような、そういった対応を求めて指導もしておりますので、御理解をいただければというふうに思います。

○戸津川委員

それでは、最後にしますけれども、要望といたしまして、この孤独死を、前に市長があってはならないことだと力強くおっしゃってくださったんです。私はそのこともしっかり覚えております。そのあってはならないことがあった仮設住宅に出向いて、今こういうふうに対処、考えていますということ、ぜひ住民の皆様にも知らせることが今必要なことではないかと思えます。ぜひそのことを早急にやっていただきたいと思えます。

○藤原委員

午前中、やるぐらいやったのでもういいかなと思ったんですけども、しゃあしゃあと金曜日と違うこと答弁するものだからちょっともう一回確認しますけれども、東松島の実績なるものについて、その契約日についてはあなた方も認めましたね。多賀城の契約日が4月28日ですよ。それで、実績って何だと聞いたら4月後半から避難所の管理運営をやっていたんだと。それはいつからいつまでだと私聞いたんですよ。そしたら、答えられませんでしたね。保健福祉部は。それなのになぜきょうになって、いや避難所の管理運営をやっていたという答弁がまた出てくるわけ。何日、いいですか、4月後半と言うけれども、多賀城の契約は4月28日なんですよ。何月何日から何月何日まで避難所の管理運営をやっていたんですか。さっき明確に答えたわけだから明確に答えてくださいよ。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

金曜日に御質問をいただきまして、その際 4 月下旬というような言い方をしてしまいました。なお、共立あるいは東松島市の方に確認をいたしました。4 月 20 日に共立と東松島市の担当者間での避難所運営に係る打ち合わせが整った、これは共立の報告でございます。その後、4 月 25 日と 26 日に研修を兼ねて避難所の方に暫時入った。これは共立と東松島市両方から確認をいたしました。その後、契約日そのものは 5 月 13 日からでございますが、これも共立及び東松島市の方の確認では 4 月 27 日から実際には業務に従事したということで確認をとらせていただきました。

○藤原委員

4 月 27 日から入ったでしょう。そういうことだよ。そんなの実績って言うんですか。4 月 27 日から入ったって。それをつらっとして、金曜日は答えられなくてきょうはつらっとしていや避難所の実績です。言いますかね、この実績って。少なくともだよ、答えるときは、金曜日は藤原委員の質問にはこう答えましたが、その後調査をしたら 27 日に実績がございましたと、そのぐらい礼儀じゃないですか。1 日を実績って言うかどうか別にして。どうですか。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

回答の仕方に配慮が欠けておりました。大変申しわけございません。

○藤原委員

それからこれどなたの質問に答えたんだっけな、県内 10 カ所の仮設はすべて来年度随意契約だという回答がありましたね。だとすると、今仮設住宅 1 カ所当たりの単価が非常に今議会で問題になっているわけですが、私が問題にしているわけですが、それもあわせて調査をしたんではないかと思えますけれども、その 10 カ所のデータ公表をお願いしたいんですが。

○鈴木保健福祉部長

当面、それぞれの市町村に対して聞き取り調査と申しますか、アンケートというか照会、回答ということでしょうか、それでいただきました。ただ、その中には複数の事業所が入っていたり、人数の考え方、カウントの仕方が一律でなかったりというふうなことがあって、一つの形としてはまとまったものはあるんですが、内容が同じような視点で見たときの比較というふうなものになっておりませんので、先ほど申し上げましたけれども、後日その資料もあわせて出したいと思えます。ただ、先行してそれを出せるかという、なかなかこれからまた聞き取りをしながらわかりやすい、比較ができるそういった資料につくり直してお出ししたいというふうに思っておりますので、しばらくお待ちいただきたいと思えます。

○藤原委員

それから隠れて録音していた問題について、副市長の答弁を聞いていますと違法じゃないと。それから正確な議事録を残そうとしたんでしょうと。ちょっと配慮が足りなかった。果たしてそういう次元のものか、隠れて録音することが。例えば市役所で税務課と住民の間で何かトラブルが起きました、普通税務課の職員でも何でも 2 人で出かけると思うんです

が、正確な議事録をとるために隠れて録音とるとかっていうのするんですか。市役所ではどうですか。やってんですか、そういうこと。

○鈴木保健福祉部長

基本的には通常の会議録、審議会その他そういった会議録以外は個人的な交渉事では録音はしていないということなんです。

○藤原委員

訪ねて行って録音するか、しないんですよ、そういうことは。それがなぜちょっと配慮が足りなかったという次元におさまるのかということが、私は疑問なの。これは著しい人権侵害ですよ。違法かどうかは私はよくわからないんだけど、著しい人権侵害ですよ、これは。それがちょっと配慮が足りなかった、これからしません、ごめんなさい、そういう問題で済むのか。私、物すごい違和感感じますね。副市長、どうですか。

○鈴木副市長

いずれ、そういう御懸念をいただいたことをよく参考にいたしまして、これからそういう誤解のないような対応を心がけてまいりたいというふうに思います。

○藤原委員

誤解じゃないよ、やってんだから。何で誤解なの、だれが誤解してるの。

○鈴木副市長

それは録音をしたくないのことを誤解と申し上げたわけではなく、先ほどから盗聴の話があったりいろいろございますので、そういった懸念をいただくような、そういったことに見られないような対応を心がけていきたい、そういうことでございます。

○藤原委員

副市長の答弁について言っているわけ。誤解のないようにというのは。そういう誤解とか何とかの次元じゃないでしょう、これは。人権侵害だよ、これは。人権侵害だと思いませんか。誤解というのがわからない。だれがどのように何を誤解してるの。（「休憩だ、休憩」の声あり）

○深谷委員長

休憩したら解決しますか。

竹谷委員、指名します。

○竹谷委員

お互いにいろいろありますから、答弁を調整して、藤原委員に理解できるような答弁を当局で検討してください。そのためにここでやり合ってもしょうがないから、暫時休憩してきちっとした方がいいですよ。総務の法制局もあるわけだから、いろいろあるわけですから、関係機関とも相談してきちっとした方がいいと思います。そうでないといつまでたってもちが明かないと思いますので、ぜひそのようにお諮りしてください、委員長。

○深谷委員長

ではそのように調整、どれぐらいお時間……。では2時10分まで休憩といたします。

午後 1 時 57 分 休憩

午後 2 時 10 分 開議

○深谷委員長

では、10 分前でございますが皆様おそろいでございますので再開いたします。

先ほどの回答について、副市長。

○鈴木副市長

先ほど藤原委員の御質問の中で、面談をする相手方との間の会話を記録すること、そのことについていろいろ御質問ございましたけれども、まず最初に法律上の解釈について、それを最初にお話をさせていただきまして、その後また回答を続けさせていただきたいと思いません。

まず一つは、最高裁の判例でお互い同士の会話を録音すること自体、それ自体は違法ではないという判例がひとつ出ております。それから録音すること自体が人権侵害になるかどうかというお話がございましたけれども、恐らくその録音したものをもって相手方の名誉を毀損する行為、あるいは相手方に不利益な行為を及ぼすということになると人権侵害という範疇に入ってくるのではないかとということの解釈でございます。そういうことを踏まえまして、今回のことはいかがであったかということになりますと、録音された相手方が録音されたことによって、自分が知らない間に録音されたことによってひょっとしてあるいは名誉毀損であったりあるいは不利益な行為に使われるのではないかとという疑念を抱いたとしたならば、それは厳に慎む行為であろうということでございます。先ほどの誤解ということのお話もいろいろ出てございましたけれども、そういったことの相手が不安に思うような行為が起きるか起きないか、そういったことの疑念を抱かないようなこと、そういったことについて気をつけてまいりたいということで回答させていただきたいと思えます。

○藤原委員

結局差し支えないということ。訪問して録音するのは。市の見解は。

○鈴木副市長

ですから、冒頭に申し上げました法律上の解釈とすればそのようなことになりますけれども、それにしても相手に対するマナーであったり礼儀であったり、そういったことを加味すれば、そういったことが十分配慮すべきことであろうということだと思っております。

○藤原委員

その程度の認識だということね。私も今回初めてこういうことに遭遇したので勉強してみますけれども、市役所はその程度の認識だということでとりあえず伺っておきます。

それからその程度の認識なので、共立がそういうことをやっていることをわかったというのは 12 月だと言いましたね。その程度の認識だから共立には何も注意とか指導とかはしていないんですか、しているんですか。

○鈴木保健福祉部長

その後、こういったことについての一連の議会とのお話がありましたので、今後こういうことがないように共立の方には申し入れをしているところです。

○藤原委員

つまり、まだやっていないということだね。今の話は。

○鈴木保健福祉部長

口頭ではございますが、もう既に責任者の方には口頭で伝えております。

○藤原委員

それはいつ、初めて聞いたんだけれども。いつ口頭で話しました。

○鈴木保健福祉部長

ちょっと記憶は定かではありませんが、次長も同席しておりましたので先週、2月14日及び今週土日もちょっと業者の方と打ち合わせをしておりましたので、その中でも申し入れをさせていただいております。

○藤原委員

まず、やったということだね。それからあと二つだけ言っておきます。一つは、あなたが、保健福祉部長が、山王の皆さんが出した文書について怪文書だとあちこちで言ってたそうですね。怪文書の定義言ってください。

○鈴木保健福祉部長

まずあちこちで言ったかというふうなことでございますが、何度か使ったことは自分でも記憶がございます。ただ、あちこちで言ったかということとなると、それはちょっと違うかなというふうに思います。それから怪文書の定義でございますが、これは国語的な内容的にはちょっと確認をしてからお答えしたいというふうに思います。

○藤原委員

あなた保健福祉部長だよ。自分が使ってるんだよ、怪文書だって。さっきの休憩時間でも間違いなく言ってたって。名前言ってもいいと思うんだけど、佐藤恵子委員も聞いてます。昌浦委員も聞いてます。ほかにも聞いてます。あっちこっち。3人以上になるとあっちこちだよ、あんた。ほかでも言ってたでしょう、恐らく。自分が言った言葉だよ。今さら辞書を見ないと言えないんですか、定義を。保健福祉部長、読み上げてよ、これ。貸すから。うるさいな。ほら、私が聞いてるんだから。じゃいいわ。いいですか。いかがわしい文書。無責任で中傷的、暴露的な出所不明の文書または手紙でしょう。何で名前も書いてあって住所も書いてあって連絡先も書いてある文書が怪文書なんですか。ちょっとなぜ怪文書なのか。

○鈴木保健福祉部長

公開質問状が出る前に、実は(2文字削除)〇〇さんのほうから各議員方へ、これは私が入手したのはたしか2月1日の夕方だったと思いますが、こういうファクスが流れてきているというふうなことで私の手元に届きました。これを読ませていただきました。そのときに、これは多賀城市議会議員各位というふうなことでお出しになっているんですが、どこにどういうふうな形でお出ししたのかがちょっとわからないというふうなことで、いろいろ中

身的にはこれまで起きたいろいろな事案をずっと時系列的に書いていらっしやるんですけども、私どもとしてはこれらはすべて解決している問題だというふうなことで、なぜファクスという手段を使って各議員さんにお出ししたのかが不明瞭だったことから、言い過ぎだったかもしれませんが、そのような言葉で表現したことが何回かあったのは事実でございます。

○藤原委員

あなたね、言葉はコミュニケーションの大事な手段なんだから正確に使いなさいよ。何でファクスで来ると怪文書なんですか。そういう定義がどこかにあるんですか。出所不明の文書を怪文書というんですよ。名前もあつたでしょう。住所もあつたでしょう。電話番号もあつたでしょう。失礼だと思いませんか。無責任にもほどがあるし、多賀城市役所の住民に対する姿勢があらわれているんですよ、ここに。あなた方いろいろ言っているけど。謝罪しましたか。怪文書なんて言って歩いて。とんでもない話ですよ、これは。

○鈴木保健福祉部長

大変申しわけございませんでした。(2文字削除)〇〇さんと(2文字削除)〇〇さんには後ほど謝罪をさせていただきたいと思えます。

○藤原委員

今回一連の経過の中で仮設住宅の管理業者に対する批判的な人たちに対して変わり者みたいなことを言ったり、それからある仮設住宅ではつるし上げみたいなのをやっているんですよ。ある方が河北新報に批判的な言葉を載けたら、つるし上げみたいなのをやられたんですよ。村八分になっています。これは住民がやった形にはなっているんだけど、私は非常にゆゆしき自体だと思えますよ。仮設住宅の受託業者に対する対応で住民がそういう扱いを受けるというのは、私は共立を委託することについて、そういうことも危惧しているんですよ。自分たちの味方が敵かみたいなの感じで分けちゃってる。けれども、町内会というのは本来そういうもんじゃないでしょう。どういう宗教を信じていようが、どの党を支持していようが、何の仕事をやっていようが、仕事があろうかなかろうが、関係ないんですよ、町内会というのは。その同じ町内会という状況の中で、思想信条や政治的な支持が違ってたって、共通する問題を解決するために一緒にやっていくんですよ。何でそんな自分たちの会社に対する態度で、そういうふうな敵視扱いしたり糾弾会みたいなことをやるんですか。私は、あなた方は幾ら言っても随意契約やろうとしているけれども、随意契約に決まったにしても、そういうことだけは絶対やめていただきたい。まともな姿じゃないですよ、今。私はこの点をぜひ改めてほしいと思っているんですが、どうですか。

○鈴木保健福祉部長

何度も繰り返しになって大変申しわけありませんが、新年度予算審議の際に資料をお出ししますので、それで御審議いただければというふうに思えます。

○佐藤委員

一つ確認だけしておきます。さっき8月29日に孤独死の問題をどういふふうに対応する

のかということを出王の皆さんのところでお話し合いになって、そのときにはメンテナンス出席していないって書いてあります。役所が出席してて専門的見地のもとで早期対応することにしますという回答をしているんですが、先ほど戸津川委員が資料早急に出せというお話をしましたけれども、新年度予算に対応できるように出すというようなお話で仕様書にも盛り込むというようなことでしたけれども、ということは、この件について議事録も多分ないということは、話し合うのを話し合っていないというふうに考えていいのかな。

○鈴木保健福祉部長

これまでの出王の仮設住宅の会議録につきましては、議員皆様の方にお渡ししたとおりでございます。これをらんいただければと思いますが、他の仮設住宅でも同様にいろいろな会議や打ち合わせをさせていただいております。量はかなり膨大な量になりますけれども、それをすべて私が熟知しているというわけではありませんので、確認をさせていただきたいということが1点。

それから今回の事故を受けまして、共立とは今回のことをお互いに、我々もそうですけれども大いに反省するところは反省をして、今後このようなことが二度と起きないようにやっていくということが我々の使命であるというふうなことでございます。この孤独死を発見できなかったこと、今後24時間、または48時間以内には確実に発見できるような手法を、手法はいろいろあるかと思いますが、そういったものを駆使しながらやってみたいとこのような話は何回か行っております。

○柳原委員

先ほどから市当局の人権感覚の薄さということが話題になっておりますが、それに関連して1点お聞きします。出王市営住宅跡地応急仮設住宅報告書等というのが配られておりますが、その15ページ、出王仮設住宅クレーム対応報告書というのがございます。一般的に考えてクレームという言葉が使われる場合、一般通念ですとクレーマーだとかクレームとかという場合、正当性がないのにごり押しして自分の意見を通すような、そういった意味で使われることが多いと思うんですが、このクレーム対応というのはどういう意味で使っているのでしょうか、ちょっとお聞きします。

○鈴木保健福祉部長

そのこの件名に書いてあるように、集会所の利用その他いろいろな課題というふうなことでそれをクレームというふうな言葉で担当者が会議録を起こしたとこういうことでございます。

○柳原委員

この内容を見てもみますと、集会所の利用について、日赤6点セットについて、行政区について、非常に前向きな提案であると私はこの文書からは読み取っておるのですが、そういう市民からの提案があった場合はすべてクレームということで処理しているのでしょうか。

○鈴木保健福祉部長

大変申しわけございませんでした。決してそのようなことはございません。改めて訂正をさせていただきますと思います。大変申しわけありませんでした。

○藤原委員

この席に柳原委員もいるんだよ。クレーム扱いされたの、委員が。柳原委員に謝ったらいいんでないの。クレーマーじゃないって。すいませんでしたって。

○鈴木保健福祉部長

このときの会議の当事者である柳原委員さんも同席していたというふうなことで、そのような扱いを受けるということで大変御迷惑をおかけしたことにつきましては、この場をおかりしまして深く謝罪をさせていただきます。大変申しわけありませんでした。

○深谷委員長

柳原委員。

○柳原委員

この点については謝罪がありましたのでいいことにしますが、先ほどから保健福祉部長は市民と真摯に向き合う真摯に向き合うと何度もおっしゃっておりますが、この真摯に向き合うという内容が実際にはこういう形で出てきたということで、今大変反省していただきたいと思います。ほかの点でもよろしいでしょうか、質問。

共立メンテナンスの職員の研修についてちょっとお聞きしたいんですけれども、同じ資料の後ろの方に契約書がついていまして、その中に職員の研修を行うということがありますが、この研修は具体的に何回ぐらい、何時間ぐらいやっているとか、そういう資料がありましたら教えていただきたいんです。

○鈴木保健福祉部長

まず入社時研修ということで丸々2日間の研修を社内で行っています。そのほか、毎月定例的な研修会も含めまして最終3月19日まで24回の研修を予定しているようでございます。

○柳原委員

宮城県で無料の研修会を開催しているそうなんですけど、そういうのに参加している回数とかがっていうのはわかりますでしょうか。

○鈴木保健福祉部長

ちょっと今、これの集計を出しておりませんので、回数を聞かれると何回というふうには言えないんですが、会議の主催者、例えば宮城連復興国際協力NGO団体の協議会であるとか、林業木材製造業労働災害防止協議会、それから宮城県仙台保健福祉事務所主催の例えば自殺予防講習会、それから同じように宮城県サポートセンター支援事務所の高齢者の理解と生活の支援、そういったさまざまな公的機関が行っている研修会にも数多くの社員を研修に参加させているようでございます。

○柳原委員

研修に出る場合の経費とかというのは委託料の中に入っているんでしょうか。

○鈴木保健福祉部長

そのとおりでございます。

○根本委員

補正予算の質疑ですよ。資料 2 の 82 ページ、ここに市立保育所建設補助事業ということで補助金の関係で、これは事業の確定に伴って減額補正をするということですね。それで、実は一番心配なのは、今まで多賀城で待機児童がいっぱいたと言いましたね。前回のときで 170 名ぐらいたような、多いときに。この 2 カ所の保育所が新しくできるとということで、相当数の待機児童はなくなるとこのように理解しております。ただ、問題はゼロ歳児とあるいは 1 歳児、こういった年少の皆さんの待機がなかなか解消されない傾向にあるという以前の議会で課長の答弁もございましたけれども、そういう意味ではゼロ歳児あるいは 1 歳児半の幼児の待機児童というのはどのぐらい、これが開園した後の数値というのは大体わかると思うんですけども、いかがでしょうか。

○但木こども福祉課長

今回二つの保育所ができますと定員枠としましては 150 名増になりますが、2 月 1 日現在の待機児童としましては今現在 117 名ございます。このうちの 85%が 3 歳未満児というふうな状況でございますが、ただいま保育所の入所調整等を実施しておりますけれども、4 月 1 日の待機児童の見込み数としては 40 名前後というふうに認識をしております。

○根本委員

今後新たな保育所ができて、今度新年度も迎えるわけですけども、平成 24 年度へ向けてその辺の待機対策、待機児童対策というのは現時点でどのようにお考えでしょう。

○但木こども福祉課長

ただいま申しましたように、40 名のうち恐らく 3 歳未満児がそれに近い数字になるだろうというふうなことで、この待機児童の解消に向けましては公立保育所だけでは解決は難しい状況ですので、私立保育所と公立保育所の役割分担というものを明確にしながら 3 歳未満児の待機児童問題に対策を打っていきたいというふうに考えております。

○根本委員

さらなる努力をお願いします。

それからもう 1 点、最後になりますけれども、92 ページ。ここに被災事業者再建支援事業が載っております。11 月 1 日から一部損壊とともに事業をスタートさせました。当初 1 億円を予定をしておいて 6,500 万円の減額補正をする。これは 6 号補正だったかな。ついこの間補正をした、10 月でしたか、補正をして予算化をして、事業を 11 月からスタートして 2 月の時点でこのぐらいの減額だということになると、当初のこの事業をスタートさせようとしたときの見積もり、これは余りにも過大過ぎたのではないかと。逆に言うと、余りにも過大にして減額になったわけですけども、もう少し手厚くできたのではないかと。う反省点があるんですけども、その辺の考え方はいかがでしょうか。

○菊田商工観光課長

当初、この事業を創設する段階で商工会、あるいはいろいろな事業所等からの被災状況を確認した上でおおよそ 1,000 件の事業者、前後になると思いますけれども、被害数が出てくるのではないかとということで想定しておりました。

○根本委員

そうでしょうけれども、要するに過大過ぎて今最高 100 万円、10 万円ですよ。中小企業の皆様、あるいは小規模事業者の皆さんが全壊なり半壊なりして事務所を建て直す、あるいはいろいろ再建のためにやるというと 200 万円かかったり 300 万円かかったりすることで、200 万円以上も 20 万円ぐらい上限で助成してもよかったのではないかと、こういうことが一つあるんです。それからこれに非常に関連するので、一部損壊は載っていませんけれども関連なので、一部損壊は今現在予算が幾らで何件やって、幾らの執行率でしょうか。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

行政報告でも報告してございますが、1 月末現在で 244 件、総額で 2,199 万円執行してございます。予算は 7,000 万円でございます。

○根本委員

実はこれが市の方から説明を受けて、これでは被災者支援としては少ないのではないかとということで議会でも議論になりまして、その後、5 万円ずつの 6 万円だったら 60 万円かかれば 6 万円というふうに拡大はしていただきました。ただ、上限が 20 万円にした方がいいのではないかと超党派での要望もあって市長に要望したんだけど、今の見積もりからいくと莫大な財政がかかる。この財政を抑えるためには、そしてまた市民の皆さんのために被災者支援を行うためにはこの金額が妥当だ、マックスで考えて。そのような予算措置をして今日まで来たわけです。ところが、実際これから直す人も、一部損壊の人もいるだろうし、大工さんが間に合わないということも当然あるかもしれません。ただ、これは 24 年度でも多分継続はすると思いますが、この今の時点で、現時点でこの 12 月、1 月、2 月、3 カ月間の実績でこの状況の中でこの事業は従来どおりこのままやるんだとそういう決意しているのか、もう少し推移を見て助成金をかさ上げするんだとそういう考えも持っているのか。これは担当が別々になるんですけども、いかがでしょうかね。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

まず一部損壊についてですが、予算的には 7,000 万円ということでしたが、その後、その割合を 10%にしたということ、刻みで。それで、実際は多分 9,000 万円ぐらいの見込みでございました。予算的に 7,000 万円でございますけれども、先ほど言いましたとおり 244 件の 2,199 万円ということで、今委員御指摘のとおり、まだ大工さんの手配がつかないとかという方がたくさんおられますので、新年度予算でさらに継続という形で計上させていただいておりますので、それが 6,800 万円ぐらいになると思います。したがって、今年度分と合わせると当初どおりに 9,000 万円ぐらいになるのではないかとというふうな予想をしておりますので、一応もくろみどおりかなというふうには見えています。

○菊田商工観光課長

商工観光課の方につきましても、今現在件数が少ないということでお話あったようなんですけれども、建設部次長のお話の中にもありましたとおり、実際やりたくてもちょっと手がつけられないということもありますので、今年度についてはこのまま推移というか、このまま継続していきたいという考えではおります。

○根本委員

部長、見解があれば。

○伊藤市民経済部長

被災事業者の支援につきましては、商工観光課長が申し述べたとおり、当初 1,000 件で現在のところ実績では 120 件程度というようなことでありまして、これにつきましては 24 年度も継続して対応してまいりたいというようなことでございます。今お話しいたしましたとおり、なかなか復旧するにしても職人さんが集まらないであるとか、それから設備まではまだ購入するまでには手が回らないというような声もありますことから、今後とも引き続き商工会等と連携を深めながら、新年度も継続してこのスキームで対応してまいりたいとこのように思っております。

○竹谷委員

仮設住宅の件はやめようかと思っておったんですけれども、先ほど戸津川委員の孤独死の問題についての対応、どういう対応をしようとしているのか見えないんです。仮設住宅は少なくとも多賀城市が管理するというので、多賀城市が委託業者と締結をしてあそこに入るのも全部チェックをしながらやっていますよね。その中で起きた事故に対してどういふぐあいに対応していこうとしているのか、その基本線が見えないんですけれども、その辺の基本的な考え方を教えていただきたいと思います。

○鈴木保健福祉部長

これは共立メンテナンスとの協議もそのとおりでございますが、とりあえずガス・水道等の使用量がおおむね 2 日間ということでもちょっとお話しはしていましたが、この辺は 24 時間 1 日ということもあるんですが、動いていない場合、立ち入りをする場合がある、立ち入りをするというふうなことの知らせの文書をきちんとつくって、それで各集会所ごとに、特にひとり暮らしの高齢者であるとか、高齢者世帯の方々であればそういった方々を対象にして、いわゆるプライバシーの問題や何かもありますので、その場合にはマスターキーを持っているのは多賀城市でございますので、近隣の警察、そういったところも御相談をしながら立ち入りをさせていただく。そのためにも事前周知がとても大切だというふうに思っておりますので、ぜひとも 1 日 2 日家をあける場合は管理の共立メンテナンスの方へ御連絡をお願いしたい。帰ってくるのがおくれる場合も電話 1 本いただければそういったトラブルを防げるのでぜひそういうふうにしていただきたいというふうな周知を図って、今回のケースで学んだことを生かしていけたらというふうなことで打ち合わせは何回かしました。今そういったお知らせの方法であったり、または関係機関ときちんと協議を進めていかな

ければなりませんので、例えば多賀城交番であるとか、南宮駐在所であるとか、そういった方々ともちょっと御相談をさせていただきながら対応してまいりたいとこのように考えております。

○竹谷委員

わかりました、今後発生しないための事前の策としてはそういう基本スタンス、実際に発生した問題ですから、それに対する対応はどうしようという話し合いになっているんですか。触れないでおいた方が市の責任にならないから、それはそのまましておけばいいんだという発想なのか、それとも市として起きたものに対しては何らかの対応をしていくんだという姿勢にあるのかどうなのか。その辺はいかがですか。

○鈴木保健福祉部長

今回私どもの対応、3日ないし4日近く発見できなかったというふうなこと、そういったことも含めまして、先ほどの戸津川委員の話ではありませんけれども、私たちの弔意をあらわしながら御家族の方と一度お会いをして、お話をさせていただければなというふうに考えております。

○竹谷委員

そこなんですけれども、私は最初にどうのこうの、責任問題ではなく心の通う運営をするというのであれば、そういう事故が起きたらいち早く行って哀悼の意を表して、それで具体的なものは今後いろいろやるとかという、そういうものをやらなければおかしいと思う。多賀城市が管理しているところでそういう事故が発生しているわけです。私はそれが人と人との交わり、それが大事ではないのかというふうに思っているんですけれども、見てみますと今まで全然そういうことをしていない。時期を見てから。私はそれはちょっとおかしいのではないかと、もっと敏速に、もし担当部が行かれないというのであれば、極端に言えば委託業者がそういう哀悼の意を市にかわってやっていく。それは私は敏速に対応すべきだと思うんですけれどもいかがですか。

○鈴木保健福祉部長

竹谷委員のおっしゃっていることもごもっともというふうなこともございます。たまたま、これはちょっと私がさっき初七日というごく一般的に初七日の話をちょっと出させていただきましたが、私介護福祉課時代にそういうケースが何件かありまして、いろいろ弔意をあらわしていったときにいろいろありまして、原因が。おしかりを受けたこととか、今御家族が悲しみの底に沈んでいるときにというふうなこともありまして、1週間ぐらい過ぎてから弔意をあらわせばいいのではないかとというふうなことで私が次長の方にも指示を出しておりました。そういったことも確かにあるかと思っておりますので、今後このようなことが二度と発生しないということが一番大切なことだとは思いますが、そういったことを参考にしながら対応してまいりたいというふうに思っております。

○竹谷委員

二度と起きてもらっては困ることなんですけれども、いつどういう事故が起きるかわから

ない。心のケア、心と心というのであれば、少なくとも3日間もわからないで、管理会社が発見しないで御兄弟が発見をして、そのときに管理会社も立ち会っていない、市も立ち会っていないという、これは一般的に見ると物すごく感情的になる可能性はある、可能性。そのときいち早く行って、いやという一言弔意をあらわすことによって、市役所も一生懸命いろいろな面でやってくれているんだものねという、そういう思いを遺族の方々にあらわしていないのではないか。そういう対応は私は改めるべきであるし、もしそうであればすぐにも行って、死んだ原因はどうかではなく、弔問に行ってお悔やみを申し上げてくるというのは、私は大事な人間としてのルールではないかというふうに思うんですけども、実例を言うと、私も会社勤めしたときに会社の社員が不慮の死を遂げました。我々は社を挙げて哀悼の意を表しようということで、その日からお葬式まで全部会社でお手伝いすることはするというぐらいの気持ちで私は接したことがあります。これが施設管理、ともに働くものの姿勢ではないかというふうに思いますので、私は遺族に対しても哀悼の意を表する行動は即座にとるべきだというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○鈴木保健福祉部長

ただいまの竹谷委員の御意見を参考に、そのような形で対応させていただきたいというふうに思います。

○竹谷委員

では、この件についてはよろしくをお願いします。

別件で、ここの48ページ。被害者健康確認訪問指導業務委託契約の5,600万円載っていますよね。資料3。ちゃちゃ言わないでよ。余りちゃらちゃら言い過ぎる。質問者はきちっと聞いているんだから。

この内容は多分保健福祉の保健師さんの派遣業務の委託業務にするために計上したのかなという想定をしておるんですけども、そういうことでよろしいんですか。

○浦山健康課長

これにつきましては初めに調査しまして、それから半壊以上の被災住宅に入っております仮設住宅以外の方なんですけれども、そういう方々の健康管理訪問するというところでございます。それからほかに継続して支援が必要な方には引き続き訪問をして健康管理に努めていくというような事業でございまして、直営だけではなかなかできないものですから業者さんを選定しましてそれをお願いしながら正規の保健師等と連携しながらやっていくという事業でございます。

○竹谷委員

これは今もやっている事業で、来年も引き続きやっていくんだという事業だというぐあいに理解しておいてよろしいのか。それともう一つ、人数、人員がどれだけなのか。1カ月単位なのか延べなのかどうかわかりませんが、人数はどのぐらいと想定しているのか。まずそれだけ先に聞きます。

○鈴木保健福祉部長

ここに記載の委託につきましては、これまでさまざまな議員の皆様の御要望がありました。いわゆる民賃、民間の賃貸住宅を借りた方々または御自宅の2階で生活をしている方、仮設住宅以外の被災を受けた方々の健康管理とか指導は、これまでなかなか手薄になっていたというのが実態でございます。今回はそういった被災を受けた民間の賃貸住宅、みなし仮設住宅、またはそういった方々に対して来年度1年間、世帯数でいくと半壊以上ということになりますので、半壊以上の世帯が約6,000件ございます。そこから仮設住宅を引きますと5,500世帯以上ということになりますので、とても市の職員だけでは回り切れないということで、そういったところを全部回ってもらって、それで健康相談の必要な人、それは市の保健師につないでもらう、またはいろいろなことしできなかつた介護予防教室であるとか、そういったさまざまな教室に参加を促すとか、そういったことを来年4月以降やっていきたいということで、今その委託事業者を選定する作業に取り組んでいるところでございます。

今回はそのための債務負担行為ということで、年内中に業者を決めまして4月1日から事業を展開してまいりたいとこのように考えているところで。

○竹谷委員

そうすると、仮設に入っている人は別手段でそういう活動をします。借り上げ仮設住宅、それから既存の住宅にいる人たちをケアするためにやるんだと。これはそういう会社があるんですか、引き受けるぐらいの。保健師が何かいないと、技術者がいないとできませんよね。そういうのはこの辺にいっぱいあるんですか。多賀城の、例えば福祉協議会が委託を受けてやるかそういうのであればわかるんですけども、どうなんですか。

○鈴木保健福祉部長

今現在そういうふうな事業内容の仕様書をつくりまして、我々もこの取り組みは初めてというふうなことでございます。先ほどの仮設住宅のいろいろなこともありましたけれども、今回は今プロポーザルでやっていこうというふうなことで、企画をいろいろな民間事業者の方から企画を提出していただいて、その企画のよかったものを採用してやっていきたいということで今取り組んでいるところでございます。現在は、今確認しましたら1社申し込みがあるというふうなことなんですけれども、今月中にプロポーザルを開いて選定委員会で選定し、次年度以降そういった一般事業者のノウハウをいただきながら事業を展開してまいりたいとこのように考えてございます。

○金野副委員長

質問は簡単明瞭にやりますので回答もわかりやすくお願いします。2点質問します。78ページのねんりんピックと102ページの助成金、ごめんなさい、資料2番です。よろしいですか。

ねんりんピックは私もこれを誘致した手前、今回中止となっております。これでねんりんピックはぶっつけ本番でいくのか、そして協会、諸団体と調整統制はやっているのか、まずその2点についてお伺いします。

○松岡介護福祉課長

ねんりんピックにつきましては、補正予算の説明の際に申し上げましたように本年度リハーサル大会を準備、予定しておりましたが、災害の関係で中止。今委員お話しがあったように、本番ということで来年度の本大会で1回で実施をしたいと思います。それから関係団体との調整につきましては、県及びそれから将棋連盟の方、窓口になってくださる担当の方と随時打ち合わせを行いながら円滑に行えるように準備を進めているところでございます。

○金野副委員長

今課長から県、競技団体と綿密に調整していると言われて、私はこれは一般質問でもやったんですけども、前夜祭とか催して、宮城県出身の将棋の権威、もちろん日曜日なんか今将棋とか囲碁すごいですね、人気。そういうのを前夜祭とか記念して、近くの子供たちでもまた多賀城の愛好者でも呼んで、例えばここで言えば中原誠さんですか、塩竈市出身の。そういうのも企画してもいいんじゃないかという提案もさせていただいたんですけども、その辺の前夜祭とかそういうのは考えていないですか。

○松岡介護福祉課長

本大会の大会の前に各会場の方でそれぞれ開会式等が予定されております。もちろん多賀城の方でも開催をする予定でございます。今お話しいただきましたいろいろな内容につきましては、例えばお話あった1点のように子供さんたちとの対局であったりとかあるいは友好都市を結んでおります天童さんとの打ち合わせを今後進めさせていただいて、いろいろ参加される方のみでなく市民の方等々とお越しいただいた方々、多賀城に来てよかったですと言っていたような形のものを企画していきたいとは考えてございます。

○金野副委員長

今課長言ったとおり、競技団体とよく調整して多賀城にたくさんの方が来られるようにお願いしたいと思います。

102ページの浄水器、これは何か寄附されたから1台買わない。これは15カ年計画でこの浄水器はやっているわけです。目標は11個。私は去年の震災でもはっきり言って使っていない。これは認めています。それについてこの浄水器は各行政区に分けた方がいいんじゃないかと思っている。せっかくあるのに使っていないから、そういうのは担当課長としてどう思いますか。

○角田交通防災課長

浄水器につきましては、平成11年度から年次計画で整備をしております。設置場所については大規模災害時の指定避難所でございます。多賀城市の計画といたしましては、平成23年度に年次計画の配備が完了する予定だったんですけども、メーカーから寄附されたものですから、それで満足するということで、今年度の予算では購入の必要がないということでございます。以上です。

今までの計画につきましては、行政区に配備という考えはございません。大規模災害指定避難所の学校等、そこに配備するというところでございます。

○金野副委員長

要するに大規模災害のときは学校等にやる。ただ、この前の決算だか予算で年に1回、これ試運転やってんだよね。そのとき試運転やって、昨年の方はなぜ稼働しなかったというのはそれぞれ前回の委員会等でも議論されたけれども、こういうのは現地現物は、それぞれの学校でもいいから、行政区でもいいから、そこに私は置くべきと思うんです。この15年計画も見直してしっかり置くべきと思うんですが、その辺は私は要望として次回また24年の予算のときにしっかりと質問します。以上です。

○深谷委員長

あと、一般会計の方は何名ぐらいいらっしゃいますか。佐藤委員。

○佐藤委員

90ページなんですが、労働諸費のところでは臨時職員賃金1,365万9,000円ほど三角になっていますけれども、1年契約で働いていただいていた方とかの契約が切れるんだろうというふうに思うんですが、こういう方たちの今後、行く末、現状でわかる範囲でお答えしていただければ。継続かどうかも含めて。

○菊田商工観光課長

今震災対応関係ですと継続はできますという部分もございます。ですから、全員が全員1年で終わりということではなく継続できる部分もございます。

○佐藤委員

仕事がなかなか大変で働けるんだったら働いていただくということも大事なことだというふうに思うんですけれども、これも大変なお金が三角になってるんですが、これも大きく見積もったかなと、きちんと満足するぐらいの雇用ができたということでもいいんでしょうか。

○菊田商工観光課長

満足ができたということになると、ちょっと私はそこまで確認はしておりませんが、ただ、この失業対策事業の中で募集をして、今回減額補正とするということで人員に達しなかったとかいろいろございますけれども、そういった中でやっていく中で、今回震災の中でも途中からやめられた方とか、そういったことで人の動きがあったということもございますけれども、おおよそ事業に対しては遂行できたのではないかとこのように感じております。

○佐藤委員

この事業はまた引き続き4月も、ちょっとごめんなさい、前の予算の資料を見ていないんですが、続いていてやるということなんですか。

○菊田商工観光課長

4月からになりますと、また震災の対応ということで新しい事業が出てきます。

○佐藤委員

わかりました。

次、92ページなんです。さっきの根本委員の質問と少し関連してくるんですが、予算は消

化する予定のようだというふうに受けとめたんです。引き続き4月からも含めて、工事も大工さんが体があけば順調に予算が消化できるというふうに聞いたんですけども、そういう中で多賀城に住居がなくてお店を多賀城に持っていらっしゃる方に対しての補償というか援助が、補助がないという点では、また再開していらっしゃる方いらっしゃるんです。お店を細々と自分で全部手をかけて、100万円、10万円ぐらいでもあればうれしいという声はまだまだ聞かれるんですが、そういう点で検討の余地はいかがでしょうか。

○菊田商工観光課長

この事業につきましては、ことし補正を組んで実施したという経緯がございます。実際、今やっていて今回補正減をしたということなんですけれども、理由は先ほどからお話ししていると通りのいろいろな理由があってということになりますけれども……、すみません、住所の要件はございません。多賀城市内で事業をしたいという方に対しての補助でございます。

○佐藤委員

そうすると住民票が多賀城になくてもよかったですか。

○菊田商工観光課長

はい、そうでございます。

○佐藤委員

何かこの部分で私この間から質問して、そうですか、わかりました。失礼しました。そのように伝えておきます。

次、110ページなんです。大代地区公民館の改修工事が7月末に完成するというお話でしたけれども、指定管理をさせるということで、今一生懸命新しい館長も通信なんか出して職員の皆さんも届けてくださっているんですけども、そういう部分で事業のスムーズな進行がきちんとできるような仕組みが整っているのですよね。

○永沢生涯学習課長

来年4月からの移行に向けまして、今鋭意準備を進めているというところでございます。

○竹谷委員

簡単に。80ページ、皆さんこれ。それから太陽の家も含めてこの民生児童の中で今回災害用備品購入ということで発電機を購入するということで計上していますよね。この発電機はガソリン使用なんでしょうか。

○但木こども福祉課長

今回購入を予定しています発電機はカセットボンベのガスを利用した発電機でございます。メンテナンスが容易だというふうなことで、保育所ですと女性が取り扱うということで操作も簡単なものということで、そういったものを予定しております。

○竹谷委員

それを聞いたかったんです。ガスのものができたとの間ある人から聞いたので、保育所関係だと男がいないので簡単にスイッチでできる装置でないと大変だなと。それからガソリ

ンだとしておくのが大変ですね、備蓄。いつ起きるかわからない災害ですから、そういう意味ではガス、いいんじゃないのと提案しようと思ったら課長が即入れてくれるということですから、大変先見の明でよろしいと思います。終わっておきます。

○深谷委員長

では、以上で歳出の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○深谷委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 16 号を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○深谷委員長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで 3 時 25 分まで休憩いたします。

午後 3 時 08 分 休憩

午後 3 時 25 分 開議

○深谷委員長

それでは、皆様おそろいでございますので再開いたします。

● 議案第 17 号 平成 23 年度多賀城市国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)

○深谷委員長

次に、議案第 17 号平成 23 年度多賀城市国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)を議題といたします。

● 歳入歳出一括説明

○深谷委員長

関係課長等から説明を求めます。国保年金課長。

○高橋国保年金課長

それでは、資料の 2、141、142 ページをお願いいたします。

歳出から御説明をいたします。1 款 1 項 2 目団体負担金で 63 万 1,000 円の増額補正でございます。これは国保総合システムと申しまして、レセプトの審査支払いに関する国保連合会の新システムの稼働経費分担金の確定分でございます。

○佐藤収納課長

1 款 2 項 1 目賦課徴収費で 151 万 6,000 円の減額補正をするものでございます。これは説明欄 1、国民健康保険税収納管理事業における非常勤職員 1 名分の人件費について緊

急雇用創出事業補助金を活用したことに伴う報酬及び共済費の減額並びに公用車の保険料の免除によるものでございます。

○高橋国保年金課長

2款1項1目一般被保険者療養給付費で1億9,590万3,000円の増額補正でございます。これは今年度上半期の月平均が約2億8,200万円ほどでしたので、12月の補正予算時にはこれを参考といたしまして下半期の月平均を約3億700万円と推計いたしました。補正後の3カ月の実績が3億3,000万円と上回っております。給付費につきましては多い月・少ない月というように波がございますが、今年度は特に震災の影響であったり、またインフルエンザなどのウイルス性の感染症に対応するため給付に不足を来さないようにということで増額をしております。

これらの状況から補正後の予算額は37億3,277万6,000円となり、当初予算額と比較しまして14.81%の伸びを見込んだものでございます。なお、記載にはございませんが一部負担金等免除見込み額を差し引きました当初予算額との比較は5.30%の伸びとなるものでございます。

2目退職被保険者等療養給付費につきましては2,197万9,000円の増額補正でございます。これはただいまの一般被保険者と同様にこれまでの実績を見て算出いたしますと、当初予算額に対しまして12.99%増となるものでございます。こちら一部負担金等免除見込み額を差し引きますと、当初予算額に対しまして4.66%の増となるものでございます。

3目一般被保険者療養費につきましては1,038万6,000円の増額補正でございます。これは一般被保険者と同様にこれまでの実績を見て算出いたしますと、当初予算額に対し51.7%となるものでございます。なお、一般被保険者療養費につきましては一部負担金等免除額と一部負担金等還付額が含まれておりますことから大きな伸びとなっておりますが、これらを差し引いた保険者負担額は当初予算額に対しまして0.33%の伸びとなるものでございます。

次のページをお願いいたします。2款2項1目一般被保険者高額療養費ですが7,923万円の減額補正でございます。これは一部負担金等免除の実施によりまして高額療養費該当者が減少となったために減額するもので、当初予算額に対し20.87%の減となるものでございます。

8款1項1目保健衛生普及費で49万9,000円の減額補正でございます。これは各種検診補助金の事業費確定に伴う減額でございます。

○浦山健康課長

続きまして2目ですけれども、確定検診事業費で373万9,000円の減額補正でございますが、説明欄1の特定健康診査事業について事業費が確定したことに伴う減額補正でございます。3目の特定保健健康診査事業費で329万8,000円の減額補正でございますが、説明欄1の特定保健指導事業については事業費の執行見込みがついたことによる減額補正でございます。

次に 11 款 1 項 5 目償還金で 3,973 万 8,000 円の増額補正でございます。健康課分で 28 万 1,000 円で、平成 22 年度の特健康診査及び特定保健指導に係る県負担金の返還金で、健康診査の受診者と健康指導を受けた方の人数が確定したことに伴い返還するものでございます。

○高橋国保年金課長

国保年金課ですが、次のページをお願いいたします。財政調整基金交付金等返還金で 3,945 万 7,000 円の増額補正でございます。この内訳ですが、療養給付費等負担金返還金で 3,777 万 7,425 円、特別調整交付金返還金で 167 万 9,000 円の返還でございます。このうち療養給付費等負担金返還金で 3,777 万 7,425 円でございますが、これは平成 22 年度の療養給付費の伸びを見込んで申請していたものが保健給付費の伸びが予算上の見込み額よりも下回ったため、22 年度に既に受け取っていた療養給付費負担金のうち最終的な決定額を超えて受け取っていたものを返還するというものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、同じ資料の 131、132 ページをお願いいたします。歳入でございます。1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税で 7,073 万 4,000 円の減額補正でございます。内訳でございますが、1 節医療給付費分現年課税分で 5,016 万 5,000 円の減額、2 節後期高齢者支援金現年課税分で 1,422 万 4,000 円の減額、3 節介護納付金分現年課税分で 634 万 5,000 円の減額補正でございます。これらの現年課税分でございますが、12 月 1 日現在の保険税減免を調定額をもとにいたしまして年度末を見込んだものでございます。収納率につきましては当初予算では 91%を見込んでおりましたが、現在までの収納状況を勘案いたしまして 87%を乗じたものでございます。次に 2 目退職被保険者等国民健康保険税で 2,056 万 5,000 円の増額補正でございます。内訳でございますが、1 節医療給付費分現年課税分で 1,337 万円の増額、2 節後期高齢者支援金分現年課税分で 379 万円の増額、3 節介護納付金分現年課税分で 340 万 5,000 円の増額補正でございます。退職被保険者等の現年課税分につきましても、一般同様 12 月 1 日現在の保険税減免後調定額をもとにいたしまして年度末を見込んだものでございますが、退職被保険者が振りかえなどによって増加した関係で調定額が増加したものでございます。なお、退職分の収納率につきましては当初予算時と同じく 98%を見込んでおります。

次に 3 款 1 項 1 目療養給付費等負担金 1 節現年度分で 2,936 万 5,000 円の増額補正でございます。これは一般被保険者に係る保険給付費等の増加分に対するものでございます。次のページをお願いいたします。

○浦山健康課長

3 目特定健康負担金で 85 万 4,000 円の減額補正でございますが、歳出で説明申し上げましたとおり、特定健康診査の事業費確定に伴う補正でございます。4 目の特定健康指導負担金で 47 万 8,000 円の減額補正でございますが、歳出で説明を申し上げましたとおり、特定保健指導事業費の執行見込みがついたことに伴う減額補正でございます。

○高橋国保年金課長

次に 3 款 2 項 1 目 1 節普通調整交付金で 2,579 万 1,000 円の増額補正でございます。

これは歳出の保険給付費等の増加に伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。4 款 1 項 1 目療養給付費交付金 1 節現年度分で 7,630 万 1,000 円の増額補正でございます。これは主に歳出の退職被保険者等に係る保険給付費等の増額に係るものでございます。

○浦山健康課長

続きまして、6 款 1 項 1 目特定健康診査負担金で 85 万 4,000 円の減額補正でございますが、先ほど国庫支出金と同様、特定健康診査の事業費確定に伴う補正でございます。次に 3 目の特定保健指導負担金で 47 万 8,000 円の減額補正でございますが、こちらも国庫支出金同様保健指導事業費の執行見込みが立ったことによる減額補正でございます。

○高橋国保年金課長

6 款 2 項 1 目財政調整交付金で 518 万 2,000 円の増額補正でございます。これは歳出の療養給付費等の増加に係るものでございます。次に 2 目乳幼児医療費補助金で 47 万 1,000 円の減額補正でございます。

次のページをお願いいたします。これは乳幼児医療費助成事業運営強化補助金の平成 22 年度分の確定に伴うものでございます。

次に 9 款 1 項 1 目一般会計繰入金ですが、1 節保険基盤安定繰入金で 286 万 2,000 円の減額補正です。内訳ですが、保険税軽減分で 109 万 4,000 円の減額、保険者支援分で 176 万 8,000 円の減額でございますが、いずれも本年度分の確定によるものでございます。次に 2 節職員給与費等繰入金で 88 万 5,000 円の減額補正です。これは歳出の総務費の減額に係るものでございます。4 節財政安定化支援事業繰入金で 528 万 5,000 円の増額補正でございます。これは本市の場合、低所得者分と年齢構成差による給付費の一定割合の補てんというものが該当しておりまして、本年度分の額確定に伴う補正でございます。次に 5 節その他一般会計繰入金で 1 の乳幼児医療費分 47 万 1,000 円の減額補正でございますが、これは先ほど県補助金と同額を補正するものでございます。2 の国民健康保険財政支援分で 7,634 万円の増額補正でございます。これは一般会計からの財政支援分でございますが、国民健康保険特別会計の財源不足額の 2 分の 1 を国保税で、残りの 2 分の 1 を一般会計から支援してもらうということで、今年度の繰り入れ予定額は 1 億 7,933 万円となるものでございます。

次のページをお願いいたします。9 款 2 項 1 目基金繰入金 1 節財政調整基金繰入金で 1,791 万 3,000 円の増額補正は、補正予算の不足財源に充てさせていただくものでございます。

ここで国民健康保険事業財政調整基金の保有額を申し上げます。平成 24 年 1 月末現在で現在高が 1,791 万 3,652 円でございます。補正後の予算額が 1,791 万 3,000 円でございますので、基金の保有額の全額を繰り入れするというものでございます。

○佐藤収納課長

11 款 1 項 1 目一般被保険者延滞金で 170 万円の増額補正をするものでございます。これは滞納者から徴収した延滞金の増額でございます。以上で歳入の説明を終わります。

○浦山健康課長

債務負担行為について申し上げますので、127 ページをお開き願います。第 2 表債務負担行為でございます。今回のこの表に記載の 5 件のうち、1 件目の各種検診受診券等作成業務委託等、2 件目の特定保健指導事業業務委託が健康課分でございます。いずれも年間業務委託で、年度初めから業務になりますので本年度中に契約等の事務処理を開始するため債務負担行為を設定させていただくものでございます。なお、予算措置につきましては新年度の予算に計上させていただくもので、期間、限度額につきましては記載のとおりでございます。

○高橋国保年金課長

次に国保年金課分ですが、国民健康保険事業実績報告書及び調整交付金交付申請書作成システム運用管理保守業務委託、レセプト点検業務委託、医療給付データ抽出業務委託、こちらにつきましてはいずれも年間業務委託でありまして、業務等の開始時期が 4 月 1 日からになりますので、本年度中に契約等の事務処理を開始するため債務負担行為を設定させていただくものでございます。なお、予算措置につきましては新年度の予算に計上させていただくもので、期間、限度額につきましては記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○深谷委員長

以上で説明を終わります。

これより歳入歳出一括質疑に入ります。根本委員。

○根本委員

138 ページ、国民健康保険特別会計財政支援分についてでございます。平成 22 年度の決算では 22 年度から改正をして 22 年、23 年、24 年度ですね。22 年度は決算の状況を見ると幸いにして繰り入れなくても済んだ。今回は 1 億 2,000 万円入れているんだけど、それで足りなくて 7,634 万円を多目に繰り入れるということで、平均すると平成 22 年度分 1 億円と予定していましたがトータルすると若干少ない繰り入れ、2 年連続を計算すればということで、当初は平成 25 年度に後期高齢者の医療改正とともに国民健康保険の医療制度全体も変わるのではないかという見込みで暫定措置としてこの改正を行ったという経緯がございます。もう平成 24 年度ですね。25 年度というと来年度なので、そうすると国の方では今いろいろやっているかどうかよくわからないんですけども、国の方からはこの医療制度について何らかの通知、方向性というのは見出しているのでしょうか。

○高橋国保年金課長

今の御質問なんですけれども、新しい高齢者の医療制度というものが当初 25 年度から開始ということで進んでおりましたけれども、国の方のいろいろ資料とか見ますと、枠組みの

考え方はさほど変化はないようなんですが、開始の年度が実は入ってこなくなりました。ということで、まだ実施、いつからするというのが不透明であるのかなというところで、今通知等については年度が入ったものが示されているものは来ておりません。

○根本委員

今課長がおっしゃったように、国の方では明確にいつからやるというのは示していないとこういう状況ですね。そうすると、非常に困るわけですよ。25年度からどうするんだとこういうお話になると、もう一度税率改正をしなければならないのではないかとというような大変も問題も出てくる。市民の皆さんにまた御負担をお願いするようになるかもしれないというようなこともあったりして、このことについては早急に国に結論を出していただきたいとこう思いますけれども、差し当たって市でこの財政の健全化のためにどうしたらいいかということなんですよ。

私今回一般質問で2点ほど思いつくままに、少しでも努力をしていただきたいということで質問させていただきますけれども、実は債務負担行為で127ページにありますけれども660万4,000円をレセプトの調査業務委託をやっているということですね。レセプト点検の強化をするという財政効果もあるわけですよ。御存じのように被保険者の点検、請求内容の点検、それから給付発生原因の把握とか今回質問している重複、多重受診世帯に対する対応とかそういうのがはっきりとわかってくる。ここにどう手を打っていくかということが非常に大事なんですが、実はレセプト点検の業務を委託していますね、電子データ化をして委託をしている。ある市ではしようと思って市で直轄で点検強化を行うという例と、それから業務委託をした例を金額を精査して、少しでも健全化、無駄を省きましょうということで、自分の市で独自でやった方が財政的に浮くという判断をして市独自で取り組むという市もあるんです。ですから、レセプト点検の強化をしっかりとやってもらっていると思うんですけども、その辺、しっかりと見きわめていった方がいいのではないかと。少しでも無駄を省いたり健全化に寄与すると、そういうことを考えていかなければいけないのではないかとこう思うんですけども、そういう対比というのは現実的にやったことがあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○高橋国保年金課長

レセプト点検なんですが、費用対効果ということで毎年1人当たりの点検の減点分、その効果については大体1人当たりということで毎年数字は押さえてあります。

○根本委員

わかりました。わかったというか、今後、今年度はレセプト点検を業務委託、24年度はしたにしても24年度中にそういうことも一度研究してみて、どちらの方が財源的に浮くのかということもある意味ではきちっとやっておいた方がいいのではないかとこのように、一応検討するよう要望しておきます。

○深谷委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○深谷委員長

御異議なしと認めます。これにより、議案第 17 号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○深谷委員長

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

●議案第 18 号 平成 23 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)

○深谷委員長

次に、議案第 18 号平成 23 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)を議題といたします。

関係課長等から説明を求めます。国保年金課長。

○高橋国保年金課長

それでは、資料 2 の 156、157 ページをお願いいたします。

歳出から御説明をいたします。2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金で 181 万 3,000 円の減額補正でございます。これは後期高齢者医療保険料と保険基盤安定繰入金の合計額を広域連合に納付するものでございますが、歳入の方で御説明申し上げますが、保健基盤安定繰入金の額が確定したことによるものでございます。

次に前のページ、154、155 ページをお願いいたします。歳入でございます。3 款 1 項 2 目保険基盤安定繰入金で 181 万 3,000 円の減額補正でございます。これは保険基盤安定繰入金の確定に伴う低所得者軽減分、被用者保険被扶養者軽減分の減額でございます。

以上で説明を終わります。

● 一括質疑

○深谷委員長

これより歳入歳出一括質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○深谷委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○深谷委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 18 号を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛

成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○深谷委員長

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

● 議案第 19 号 平成 23 年度多賀城市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

○深谷委員長

次に、議案第 19 号平成 23 年度多賀城市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

● 歳入歳出説明

○深谷委員長

関係課長等から説明を求めます。介護福祉課長。

○松岡介護福祉課長

それでは、介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の説明をさせていただきます。資料 2 の 176 ページ、177 ページをお願いいたします。

歳出から御説明をいたします。1 款 1 項 1 目一般管理費で 1,000 万円 5,000 円の減額補正ですが、説明欄 1 施設開設準備経費助成特別対策事業 995 万 4,000 円の減額は今年度開設を予定しておりました地域密着型施設グループホームが震災の影響により開設がおくれ、平成 24 年度中の開設となることから減額を行うものでございます。3 項 1 目介護認定審査会費で 102 万 2,000 円の減額補正ですが、これは震災の影響によりまして介護認定有効期間を市町村の判断により一定期間延伸することが認められまして、昨年 8 月及び 9 月の 2 カ月間に期間満了を迎えました 286 名分の認定期間を 1 年間延伸いたしました。それに伴いまして当該延伸件数分の認定調査に係る業務委託料について不用額が生じたため、減額を行うものでございます。

2 款 1 項 1 目居宅介護サービス等給付費で 1 億 203 万 5,000 円の増額補正ですが、利用実績の増加によるものでございます。2 目地域密着型介護サービス等給付費で 1 億 3,406 万 2,000 円の減額補正ですが、これは主に小規模特別養護老人ホームが震災の影響により休止状況となったことによるものでございます。

次のページをお願いいたします。3 目施設介護サービス等給付費で 4,439 万 1,000 円の減額補正ですが、利用実績によるものでございます。4 目居宅介護サービス等計画給付費で 1,562 万 1,000 円の増額補正ですが、計画作成実績の伸びによるものでございます。

2 款 3 項 1 目高額医療合算介護サービス等費で 244 万 5,000 円の増額補正ですが、支給対象者の増額によるものでございます。

○浦山健康課長

3 款 1 項 1 目一次予防事業費で 151 万 1,000 円の減額補正でございます。説明欄 1 の 1 次予防事業費については震災の影響による事業の中止及び縮小による減額補正でございます。2 目の二次予防事業で 423 万 4,000 円の減額補正でございますが、説明欄 1 の二

次予防事業についてはこれも同じく震災の影響による事業の中止及び縮小に伴う減額補正でございます。

○松岡介護福祉課長

次の3款2項1目包括的支援事業費で85万4,000円の減額補正ですが、介護福祉課説明欄1地域包括支援センター管理運営事業93万2,000円の減額は東部地域包括支援センターに年度当初職員の欠員期間が生じたことによる委託料の減額でございます。2目任意事業費で167万1,000円の減額補正ですが、これはオムツ支給事業におきまして施設入所などにより利用を廃止されたこと及び支給実績見込みの減によるものでございます。

6款3項1目諸支出金で542万8,000円の増額補正ですが、これは施設入居等に係る食費、居住費等の震災による免除によるものでございます。歳出は以上でございます。

次に歳入について御説明申し上げますので、166ページにお戻り願います。

1款1項1目第1号被保険者保険料で2,813万2,000円の減額でございますが、震災に伴います減免によるものでございます。3款1項1目介護給付費負担金で884万6,000円の減額補正でございます。これは歳出で御説明申し上げました介護給付費の減額に伴い計上済み額との差額を減額するものでございます。2項1目調整交付金で272万3,000円の減額補正でございます。これも介護給付費の減額に伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。2目地域支援事業交付金(介護予防事業)で143万7,000円の減額補正でございます。これは歳出における介護予防事業費の減額に伴うものでございます。3目地域支援事業交付金(包括的支援事業、任意事業)で62万6,000円の減額補正でございます。これは歳出における包括的支援事業及び任意事業の減額に伴うものでございます。5目介護保険災害臨時特例補助金で5,761万円の増額補正は災害に伴う保険料等の減免に対する特例国庫補助金でございます。4款1項1目介護給付費交付金で2,544万9,000円の減額補正でございます。これは介護給付費の減額に伴うものでございます。2目地域支援事業支援交付金で172万5,000円の減額補正でございます。これは介護予防事業費の減額に伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。5款1項1目介護給付費負担金で1,872万4,000円の減額補正でございます。これも介護給付費の減額に伴うものでございます。2項1目地域支援事業支援交付金(介護予防事業)で71万9,000円の減額補正でございます。これは歳出における介護予防事業費の減額に伴うものでございます。2目地域支援事業支援交付金(包括的支援事業、任意事業)で31万3,000円の減額補正でございます。これは歳出における包括的支援事業及び任意事業の減額に伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。3目施設開設経費助成特別対策事業費補助金で995万4,000円の減額補正でございます。これは歳出で申し上げました地域密着型施設グループホームの開設遅延に伴う開設準備補助金の減額でございます。

7款1項1目一般会計繰入金で1,270万3,000円の減額補正でございます。1節介護給付費繰入金で1,060万3,000円の減額補正ですが、介護給付費の減額に伴うものでござ

います。2 節地域支援事業繰入金（介護予防事業）で 71 万 9,000 円の減額補正ですが、これは歳出における介護予防事業費の減額に伴うものでございます。3 節地域支援事業支援交付金（包括的支援事業、任意事業）で 31 万 3,000 円の減額補正ですが、これは歳出における包括的支援事業及び任意事業の減額に伴うものでございます。4 節その他繰入金で 106 万 8,000 円の減額補正ですが、説明欄 1 職員給与費等繰入金 5,000 円の増額、次のページをお願いいたします、説明欄 2 事務費繰入金 107 万 3,000 円の減額はそれぞれ実績に伴う繰入金の増減でございます。2 項 1 目介護保険事業財政調整基金繰入金で 1,848 万 4,000 円の減額補正でございます。これは介護給付費の減額に伴い 1 号被保険者負担分の当該基金からの繰り入れを減額するものでございます。これにより介護保険財政調整基金の平成 23 年度末の保有額は 4,171 万 1,000 円となる見込みでございます。歳入は以上でございます。

次に繰越明許費について御説明申し上げますので、161 ページをお願いいたします。第 2 表繰越明許費 1 款 1 項総務管理費で計上済みでございました介護基盤緊急整備特別対策事業費補助金につきまして年度内に開設を予定しておりました地域密着型施設グループホームが震災の影響により開設が 24 年度に遅延することから補助金の全額を繰り越しさせていただくものでございます。なお、開設時期は現時点で 10 月ごろとなる見込みでございます。

次の 162 ページをお願いいたします。第 3 表債務負担行為補正でございますが、国保連合会共同処理業務委託から、一番下の健康ストレッチ教室業務委託までの 7 件を追加するものでございます。上から 5 項目めまでは介護福祉課関係分でございます、上から 3 項目めの包括的支援事業業務委託につきましては現在の 3 地域包括支援センターへの業務委託料に係るもので、引き続きへ 24 年度から 26 年度までの 3 年間の業務委託契約を結ぶための債務負担行為の追加でございます。限度額につきましては 1 億 5,750 万円でございます。これ以外の 4 項目につきましては、いずれも例年どおり新年度 4 月 1 日からの委託業務実施のためのもので、期間及び限度額につきましては記載のとおりでございます。

○浦山健康課長

次に健康課分で 6 件目の維持予防事業対象者把握調査業務委託と 7 件目の健康ストレッチ教室業務委託でございます。いずれも年間業務委託で、年度初めからの業務になりますので、本年度中に契約等の処理を開始するため債務負担行為を設定させていただくものでございます。なお、予算措置につきましては新年度の予算に計上させていただくもので、期間、限度額につきましては記載のとおりでございます。

以上で介護保険事業特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

● 歳入歳出一括質疑

○深谷委員長

これより歳入歳出一括質疑に入ります。竹谷委員。

○竹谷委員

震災によって地域密着型サービスの事業所が閉鎖されたままだということですが、これは栄地区にある施設のことでしょうか。

○松岡介護福祉課長

お話しのとおり、栄地区に開設しました桜花でございます。休止状態、あとこの延期になりましたのは 22 年度に選定を行いました市川に開設予定のグループホームでございます。この繰越明許費の方の補助金につきましては市川に開設予定のグループホームでございます。

○竹谷委員

栄の施設でしょう。これが結果的にやっていないので 1 億 3,400 万円がマイナスになったということですね。債務負担行為の方はいいですから、これの今後の見通しはどうなんですか。このまま休止になっていくのか、それとも再開するという状況なのか、その辺はいかがでしょうか。

○松岡介護福祉課長

法人さんの現段階の意向といたしましては、現地の再建ではなく新たなところで再建をしたいということの意向で今考えていらっしゃるということでお話を伺っております。

○竹谷委員

そうしますと、今まで施設をやるときに補助金とか出していると思いますけれども、そういう問題はどういうふうに整理していくんですか。

○松岡介護福祉課長

現時点で県の方に確認をいたしましたところ、今回災害ということもございまして、既に交付された補助金につきましてはこれから協議を進めながらですが、今のところですと協議を進めていって返還は発生しないのではないかと今の段階でお話を伺っております。

○竹谷委員

どちらにしても土地、建物は使い物にならないけれども土地が残るわけです。そういう補助金を使って開設しているわけですからそういう扱いも検討していくということですか。

○松岡介護福祉課長

補助金については上物の建物の方だけの補助金でございましたので、補助金についてのこれから検討協議を進めていくということでございます。

○深谷委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○深谷委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 19 号を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛

成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○深谷委員長

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

● 議案第 20 号 平成 23 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算 (第 6 号)

○深谷委員長

次に、議案第 20 号平成 23 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算 (第 6 号) を議題といたします。

● 歳入歳出説明

○深谷委員長

関係課長等から説明を求めます。下水道課長。

○加藤下水道課長

それでは、歳出の方から御説明申し上げますので資料 2 の 198 ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目一般管理費で 103 万 5,000 円の追加補正でございます。説明欄の下水道課 1 下水道事業庶務事務につきましては各節における不用額発生に伴う減額補正並びに地方自治法に基づく職員派遣受け入れに伴う机等の配備に要する経費の追加をお願いするものでありまして、総額にいたしまして 41 万 6,000 円の追加補正をお願いするものでございます。2 項 1 目雨水管理費につきましては 5,810 万 5,000 円の減額補正でございます。説明欄下水道課 1 の雨水施設管理庶務事務につきましては各節における不用額の発生に伴うもので 24 万 3,000 円の減額補正をお願いするものでございます。2 の雨水管路維持管理事業につきましては各節における不用額の発生に伴うもので 1,104 万 4,000 円の減額補正をお願いするものでございます。減額の大きい 13 節委託料につきましては雨水幹線等清掃業務等の確定に伴い不用額が生じたことから 763 万 7,000 円の減額をお願いするものでございます。3 の雨水ポンプ施設維持管理事業につきましては各節における不用額の発生に伴うもので 176 万 4,000 円の減額補正をお願いするものでございます。

次のページ、200 ページをお願いいたします。説明欄の 4 の仙台市雨水排水施設維持管理負担金につきましては、これは仙台市の中野雨水ポンプ場の維持管理負担金でございますが、震災により通常の維持管理を行えなかった部分等があったことにより執行残といたしまして 534 万 2,000 円発生することから、その経費を減額補正するものでございます。5 の八幡雨水幹線板柵修繕事業につきましては、震災により従来修繕を必要としていた部分の大半がさらに損壊したため、災害復旧事業として復旧を行うこととなり、通常の修繕料としての予算計上の必要がなくなったことから、ほぼ全額となる 3,386 万 9,000 円の減額補正をお願いするものでございます。

なお、予算として残る 163 万 1,000 円につきましては平成 22 年度より繰り越ししておりました同事業が震災を受けたことによりまして工事損害金が発生いたしました。その損害金として執行させていただくものであります。

6の中央雨水ポンプ場長寿命化対策事業につきましては、13節委託料における契約額確定に伴う不用額の発生に伴うもので590万円の減額補正をお願いするものでございます。

3項1目賦課徴収費につきましては493万5,000円の減額補正でございます。説明欄の下水道課における1の下水道使用量徴収事業につきましては、このたびの震災により上水道部に委託しております下水道使用料徴収業務等委託料の徴収件数が減少したことともない不用額が発生したもので505万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。

3項2目汚水管理費につきましては9,462万6,000円の減額補正でございます。説明欄の下水道課の1の汚水施設管理庶務事務につきましては、各節の不用額の発生に伴うもので1,158万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。減額の大きい27節公課費につきましては、これは下水道事業における消費税及び地方消費税でございますが、平成22年度の建設事業における事業繰り越しが発生したことで課税仕入額が減少となる見込みであったことにより納税額の増加が見込まれたため687万円の追加補正をお願いしたものでございましたが、申告後の税務署との特定収入の取り扱いについての協議により申告修正を行ったところ、納税額が減少となったことから今回不用額として1,136万7,000円の減額をお願いするものでございます。

2の下水道接続促進事業につきましては19節負担金補助及び交付金における不用額の発生に伴うもので15万円の減額補正をお願いするものでございます。3の汚水管渠維持管理事業につきましては、13節委託料における不用額の発生に伴うもので781万6,000円の減額補正をお願いするものでございます。特に管路調査及び補修業務委託料につきましては毎年度、施工年度の古いものから順次調査補修を行っているものですが、このたびの震災により被害調査を優先して行ったことにより通常調査が行えなかったことから不用額として減額するものでございます。4の汚水ポンプ施設維持管理事業につきましては、各節における不用額の発生に伴うもので156万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次のページ、202ページをお願いいたします。5の汚水処理負担金につきましては、19節負担金補助及び交付金における不用額の発生に伴うもので7,357万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。これは汚水処理負担金を宮城県仙塩流域下水道に対し維持管理負担金として支払うものですが、このたびの震災により賦課水量が減少したことからそれに基づく負担金の減額を行うものでございます。本来であればさきに行った下水道使用料の減額補正時にあわせて本件についても減額補正すべきでありましたが、仙塩流域下水道施設における汚泥焼却施設の壊滅に伴い汚泥処理費の増加要因がありました。それにより負担の追徴についての協議が県と関係市町間でなされていたところですが、今年度における追徴の発生はなくなったことから今回の補正により減額するものでございます。

3項3目水質規制費につきましては74万5,000円の減額補正でございます。説明欄の下水道課における1の水質規制事業につきましては、今回の震災による事業所の休業等で水質調査の執行不用額が発生したことから80万円の減額補正をお願いするものでござ

ざいます。

2 款 1 項 1 目公共下水道建設費で 7,124 万 5,000 円の減額補正でございます。説明欄の 1 の中央雨水枝線整備事業と 2 の伝上山雨水枝線整備事業につきましては、本事業に関係する JR 東日本との協議等が震災でおくれたため、次年度への事業先送りに伴い事業費全体である 210 万円をそれぞれ減額補正をお願いするものでございます。3 の中央雨水ポンプ場地震対策事業につきましては、13 節委託料における契約額の確定に伴った不用額分として 327 万 5,000 円の減額補正をお願いするものでございます。11 節需用費につきましては、委託料の確定に伴い事業費が減少したことにより事務費である需用費も減額する必要があることによるものでございます。4 の八幡雨水ポンプ場地震対策事業につきましては、13 節委託料における契約額の確定に伴いまして 222 万円の減額補正をお願いするものでございます。5 の雨水施設建設事業につきましては、14 節使用料および賃借料において震災に伴う支払いの免除が発生したこと、また 15 節工事請負費におきましては本年度不要となったことに伴ったもので、総額で 249 万 3,000 円の減額補正をお願いするものでございます。

次のページ、204 ページをお願いいたします。説明欄の 6 の仙台市西原雨水ポンプ場建設事業負担金につきましては、19 節負担金補助及び交付金における不用額の発生に伴うもので 3,230 万円の減額補正をお願いするものでございます。これは施工者であります仙台市においても本市と同様に災害復旧を最優先としたことによる通常建設事業の先送りに伴うものでございます。7 の汚水枝線整備事業につきましては、15 節工事請負費において災害復旧を優先するため次年度への事業先送りに伴った 2,620 万円の減額補正をお願いするものでございます。8 の汚水施設建設事業につきましては、14 節使用料および賃借料において震災に伴う支払い免除が発生したことによりまして 55 万 7,000 円の減額補正をお願いするものでございます。

1 項 2 目流域下水道建設費で 1,155 万 3,000 円の減額補正でございます。説明欄の 1 の宮城県仙塩流域下水道建設事業負担金につきましては、19 節負担金補助及び交付金における不用額の発生に伴うもので 1,155 万 3,000 円の減額補正をお願いするものでございます。これは流域下水道施設の震災被害が甚大であり、その災害復旧を行うために通常建設事業の先送りとするものでございます。

3 款 1 項 1 目公債費で 1 億 4,837 万 8,000 円の追加補正でございます。説明欄の雨水事業元金償還事業につきましては、23 節償還金利子及び割引料でこのたびの震災により被災を受けた施設の建設のために発行した地方債の利息支払い額を低利に借りかえることができる被災繰上げ償還借換債の活用を行うため対象分の残債を借りかえる必要がありますことから、その経費として 5,371 万 3,000 円の追加補正をお願いするものでございます。2 の汚水事業元金償還事業につきましては、23 節償還金利子及び割引料で 1 の雨水事業元金償還事業と同様でありまして、その経費といたしまして 9,466 万 5,000 円の追加補正をお願いするものでございます。

5 款 1 項 1 目公共下水道施設災害復旧費で 1 億 9,464 万 5,000 円の減額補正でございます。説明欄の 1 の仙台市雨水排水施設災害復旧事業負担金につきましては、19 節負担金補助及び交付金でこのたびの震災により仙台市の管理となっている中野と西原の雨水ポンプ場も甚大な被害があり、その復旧のために必要な費用について計画排水量相当分の負担を行う必要が生じました。その経費といたしまして 1 億 193 万 8,000 円の追加補正をお願いするものでございます。なお、仙台市の話によりますと中野雨水ポンプ場につきましては平成 24 年度中の完全復旧を目標に鋭意復旧に取り組んでいるということでございました。

次のページ、206 ページをお願いいたします。説明欄の 2 の公共下水道雨水施設災害復旧事業につきましては、12 節役務費及び 13 節委託料につきまして不用額発生に伴う減額補正でございます。また、15 節工事請負費につきましては公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用を受けることになったことに伴いまして単独事業費分が不要となったこと、それから震災直後において想定しておりました被災部分の復旧見込み経費についての確定に伴う不要が発生しましたことから事業全体で 9,939 万 1,000 円の減額補正をお願いするものでございます。

3 の公共下水道汚水施設災害復旧事業につきましては、13 節委託料で公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用を受けることになったことに伴いまして単独事業費から補助事業費への組み替えが必要になったこと、また震災直後において想定していた被災部分の調査見込み経費についての確定に伴い不用が生じたので 2 億 952 万 5,000 円の減額補正をお願いするものでございます。

4 の公共下水道雨水施設災害復旧事業補助につきましては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用額の確定に伴う事業費の調整が必要になったことによりまして 64 万 1,000 円の減額補正をお願いするものでございます。5 の公共下水道汚水施設災害復旧事業費補助につきましては、これも同じ公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用額の画定に伴いまして 13 節委託料において単独事業から本事業費への組み替えが必要となったことから 1,297 万 4,000 円の追加補正をお願いするものでございます。

続きまして、2 項 1 目流域下水道施設災害復旧費で 1,272 万 8,000 円の追加補正でございます。説明欄 1 の流域下水道施設災害復旧事業につきましては、19 節負担金補助及び交付金でこのたびの震災によりまして宮城県管理となっている仙塩浄化センターを初めとした本市の汚水処理を担っている流域下水道施設においても多大な被害がありましたので、その復旧のために必要な費用について計画排水量相当分の負担を行う必要が生じたため 1,272 万 8,000 円の追加補正をお願いするものでございます。なお、仙塩流域下水道施設につきましては浄化センターへの流入下水を揚水する主ポンプが平成 23 年 6 月に復旧を終えておりまして、平成 24 年中には、平成 24 年 12 月までには生物処理ができるように復旧事業に取り組んでいるところでございます。

次に 186 ページにお戻り願います。第 2 表繰越明許費でございます。下水道事業といたし

ましては 7 件の繰り越しをお願いするものでございます。1 件目といたしまして高橋雨水幹線整備事業浸水対策につきまして 2,650 万円の繰り越しをお願いするものでございます。これは高橋雨水幹線の詳細設計業務に関しての繰り越しでございます。このたびの震災による災害復旧を最優先としたこと、またそれにより JR との協議調整に時間を要したため繰り越しのお許しをいただきたくお願いするものでございます。完了予定時期につきましては 24 年 5 月末を予定としております。

2 件目といたしまして、仙台市西原雨水ポンプ場建設事業負担金でございますが、520 万円の繰り越しをお願いするものでございます。これは仙台市宮城野区の仙台港南側に仙台市で整備しております西原雨水ポンプ場の整備に対する負担金であります。このたびの震災で建設中の西原ポンプ場が被災したことによりまして仙台市においても災害復旧事業を最優先したい旨申し入れがありましたので、建設負担金の繰り越しのお許しをいただきお願いするものでございます。完了予定時期につきましては平成 24 年度末を予定しているとのことでございます。

3 件目といたしまして、公共下水道雨水施設災害復旧事業につきまして 1 億 9,200 万円の繰り越しをお願いするものでございます。これは現在復旧を進めております丸山雨水ポンプ場及び雨水管渠の災害復旧事業でございますが、雨水施設全体の被災調査等に不測の時間を要したためこれらの経費の繰り越しのお許しをいただきたくお願いするものでございます。完了予定時期につきましては平成 24 年 6 月末を予定としております。

4 件目といたしまして公共下水道汚水施設災害復旧事業、単独につきましては 1,630 万円の繰り越しをお願いするものでございます。これは現在復旧を進めております汚水管渠の着手前の周辺家屋調査を行うための費用でございますが、汚水施設全体への被災調査等に不測の時間を要したためこれらの経費を繰り越しをお願いするものでございます。完了時期につきましては平成 24 年度末を予定としております。

5 件目といたしまして、公共下水道雨水施設災害復旧事業補助につきましては 5 億 8,600 万円の繰り越しをお願いするものでございます。これは現在復旧事業を進めております雨水ポンプ場や市内に設置してあります暫定雨水排水ポンプ施設、それから雨水排水渠の災害復旧事業であります。雨水施設全体の被災調査等に不測の時間を要したため、これらの経費の繰り越しをお願いするものでございます。完了予定時期につきましては平成 24 年度末を予定としております。

6 件目といたしまして、公共下水道汚水施設災害復旧事業補助につきまして 1 億 7,650 万円の繰り越しをお願いするものでございます。これも汚水管渠の災害復旧事業でございますが、汚水施設全体の被災調査等に不測の時間を要したため繰り越しをお願いするものでございます。完了予定時期につきましては平成 24 年度末を予定としております。

7 件目といたしまして、仙台市雨水排水施設災害復旧事業負担金につきまして 1 億 120 万円の繰り越しをお願いするものでございます。これは仙台市宮城野区の仙台港北側に仙台市で整備しております中野雨水ポンプ場の災害復旧に対する負担金でございますが、仙台

市においても被災調査等に不測の時間を要したため繰り越したい旨、仙台市から申し入れがありましたので負担金の繰り越しのお願いをするものでございます。完了予定時期につきましては中野ポンプ場の揚水機能につきましては平成 24 年 6 月末、施設全体の復旧完了は平成 24 年度末を予定しているとのことでございます。

187 ページの第 3 表債務負担行為補正の追加でございます。ここで資料 3 の 59 ページもあわせてごらんいただきたいと思います。資料 3 の 59 ページ、平成 23 年度債務負担行為補正内訳表でございます。委託の内容は追加が 7 件、同じく追加、単年度契約に係る各種業務委託等が 1 件の合計 8 件となっております。これらにつきましては、平成 24 年度で予定しております業務について 4 月 1 日からの業務を円滑に行うため今年度中に契約等の事務処理を開始する必要があるものについて債務負担行為を設定するものでございます。以上が歳出でございます。

次に歳入について御説明申し上げます。資料 2 の 192 ページにお戻り願います。1 款 2 項 1 目下水道事業受益者負担金で 130 万円の追加補正でございます。これは今年度賦課分において平成 25 年度までの 3 年期割額の一括納入があったことにより追加するものでございます。3 款 1 項 1 目下水道事業国庫補助金で 2,516 万 6,000 円の追加補正でございます。説明欄 1 の社会資本整備総合交付金につきましては歳出補正において説明させていただきました中央雨水枝線整備事業、伝上山雨水枝線整備事業、中央雨水ポンプ場地震対策事業、それから八幡雨水ポンプ場地震対策事業、中央雨水ポンプ場長寿命化対策事業の減額によりまして国庫補助対象事業費が減少することによるもので、総額にいたしまして 761 万円の減額補正をお願いするものでございます。2 節公共土木施設災害復旧事業補助金につきましては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用を受けるために要した設計委託費に対する補助金で、対象事業見込み額の確定によりまして 3,277 万 6,000 円の追加をお願いするものでございます。

次のページ、194 ページをお願いいたします。2 項 1 目下水道事業国庫負担金で 986 万 1,000 円の追加補正でございます。これは先ほど歳出補正において説明させていただきました公共下水道雨水施設災害復旧事業補助の減額補正及び公共下水道汚水施設災害復旧事業補助の追加補正によるものでございまして、歳出に対する国費割合は 80%となっております。

5 款 1 項 1 目一般会計繰入金で 2,806 万円の追加補正でございます。これにつきましては、ただいま御説明させていただきました歳入における下水道事業受益者負担金の追加及び歳出における総務費及び事業費並びに公債費の補正によりまして合計で 2 億 3,527 万 2,000 円の減額要因がございましたが、災害復旧費の補正によりまして 2 億 6,333 万 2,000 円の増額要因がございましたので、結果的に 2,806 万円の追加補正となったものでございます。特に災害復旧費に要する一般会計繰入金におきましては大きな追加補正額となったところでございますが、これは次に御説明申し上げます下水道事業債中の公営企業災害復旧事業債も踏まえて御説明させていただきます。

ここで資料 3 の 61 ページをごらんいただきたいと思います。資料 3 の 61 ページ、地方公営企業災害復旧事業債の積算根拠でございます。道路や公園などの災害復旧事業につきましては、国庫支出金と震災復興特別交付税を財源として事業が展開されることに決定されておりますが、地方公営企業に分類される下水道事業におきましては平成 23 年 12 月 2 日付の総務副大臣通知で資料の帯グラフのような財源構成となり、道路や公園と同じ財源措置のほか地方公営企業みずからが負担する部分という設定が示されました。下水道事業におきましても災害復旧事業においてこの方針が決まらない時点で補正予算として計上させていただいておりましたが、補正予算計上当初は従前の法律等に基づき国庫支出金 8 割、残りは災害復旧事業債を財源として事業の予算化を行っていたものでございます。

今回の補正につきましては、決定された財源構成に沿った予算とするための補正でございますが、そのほか、当初において国庫支出金や災害復旧事業債の適用、活用を見込んでいたものですが、例えば被害調査費などにおきましては災害復旧事業に結びつかない経費として災害復旧事業対象外経費となったものでございます。このことから、その対象外経費を賄う財源といたしまして雨水事業にあっては一般会計繰入金、汚水事業にあっては積立金を有していないためそれを賄う財源として震災減収対策企業債を活用して費用を賄うこととなったもので、結果、一般会計繰入金の災害復旧費に対する所要が増加したものでございます。

資料 2 の 194 ページにお戻り願います。8 款 1 項 1 目下水道事業債で 3 億 3,810 万円の減額補正でございます。1 節公共下水道事業債、2 節流域下水道事業債、次のページでございますが、5 節公営企業災害復旧事業債につきましては歳出で御説明させていただきました事業費の減額によりまして 7,530 万円、それからさっきの一般会計繰入金の説明とあわせて御説明申し上げました災害復旧費に対する災害復旧事業債活用枠の減少により 6 億 9,830 万円、合計で 7 億 7,360 万円の減額をお願いするものでございます。

197 ページの 6 節震災減収対策企業債につきましては、下水道使用料の減収及び災害復旧事業債活用外経費の発生によりまして資金不足が生じたことから、前年度繰上充用という選択肢もございましたが、平成 24 年度の下水道使用料を前倒し充当することは当面下水道使用料の収入の伸び悩みが懸念されている今般においては不適切であると判断したため、赤字債である本地方債を活用するべく追加補正をお願いするものでございます。なお、本地方債は元本償還据え置き期間なしで償還期間は 10 年払いでありまして、支払い利息の 50%が交付税措置されるものでございます。

7 節借換債につきましては、下水道事業における建設事業に活用した地方公共団体金融機構資金、従前の公営企業金融公庫資金の残債のうち、このたびの震災により被災した施設のための残債を繰上償還または低金利の地方債に借りかえることができるものでございまして、本市においてもこの制度を活用して借りかえることができれば平成 24 年度以降、約 200 万円弱の支払い利息の軽減が見込まれることから、この制度を活用するべき追加補正をお願いするものでございます。

188 ページにお戻り願います。第 4 表地方債補正の変更でございます。188 ページ、第 4 表地方債の補正、変更でございますが、先ほど歳入予算補正で御説明申し上げました下水道事業債の補正によりまして、地方債発行の限度額を公共下水道につきましては 6,410 万円減額の 3,890 万円、仙塩流域下水道事業につきましては 1,120 万円減額の 50 万円、公営企業災害復旧事業債につきましては 6 億 9,830 万円減額の 8,440 万円、震災減収対策企業債につきましては 2 億 8,940 万円の追加、被災繰上償還借換債につきましては 1 億 4,610 万円の追加でございます。これにより補正後の下水道事業全体における地方債限度額の合計は 3 億 3,810 万円減額の 11 億 3,370 万円となるものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。

続きまして、資料 3 の 60 ページをお開き願います。資料 3 の 60 ページ、下水道事業の元利償還金の雨水汚水の内訳と、それに対する財源の内訳が当初予算時に比べどうかわってきたかをあらわしたものであります。当初予算時における元利償還金の合計額は上段の表の中の合計 19 億 9,843 万 5,000 円、これを賄う財源といたしまして下水道使用料を 3 億 6,584 万 9,000 円、資本費平準化債を 4 億 7,920 万円、下水道事業債特別措置分を 9,240 万円、下水道事業受益者分担金及び負担金を 181 万 5,000 円充当し、最終的に一般会計繰入金は全体で 10 億 5,917 万 1,000 円といたしておりました。これが、今回の 6 号補正後におきましては元利償還金が中段表の中の合計欄で 1 億 3,996 万 5,000 円追加の 21 億 3,840 万円、これを賄う財源につきましては下水道使用料が 5,497 万 2,000 円減額の 3 億 1,087 万 7,000 円、資本費平準化債が 4 号補正後に変わらず 280 万円追加の 4 億 8,200 万円、下水道事業債特別措置分については当初に変わらず 9,240 万円、下水道事業受益者分担金及び負担金は今回の補正によりまして 130 万円追加いたしまして 311 万 5,000 円、今回の補正で新たに起債繰上償還借換債が 1 億 4,610 万円、また震災減収対策企業債も今回の補正で新たに 7,898 万 6,000 円充当となりまして、結果的に一般会計繰入金は 1 号補正から 6 号補正によりまして 3,424 万 9,000 円減額の 10 億 2,492 万 2,000 円となります。

以上で下水道事業特別会計の補正予算の説明を終わらせていただきます。

○深谷委員長

皆様に申し上げます。本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長し、ここで暫時休憩をいたします。

午後 4 時 50 分 休憩

午後 5 時 07 分 開議

○深谷委員長

それでは、時間よりちょっと早いですが、皆様おそろいでございますので、議事を再開いたします。

● 歳入歳出一括質疑

○深谷委員長

先ほど説明は終わっておりますので、これより歳入歳出一括質疑に入ります。藤原委員。

○藤原委員

すみません、2点なんですけれども、一つは西原ポンプ場って多賀城の水流れているんですけどか。たしか仙台港の向こう側だったような気がするんですけども、あれどこから流れているのか、ちょっとそこをお願いしたいのと、それから205ページですが、仙台市の雨水排水施設災害復旧事業負担金の1億193万8,000円ですが、ちょっと概要を簡単に。仙台に流れているのは限定されているのでどこがどういうふうに傷んで直すのかというのをちょっと説明をお願いしたいんですが。

○加藤下水道課長

西原ポンプ場の件でございますが、新田地区の西側、新田線、御存じでしょうか。市道新田線のわき、排水路流れていますけれども、あの雨水を仙台港の南側まで持って行って新港の方に排水するポンプ場でございます。

それから2点目の仙台市雨水排水施設の災害復旧事業負担金でございますが、これは中野ポンプ場の災害復旧の負担金でございます。中野ポンプ場の災害復旧でございます。

○佐藤委員

仙塩流域下水道の施設災害復旧事業のところなんですけど、207ページ、何だかこの間説明ですごくよくわかる資料提示していただいてよくわかったんですが、まだ始まっているのでしょうか。

○加藤下水道課長

しゅんせつでございます。しゅんせつ始まっています。始まっています。ここに今回補正をお願いしている分は仙塩浄化センターの分の災害復旧でございます。しゅんせつの分は入っておりません。

○佐藤委員

特別委員会の中で地域から御迷惑をおかけしたということで何かしてほしいというような要望があって、ごみ置き場がどうかこうとかというお話を市長がしていたような記憶があるんですが、そういうことの実体化はどうなっていますか。地元の町内会から要望を受けて考えてみようかなというような答弁を市長がしていたような記憶があるんですがしなかったですか。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

今御質問のあった件につきましては、被災前にあったごみ置き場を復旧をするという費用を全額市費で負担するというので今申請をどんどん受け付けておりまして、順次実施されております。

○竹谷委員

今回の補正は通常の補正、通常の予算組んでおったけれども災害によって災害復旧のために大幅に予算の組み替えをしたというのが骨格であるという理解でよろしいですか。

○加藤下水道課長

そのとおりでございます。単独費で計上していたものを国庫補助金で計上しているというような内容でございます。

○竹谷委員

それで、これからのものも出てくるんですが、仙塩流域下水道のセンターが物すごい破壊、災害に遭ったわけですけども、これに対する復旧のまた負担金が我が多賀城にも来るといふふうになるんでしょうか。

○加藤下水道課長

そのとおりでございます。仙塩浄化センター、平成24年12月中に汚泥の焼却施設を除いた部分で生物処理まで持っていこうとしております。そして、その25年1月以降に汚泥焼却施設等も復旧する予定でございますので、それらの負担というのが多賀城市にも出てまいります。

○竹谷委員

それは国の方からの補助金といいますか、いろいろなそういう多賀城から単独で出さなくてもいいような財政仕組みになるように感じておいてよろしいんですか。

○加藤下水道課長

そのとおりです。補助も当然国から県の方がいただいて、その残った分を仙塩流域の構成市町でもって負担していきます。

○竹谷委員

その負担分は国の方から補助金等で賄われて、多賀城の一般財源からは持ち出ししなくてもいいという仕組みかと聞いているんです。

○加藤下水道課長

多賀城市の単独費だそうです。

○竹谷委員

それが国庫補助金なり一般財源にいろいろ災害で財政援助がありますよね。ですから、一般財源でなくそういう国の補てん財源があるのか、そういうふうな仕組みになっているのかということをお聞きしているんですよ。だれか財政担当、いないか。公室の財政担当、きちっとやれ。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

流域下水道関係の事業費なんですけれども、これは県の方で実施する事業ということになりますので、まず県の方で基本的には国庫補助がついたりとか、あとその地方負担分、要は県の方の負担の部分に関しては震災復興特別交付税、こういったものが当たるというような格好になっています。それで、私が認識した分ですとそのような災害復旧事業関係で国の国費に当たる部分以外の部分で負担が生じるに関しては市の方の単独の負担ということになるんですが、そのほかの部分に関しては国費の方の負担、県の方の負担といふふうになっていると認識しております。

○竹谷委員

端的に聞くと、県の災害復旧費の中であそこの下水道センターを工事をしますよね。それは災害復旧の国からの補助金でやられると私は思っているわけ。それで地方負担がもし我々の使用者に負担があるとすれば、それは新たに国の方から多賀城市に財政補てんとかそういうのがあるんですかと聞いているんです。意味わかるかな。わかる、意味。

○深谷委員長

答えられる方。阿部副主幹。

○阿部下水道課副主幹

御説明申し上げます。先ほどの下水道事業の災害復旧事業債の算出根拠という資料と同じように、宮城県の事業におきましても同じような財源スキームで施工されるようになります。宮城県の事業として行われた流域下水道の事業の中でも公営企業みずからが負担しなければならない枠というのがございまして、その部分が宮城県において公営企業災害復旧事業債を発行する形になります。その部分の後年度発生する元利償還金部分が多賀城市が負担していく部分という形になります。したがって、公営企業みずからが発行する部分になりますので、後年度においては下水道使用料であったり、あと一般会計からの繰り入れで賄っていく形になることになります。

○竹谷委員

具体にはないということだね。だめなんだよ、あんた。委員長からはいと言われないうちしゃべると委員長怒られるんだよ。ないということね。

○阿部下水道課副主幹

そのとおりです。

○竹谷委員

なぜそれを聞いたかということ、これは国に対して要望しなければいけない、現実的に。市町村の財政が厳しくなってくるという現実を見た場合に、その分は補てんしてもらうような仕組みを私は県にというか国に働きかけていかなければいけないのではないかという視点なんです。それで聞いたんですよ。みんな来るもんだと思っているんです、国から。災害の工事について補助金は来るもんだと。何らかの形で手当てをされるものだという認識にいる。ただし、今県の方は起債は借りるけれどもその起債の償還の財源はそれぞれの市町村に来るんだということになれば、この財源分を何とか補てんしてもらうような私は運動を展開していかなければならないのではないかというふうに思うんですけれども、それはだれかな。いかがでしょうか。

○菅野市長公室長

委員おっしゃるとおり、まだまだ見えていない部分、この下水道の中でも今のような問題が浮上ってきております。こういったものにつきましては、国の方に特交なりいろいろなところで見てもらえるように我々の方も声を上げていこうというふうには思っております。

○竹谷委員

これ以上言ってもしょうがないから、仕組みをよくいろいろな仕組みがいっぱい出てきますから仕組みをよく精査をして、できるだけ我々市町村の税金、一般財源が持っていかなれないように、あくまでも交付金でもいいですからその分は国で負担するんだという仕組みを精査をして、なければ国に要望するということを考えていかなければならないのではないかとこのように思いますので、それ以上答弁は求めませんが、ひとつそういうことも含めて研究をしてできるだけ多賀城の財政が、一般財源が使われないような方法を研究していただきたいということだけ申し添えておきます。

○佐藤委員

そうすると、ここは負担金補助金及び交付金でなくて補助金及び交付金は消えて負担金だけということになりますよね。それで、この 1,272 万 8,000 円という金額が多賀城のある地域で、いわばリスクのある施設を持っているということではよそとの、あそこに下水、汚水を流している地域との自治体との関係では負担金の割合というのはどんなふうになっているのでしょうか。

○加藤下水道課長

多賀城市大代に仙塩浄化センターがあるということで負担金は多賀城市分、確かに減っています。仙台市、塩竈市、利府町、七ヶ浜、多賀城と仙塩浄化センターに流す計画の流量があるんですけども、多賀城市分は 2 分の 1 になっています。その残り 2 分の 1 は皆さんほかの 4 市町が負担するように、多賀城市は流量比の半分になっています。

○佐藤委員

今説明だとこの震災で御迷惑をおかけしたからという意味合いも含めてそういうことになっているというふうにお聞きしていいんですか。

○加藤下水道課長

そういったいわゆる迷惑料ではなく、そもそもの負担金が大代に仙塩浄化センターがあるということで減らされております。

○佐藤委員

先ほど竹谷委員が言った観点も大事だというふうに思うんですけども、基本的に多賀城は負担金減らされているという状況にはあるようですが、こういう状況の中で、影響のある自治体で多賀城の負担金はどうなのかということもさまざまな場面で話し合っていただくということも大事かというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいんですけども。答弁は部長でも市長でも大丈夫です。

○佐藤建設部長

先ほどの竹谷委員の質問に公室長が答弁したとおり、多賀城市の持ち出し分が幾らかでも少なくなるようにいろいろ研究したいというふうに考えます。

○深谷委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議

ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○深谷委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 20 号を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○深谷委員長

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

● 議案第 21 号 平成 23 年度多賀城市水道事業会計補正予算(第 4 号)

○深谷委員長

次に、議案第 21 号平成 23 年度多賀城市水道事業会計補正予算(第 4 号)を議題といたします。

● 歳入歳出説明

○深谷委員長

関係部課長等から説明を求めます。水道部次長。

○櫻井上水道部次長(兼)工務課長

それでは、資料 2 の 209 ページをお開き願いたいと思います。

平成 23 年度多賀城市水道事業会計補正予算(第 4 号)でございます。今回の補正の主なものは、収入では災害復旧事業に係る国庫補助金、一般会計補助金及び企業債の増額補正や土地売却益等の補正、支出では受水費や保険料の減額補正をするもので、これに伴い消費税及び地方消費税の増額補正をあわせてお願いするものでございます。また、年間委託に係る債務負担行為の追加を行うものであります。

第 1 条は総則でございます。第 2 条は業務の予定量でございます。予算第 2 条第 4 号は主要な建設改良事業でございますが、排水管整備事業費 2 億 4,395 万 6,000 円を 1 万 8,000 円減額し 2 億 4,383 万 8,000 円に改めるものでございます。これは震災により市有物件災害共済分担金の支払いが免除されることとなったことから公用車保険料を減額するものでございます。第 3 条は収益的収入及び支出でございます。予算第 3 条中に定めた収益的収入及び支出の予定額の補正をするものでございます。あわせまして、災害復旧に係る修繕費用 4,656 万 7,000 円に係る資金として公営企業災害復旧企業債 870 万円を借り入れするものです。

なお、3 条予算の支出に要する資金として企業債を起こす場合にあっては 4 条予算に計上せず、3 条予算本文中に示すこととされているものであります。

ここで災害復旧事業に係る事業費及び財源の内訳について説明させていただきますので、資料 3 の議案第 21 号資料 62 ページをお開き願います。62 ページ下の表で平成 23 年度水道事業会計災害復旧事業内訳表になります。震災に係る災害復旧の総事業費ですが、災

害復旧事業と記載している項目の隣、事業費の欄で 9,853 万 1,000 円、その財源として 国庫補助金と一般会計補助金で補助金合計が 8,314 万 7,000 円、起債額が 1,530 万円 となり、水道事業会計の持ち出し分は 8 万 4,000 円となるものでございます。国庫補助負 担率は水道施設については 10 分の 8、給水管漏水調査に係る分は 2 分の 1 となっており ます。また、一般会計からの補助金は繰り出し基準に基づき算定を行った金額でございま す。次に企業債、これは公営企業災害復旧事業債でございしますが、この充当割合は補助金を除い た部分に対して 10 万円単位で 100%可能となっております。事業費 9,853 万 1,000 円のうち災害復旧の修繕に係るものは 3 条予算に、更新を伴う工事費は 4 条予算に計上し てございます。また、補助金や企業債の交付を受ける場合も補助金等を 3 条と 4 条予算に それぞれ案分して計上するものとなっていることから、表 2 記載の収入科目にそれぞれ計 上させていただいたものであります。

議案書の 209 ページにお戻りください。収入の表でございします。1 款水道事業収益で 1,168 万 6,000 円増額し 15 億 6,557 万 2,000 円とするものでございします。この主な ものは加入金、固定資産売却益の減額、災害復旧に係る補助金の増額でございします。なお、 固定資産売却の詳細につきましては後ほど補正予算説明書で御説明申し上げます。

次のページをお願いします。210 ページ、支出の表でございします。1 款水道事業費用で 2,470 万 9,000 円を減額し 16 億 9,113 万 4,000 円とするものでございします。主なも のは受水費の減額でございします。第 4 条は資本的収入及び支出でございします。予算第 4 条 本文括弧書き中、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額 4 億 8,489 万 3,000 円を 3,306 万円減額し 4 億 5,183 万 3,000 円に、損益勘定留保資金 9,017 万 3,000 円を 3,639 万 5,000 円増額し 1 億 2,656 万 8,000 円に、建設改良積立金 7,861 万 6,000 円を 6,945 万 5,000 円減額し 916 万 1,000 円に改め、資本的収入及び支出額を補正さ せていただくものです。次に収入の表でございしますが、1 款資本的収入で 3,289 万 8,000 円を増額し 2 億 2,683 万 4,000 円とするものです。主なものは災害復旧に係る企業債及 び補助金の増額、固定資産売却代金の減額でございします。

次のページで支出の表でございします。16 万 2,000 円を減額し 6 億 6,924 万 6,000 円 とするものでございします。保険料及び量水器購入費の減額によるものでございします。第 5 条は債務負担行為でございします。予算第 5 条に定めております債務負担行為をすることが できる事項、期間及び限度額を追加させていただくものです。これは水道庁舎管理業務委託 などに係る債務負担行為の追加を行うものでございします。これに関連する資料といたしま して 220 ページ、最後のページですけれども、220 ページに債務負担行為に関する調書 と先ほどの資料 3 の 62 ページの上の表で平成 23 年度債務負担行為補正内訳表を御参照 願えればと思います。

2 の 212 ページ、第 6 条は企業債でございします。予算第 6 条に定めております企業債に ついて、公営企業災害復旧事業債の追加補正により地方債発行の限度額を 1,530 万円増額 し 1 億 3,690 万円とするものでございします。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同

様でございます。第 7 条は他会計からの補助金でございます。災害復旧の繰り出し基準に基づき一般会計から補助を受けることにより補助の目的と補助額の改正を行うものでございます。災害復旧の項目を追加し、補助額 4,082 万 7,000 円を 1,880 万 1,000 円増額し 5,962 万 8,000 円とするものでございます。第 8 条は棚卸資産購入限度額でございます。加入金の減に伴い量水器購入費も減額となることから 15 万 1,000 円を減額し 690 万 9,000 円に改めるものでございます。

次に 216 ページ、217 ページをお開き願います。補正予算説明書でございます。金額は消費税を含んで表記してございます。左側のページが予算科目、右側が既決予定額、補正予定額、計となっております。

まず収益的収入及び支出の上の表、収入でございますが、1 款水道事業収益で補正予定額が 1,168 万 6,000 円の増額補正でございます。1 項 2 目加入金で補正予定額 568 万 6,000 円の減額であります。当初予算では新設・増設等の加入金を 168 件と見込んでおりましたが、震災の影響により 1 月末現在で 118 件と 50 件ほど減少しており、本年度の見込み件数により減額させていただくものであります。4 目その他営業収益下水道負担金で補正予定額 504 万円の減額は下水道料金徴収に伴う下水道事業会計からの負担金でございますが、震災により徴收件数が減少しているため見込み件数により減額させていただくものであります。次に 2 項 6 目補助金一般会計補助金及び国庫補助金は、先ほど資料に基づき説明させていただきましたが、災害復旧に係る補助金でございます。一般会計補助金で 1,064 万 6,000 円、国庫補助金で 2,721 万円の増額補正でございます。

次に 3 項 1 目固定資産売却益で 1,544 万 4,000 円の減額補正でございます。当初予算では新田浄水場隣接用地の売却を予定しておりましたが、売却見込みが立たないことから減額させていただくものであります。売却予定価格は 4,563 万円としておりました。そのうち 3 条予算の売却益が 2,563 万円、4 条予算の売却代金が 2,000 万円で計上しておりましたのでそれぞれの金額を減額させていただくものです。一方、新田簡易水道跡地につきましては、このたび買い受け人が決定し平成 24 年 1 月 20 日付で売買契約を締結いたしましたので増額するものでございます。この売却価格ですが、面積が 535.50 平米で鑑定価格 2 万 800 円で 1,110 万円でございます。当時取得した価格は 91 万 4,000 円でありましたので取得価格よりも上回った金額 1,018 万 6,000 円を売却益として補正させていただくものであります。なお、当時の取得価格 91 万 4,000 円については 4 条予算の固定資産売却代金に計上しております。これにより固定資産売却益では新田浄水場隣接用地分で 2,563 万円の減額、簡易水道跡地分で 1,018 万 6,000 円の増額となり、差し引きにより 1,544 万 4,000 円を減額するものでございます。

次に下の表の支出でございます。1 款水道事業費用で補正予定額が 2,470 万 9,000 円の減額補正をお願いするものです。1 項 1 目原水及び上水費で 3,003 万 7,000 円の減額補正でございます。まず修繕費で 100 万円の増額補正でございますが、上水施設の修繕費でございます。次に受水費で 3,100 万円の減額補正でございます。仙南仙塩広域水道の受水

費につきましては震災時に受水停止となったことから料金の減免について要望を行っていたものでありますが、このたびその減免額が確定したことから仙台分水の減免や配水量の減少に伴う受水費の減と合わせまして減額補正をさせていただくものです。なお、仙南仙塩広域水道の減免額は基本料金の1カ月分で約2,600万円、仙台分水が約120万円となっております。

次に保険料で3万7,000円の減額は建物及び公用車に係る共済保険料が免除される旨の通知があったことから減額するものでございまして、ほかに配水費で11万5,000円、総掛かりで3万2,000円、また次のページの資本的支出では1万8,000円、合わせて20万2,000円の減額補正でございます。次に2目配水費で468万4,000円の増額補正でございます。修繕費で479万9,000円の増額補正でございますが、災害復旧に係る鴻池橋水管橋漏水修繕費の増額補正でございます。次に2目消費税及び地方消費税67万6,000円は支払い消費税の増によるものでございます。

次のページをお願いします。資本的収入及び支出でございます。収入から御説明申し上げます。1款資本的収入で3,289万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。1項1目企業債公営企業災害復旧事業債は、先ほど説明させていただきました災害復旧事業に係る起債でございます。次に2項1目他会計負担金9万3,000円は消火栓工事に係る一般会計からの負担金の精算による増額分でございます。4項1目有形固定資産売却代金1,908万6,000円は、先ほど説明させていただきました土地売却に伴う補正でございます。6項1目一般会計補助金と国庫補助金については災害復旧事業に係るものでございます。

次に支出でございますが、1款資本的支出で16万2,000円の減額補正でございます。1項1目配水管整備事業費の保険料は減免に伴う減額でございます。次に3目量水器購入費14万4,000円の減額補正ですが、加入金の減少に伴う減額補正でございます。

最後になりますが、ここで補正後の損益計算について説明させていただきますので、資料3をお願いします。資料3の63ページです、最後のページです。損益計算について、当初予算と今回の補正後との比較表でございます。今回の補正額は少し色のついた第4号補正欄でございまして、その隣の太枠で囲まれた部分が補正後予算となっております。その右隣が当初予算との比較となっております。また、今回の4号補正におきましては加入金や固定資産売却益などの減額がありましたが、補助金の増額、また費用では受水費などの減額に伴い結果的に当年度純損失見込みが1億4,200万2,000円となっております。以上で説明を終わります。

○深谷委員長

以上で説明を終わります。

● 歳入歳出一括質疑

○深谷委員長

これより収入支出一括質疑に入ります。佐藤委員。

○佐藤委員

水道の事業者の方が何件か被災されていまして、なかなか工具も何もみんな流されて大変だという状況がありそうです。それで、今回寒い、とても寒かった時期があったわけですが、そういう中で凍結にかかわる作業がどのようにされてきたのか、あるいはちゃんと滞りなく進んでいたのかというあたりは状況を把握していれば教えてください。

○佐藤水道事業管理者

お答え申し上げます。今回の凍結、防寒対策でございますが、通常の水道管の凍結については最低気温が氷点下 4℃が危険範囲とされてございます。ことしは例年になく気温の低い日が継続してございまして、特に宮城県におきましては先月の 1 月中旬ごろからでございますが、連日低温注意報が継続して発令されてございました。その中でも、特に 1 月 25 日過ぎからですか、連日氷点下 5℃から氷点下 7℃ということで継続してございました。

これらの状況から、上水道部の方では 1 月 27 日だと思ったんですけども、低温に関する対策本部を立ち上げまして、あわせて多賀城市の管工事業協同組合と連携をしながら水道使用者の方々からの凍結、破損等に関する問い合わせに迅速に対応するため対策本部を設置して対応してまいりました。それで、きょう現在でございますが、処理件数が合計で 363 件ほどを処理してございます。内訳でございますが、凍結解氷処理が 108 件、それから破損、それから漏水処理等で 245 件、最近は段々気温も上昇してきまして凍結に伴う漏水が多かったという実態でございます。そういう対応をしてまいりました。

○佐藤委員

事業所で被災した事業所はどのくらいあるんですか。多賀城市内何件。

○佐藤水道事業管理者

現在市内で管工事業協同組合に加盟されている方は 8 社ございますが、そのうち今回の津波の被害で 3 社ほど被災してございまして、主な資材とかそれから建設機械等も大分流されたということで、今回の凍結に当たっては例えばほかの方々から機械を借りたりそういうあれで対応してきたという実態は聞いてございます。

○佐藤委員

私も地元水道事業者がいらっちゃって、本当にこの間見せていただいて倉庫何も無いがらんと全部流されてしまって、ようやくこの間車買ったんだというお話をお聞きしました。そういう中でどういうふうに今本当に商売で働き稼ぎどきというような時期の中でどういうふうにやりくりされているのかなというようなことが遅まきながらちょっと気になりまして、ごめんなさいということでその方とはお話ししたんですが、一定の全国的な組織も含めてさまざまな使わない工具などは全国的に水道屋さんなんかいろいろ持っているらしいんです。そういうところに呼びかけて回してもらえるようなものは回してもらえるような仕組みがあればいいなということで一定の組織の中にちょっと紹介して差し上げたんですが、そろそろのにかかると思うんですが、さっき管理者言っていました管工業協同組合というようなことでは多賀城市内でもそういうことが仕事が回って工具も回ってきてい

ると思うんですけども、そういう協同組織のいいところを働きかけて徐々に工具がそろような仕組みができたらいいのではないかなというふうなことで思ったんですけども、水道事業所としてはそんなことはできないと言われればそれまでなんだけれども、そういうことで役に立てればなというふうな思ったんですが、どうでしょうか。

○佐藤水道事業管理者

当然、今回の被災に対しては大変お気の毒だということもございまして、ただ、我々事業体としては管工事業協同組合さんの方にいろいろな仕事を今頼んでいる部分もございまして。そんな中で、例えば将来的にも今後管工事業さんの方で賄える仕事については随時研究をしながら仕事を分けて与える。そのことが、多分復興につながっていくのかなという感じでございまして、現時点でうちの方から企業、個人個人にいろいろな支援とかそういうことはなかなか難しいので、管工事業さんを通して仕事を少しでも発注したいという考えでございまして。

○佐藤委員

この間、東松島に行ったときも、東松島もより大きな被害を受けてそういう状況でうんと大変なんですということでした。あちこちで事業者引っ張りだこだと思うんです。工具がないばかりに指をくわえてみている状況が大変お気の毒だというふうに思ったものですから、お役に立てるところで立ちたいというふうに思っているんですが、もし何かいい知恵がありましたら、ぜひそういうことでは皆さんが満遍なく仕事が回るようなそういう仕組みも研究をしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

○竹谷委員

1点、新田の公民館のところの空き地が売れたという、売却可能になったという認識なんでしょう、その認識でよろしいですか。

○佐藤水道事業管理者

今現在新田公民館の東側といいますか、そこは昔簡易水道の用地がございました。そこが今回売却が成立したということでございます。

○竹谷委員

535平米というふうに押さえてよろしいですか。

○佐藤水道事業管理者

面積は535.5平米でございます。

○竹谷委員

この売却価格についてどのような手法を用いて決められたのか。

○佐藤水道事業管理者

当然鑑定価格を取得して、鑑定を評価しまして鑑定をもって、これは平成22年5月1日の鑑定で評価をして今回契約をしたということでございます。

○竹谷委員

22年の5月では全然土地の価格の評価が違うんじゃないかと思うんです。少なくとも23

年の 12 月あたりの評価でいくと、ここは地震との兼ね合いから評価額は上がってくる地域なんですよ。その辺を現状の評価がどうなのかという評価をしないで 2 年前の評価で売買を決めるということはどういうことかなと思って今質問しているんですが、私は妥当性に欠けるのではないかというふうに思うんですけども、いかがですか。

○佐藤水道事業管理者

これには理由がございます。実は、今回売却された方は 22 年あたりからうちの方にずっと来ていまして、たまたま今回時間がかかったのが対銀行とのいろいろな借入れの関係でなかなか決まらなかったということもございまして、今回売却された方は既に平成 22 年の時点でうちの方に話がございました。その方が、今回金融機関との調整が整いまして売却したということでございますので、当時の鑑定を採用させていただきました。

○竹谷委員

いろいろ事情があってそういうふうにしたんだと思いますが、少なくとも私は一番近隣の 23 年の 2 月なら 2 月、12 月なら 12 月の路線価格とかそういうものも参考にした中である程度価格を決めていくような方式を考えていかなければいけないんじゃないか。極端に言うと、20 年にその話があった。それにかみついてずっとやってきた。ようやく資金の調達ができたから例えば 20 年の価格で譲ってくださいというような売買方式はないんじゃないか。時価評価がどうなってるのか、その評価額で取引するのが当たり前じゃないかというふうに思いますので、決めたことに対してどうのこうの申し上げてもあれですけども、今後はそういうものも参考にしながら妥当性、だれでも聞いてもなるほどというものにしていかなければならないのではないかというふうに思いますので、特にこれからの土地の売買についてはそういう点も踏まえてやっていただきたいというふうにお願いしておきたいと思います。

○深谷委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○深谷委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 21 号を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○深谷委員長

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして本委員会に付託をされました議案第 16 号から議案第 21 号までの平成 23 年度多賀城市各会計補正予算の審査はすべて終了いたしました。

各議案とも、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しましたので、この結果については議長あて報告いたします。なお、委員会報告の作成については私に一任願いたいと思います。これをもって補正予算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後 5 時 53 分 閉会

補正予算特別委員会

委員長 深 谷 晃 祐